

第三百三十一回国会 衆議院 世界貿易機關設立協定等に関する特別委員会議録 第四号

(1010)

平成六年十一月二十一日(月曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 佐藤 孝行君

理事 越智 伊平君

理事 田中 直紀君

理事 小平 忠正君

理事 日笠 勝之君

理事 辻 一彦君

安倍 晋三君

赤城 徳彦君

岸本 光造君

栗原 博久君

小杉 隆君

塩崎 恭久君

二田 孝治君

御法川 英文君

今津 寛君

太田 誠一君

小坂 憲次君

飯島 宗明君

千葉 国男君

平田 米男君

松田 岩夫君

山本 拓君

秋葉 忠利君

鉢呂 吉雄君

和田 貞夫君

錦織 淳君

藤田 スミ君

吉井 英勝君

出席國務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君

外務大臣 河野 洋平君

大蔵大臣 武村 正義君

理事 川崎 二郎君

理事 中川 昭一君

理事 畑 英次郎君

理事 伊藤 茂君

逢沢 一郎君

片岡 武司君

久間 章生君

栗原 裕康君

齊藤 斗志二君

福田 康夫君

松岡 利勝君

石破 茂君

遠藤 乙彦君

川島 實君

古賀 正浩君

田名部 匡省君

仲村 正治君

増田 敏男君

矢上 雅義君

吉田 治君

池田 隆一君

横光 克彦君

枝野 幸男君

前原 誠司君

松本 善明君

出席政府委員

総務庁長官官房

兼内閣審議官

経済企画庁調整

局長

経済企画庁物価

局長

経済企画庁総合

計画局長

環境庁企画調整

局長

外務大臣官房長

外務大臣官房外

務参事官

外務省総合外交

政策局長

外務省経済協力

局長

外務省条約局長

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省関税局長

大蔵省銀行局長

文部省高等教育

局長

文部省学術国際

局長

文部大臣 与謝野 馨君

厚生大臣 井出 正一君

農林水産大臣 大河原太一郎君

通商産業大臣 橋本龍太郎君

運輸大臣 亀井 静香君

国務大臣 宮下 創平君

(環境庁長官)

河野 昭君

吉川 淳君

谷 弘一君

土志田征一君

石坂 匡身君

池田 維君

谷内正太郎君

柳井 俊二君

原口 幸市君

平林 博君

折田 正樹君

薄井 信明君

中島 義雄君

鏡味 徳房君

西村 吉正君

吉田 茂君

岡村 豊君

厚生大臣官房総

務審議官

厚生省生活衛生

局長

厚生省業務局長

農林水産大臣官

房長

農林水産省経済

局長

農林水産省構造

改善局長

農林水産省農畜

園芸局長

農林水産省食品

流通局長

農林水産技術会

議事務局長

食糧庁長官

通商産業大臣官

房商務流通審議

官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業省通商

政策局長

通商産業省通商

政策局長

通商産業省環境

立地局長

特許庁長官

特許庁特許技監

特許庁総務部長

運輸省運輸政策

局長

宮内庁長官官房

審議官

外務委員会調査

室長

太田 義武君

小林 秀資君

田中 健次君

高橋 政行君

東 久雄君

入澤 肇君

日出 英輔君

鈴木 久司君

野中 和雄君

上野 博史君

清川 佑二君

中野 正孝君

坂本 吉弘君

伊佐山建志君

齊藤 真人君

高島 章君

油木 肇君

森本 修君

豊田 実君

角田 素文君

野村 忠清君

大蔵委員会調査

室長

文教委員会調査

室長

農林水産委員会

調査室長

商工委員会調査

室長

中川 浩扶君

長谷川善一君

黒木 敏郎君

石黒 正大君

委員の異動

十一月十八日

辞任

吉井 英勝君

同日

辞任

七条 明君

松下 忠洋君

井奥 貞雄君

大石 正光君

木幡 弘道君

坂本 剛二君

田名部 匡省君

仲村 正治君

永井 哲男君

前原 誠司君

松本 善明君

同日

辞任

安倍 晋三君

栗原 裕康君

石破 茂君

太田 誠一君

小坂 憲次君

増田 敏男君

矢上 雅義君

池田 隆一君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

松下 忠洋君

七条 明君

井奥 貞雄君

坂本 剛二君

仲村 正治君

田名部 匡省君

木幡 弘道君

永井 哲男君

吉井 英勝君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

枝野 幸男君 前原 誠司君
吉井 英勝君 松本 善明君

十一月二十一日

米の輸入自由化反対に関する請願(東中光雄君紹介)(第九三三三号)
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願(山原健二郎君紹介)(第九三五五号)
同(若佐恵美君紹介)(第九六八号)
同(東中光雄君紹介)(第九六九号)
ガット合意の国会承認反対に関する請願(藤田スミ君紹介)(第九三三六号)
食糧自給率の向上、日本農業の発展に関する請願(藤田スミ君紹介)(第九三七七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公聴会開会承認要求に関する件
委員派遣承認申請に関する件

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)
著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)
蘭系価格安定法及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出第一七七号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、蘭系価格安定法及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案の各案を一括議題といたします。

この際、公聴会開会承認要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となりました各案件につきまして、議長に対し、公聴会開会承認要求を行うこととし、公聴会は、来る十一月二十八日月曜日開会し、公聴人の選定等は、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○佐藤委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 次に、委員派遣承認申請に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となりました各案件につきまして、審査の参考にするため、議長に対し、委員派遣承認の申請を行うこととし、派遣地、派遣の期間、派遣委員の人数等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに賛成の諸君の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○佐藤委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田治君。

○吉田治委員 改革を代表いたしまして質問させていただきます。

本日に、APECで休みなく働きの総理大臣、実は私の父親の方がまだ総理よりも年をいっておられて、大体七十を超えてきますと体力がきゅっと落ちてくるというのは父親を見ておりまして、たまたまわかっておりますので、なかなか総理という職務も激務だと非常に感じておる次第でございます。

まず、質問の方をさせていただきますと思えます。

突拍子もない質問ですが、私、大阪市内の選挙区で出ております。大阪二区というところで、大阪市内の半分を地盤としておりますが、総理、大阪市内の専業農家、第一種兼業農家並びに第二種兼業農家、大体大さっぱで結構です、何軒ぐらいあるか、お答えをお願いします。総理にちよつとだけお聞きしたい。大体で結構です。これぐらいじゃないかと、人口二百六十万の市で。

○高橋政政府委員 大阪府の農家戸数でございますが、……吉田治委員「府じゃない、市」と呼ぶ市ですか。ああそうですか。ちよつと今手持ちで持っておりますが、

○吉田治委員 本日に環末な質問で、なぜそういうふうにして申し上げたかと申しますと、大阪市内、人口二百六十万、専業農家百十戸、第一種兼業農家九十三戸、第二種八百九十四戸。ですから、このWTOの特別委員会が私質問するときに、余り農業問題について深く質問するといふよりも、農業を川上、川中、川下という形でとらえて質問をさせていただきたい。それが私どもの選挙区での要望でもあるんじゃないかなと思っております。

まず最初に総理にお聞きしたいのは、総理が、初日の質疑の中で、農業は国民全体の問題だといふふうにお答えなさっておったと思うんです。具体的にそれはどういうふうな意味なのか、もう一度総理の所見をお聞かせいただきたいと思います。

○村山内閣総理大臣 これは、国民生活にとつて食糧というのはもう欠かせないもので、その

いう意味で戦後食糧法が設けられて、農業生産の基盤を守っていくと同時に消費者の生活を安定させるという意味で二重価格制度等がとられてきたような経過から考えてまいりました。私は、食糧というのは単に生産農家だけのためではなくて、国民全体の食生活をどう安定させるかという意味では国民的な課題であるといふふうに認識をしていいたくないかといふふうに思っております。

○吉田治委員 生産者だけでなく消費者というお言葉が出ましたけれども、それでしたら、具体的にこの協定、ガット・ウルグアイ・ラウンド、締結されて発効されていく過程において、じゃ物価はどれぐらい下がりますか。消費者としてやはり農産物に求めるものは三点あると思うんです。おいしさというのはまずもちろんだと思えます。二つ目は安全というものの。そして三つ目はやはり価格というものの。

よく御承知のとおり、日本の食糧の値段は欧米に比べて大体三倍するとか、またよく海外旅行に行つた方が、何で日本で食べ物が、同じものが高いんだ。特にアメリカなんかに行かれますと、例えばマクドナルドのハンバーガーで申しますと、日本だったら百八十円、二百円するものが、なぜ同じ先進工業国であるアメリカで六十五セント、大体六十五円で買えるのか、これはどうもおかしいんじゃないか。

初日に総理が貿易立国、貿易立国というお話を多分相当されたと思えます。その中におかれて、やはり物価といふふうなもの、じゃ、これが発効することによってどれだけの下がるのか、具体的な指標といふのをつくられたのか、いや、それはまだできてみないやわからないうのか、ちよつとその辺をお聞かせいただきたいと思います。

○村山内閣総理大臣 今委員が御指摘になりましたように、これは食糧ですから、国民生活に欠かせないという意味で、どういふ事態になろうとも安定的に供給できるような自給体制というものを

しっかり維持する必要がある。同時に、安全な食糧を供給するということも大事なことだと思えます。

さらに、価格の問題でありますけれども、これまで食糧というのは、特に米を中心にしている意味では、先ほど申し上げましたように食糧制度等もありまして、生産費を償うだけの価格というものを維持しながら、安定した消費生活を維持するために可能な限り生活の基盤というものを前提にした消費者価格というものが設定されてきた、こういう経緯がありますけれども、いよいよウルグアイ・ラウンドが導入されて、これから自由化の嵐の中にさらされていく、こういう状況を踏まえて、今御審議をいただいております関連法案等につきましては、できるだけそうした国際競争に耐え得るような、ということは、価格も含めて可能な限り耐え得るような日本の農業をどうつくっていくかということが主眼になっておるわけでありまして、米を政府が一貫して管理をしていた、それがある程度市場価格にさらして、そして需給調整の中で価格が決まられていく、こういう方策も取り入れることによって、できるだけ合法的な、客観的に妥当な価格になるような、そういうことになっていくのではないかと、その努力はこれからも不断にする必要があるというふうに考えているところでございます。

○吉田(治)委員 それでは具体的に、じゃ、物価がどれぐらい下がるとか、そういうふうな試算はされていくということでしょうか。○大河原国務大臣 吉田委員にお話し申し上げますが、一つは、前提として、国内の農産物価格の問題、内外価格差大変多うございますが、それに、御案内のとおり国土が狭いあるいは地価が高い、もう先生御案内のとおりでございます、アメリカなりEC諸国と比べて、自然条件が制約がある。したがって、大変なハンディがある。したがって、その点についてはやはり前提に置いてお考えをちょうだいしなければならぬ。また国民の方々にも、消費者の方にも御理解を願わなければならぬ。

ばならない。しかし、それでいいということになりますと、このたびのガット・ウルグアイ・ラウンドの農業協定の受け入れに伴いまして、国として展開しようとする政策の一つとしては、やはり農業生産を効率が高い安定的な経営に集中していこう。それは既に二年前の新政策でも、それぞれの経営別、米あるいは酪農、肉用牛あるいは野菜、畑作、それぞれについてコストダウンをしようというところで、三割、四割、それぞれの作物によって違いますが、それを目指して農業構造の改善をしようということでございます。全く内外価格が一致するなどということは、私はこれはできないと思いますが、最大限の努力によってその価格差を解消していくという基本方針で臨んでおるわけでございます。

○吉田(治)委員 具体的には出ていないということ、民間のビジネスで、例えば今度、初日の話では皆様方、七兆二千億円で、相当なお金をこれから農業にかけていく、六年間にわたってということ、それだけかけて結果が、試算も出していない、これくらいになるだろうというくらいのお話も聞かせていただけないということ、ちよつと、私も民間にしばらくおった経験からしますと、これだけのお金をかけたら、コストパフォーマンスというのですか、これだけかけたから結果はこうなるよと、こうなるであろうという話だけじゃなくて、こうなるよという部分をやはり教えていただかなければ、先ほど言いましたように、私は、大阪市内で農家の戸数全部合わせましても千何戸、千何戸の方にはお話しできるのですけれども、その他の百何十万人の有権者の皆さんにちよつとこの話を持って帰って、どうですかと言ふことはちよつとできないと思うのですけれども。

○大河原国務大臣 重ねての御意見でございますが、御質問でございますが、私が先ほど概括的に、それぞれの作物につきましてコストをこの程度ダウンするという一つの経営展望はできておるわけでございます。したがって、それが消費者価格に反映いたすということで、総合的な物価がどうの、あるいは農産物価格総合ということまで御指摘のように作業をしておりませんけれども、それぞれの作物についてはコストダウンの目標を定めて、それをもつてこの対策の受けとめ方としておるわけでございます。

○吉田(治)委員 もう一つ、川下の消費者の立場から申し上げますと、これはきょう事前に労働大臣に通告しなかったものでないかと思ふのですけれども、やはり雇用という問題が出てくると思うのです。こういうふうな自由になつていくと、産業的に比較劣位というのですか、そういう業界になつたらやはり失業の問題出てまいります。反動言つたら、これが自由になることによって、さまざまな消費者活動でありますとか、厚生大臣も先にお答えなさつていた検査の問題等で雇用がふえる、そういうふうな部分も両方あるのですけれども、もしも担当者の方おいでになられて、雇用の問題も何かそういう試算なさつておれば教えていただきたいです、いっしょにやらなければ後日お答えいただければと思っております。

○佐藤委員長 となたもないようですから、次の問題に移ってください。○吉田(治)委員 消費者の方からすると、やはりこういうふうな問題が出てくると思うのです。大蔵大臣、ちよつとお聞かせいただきたいのですけれども、この数字を覚えていらつしやいますでしょうか。十二万五千二百二十、九万六千二百三十、二十一万四千五百七十九、大蔵大臣、覚えていらつしやいますか、この数字。

○武村国務大臣 さつぱり何かわかりません。○吉田(治)委員 残念です。これは大蔵大臣の過去三回の得票数を申し上げた次第でございますが、ちよつとそれを覚えていらつしやらないといふのは非常に残念な気がいたしております。なぜそういうことを申し上げたかという、大蔵大臣の地元は滋賀、近江米の産地でございます。

で、初回十二万票、二回目九万票、その後二十一万票と二倍以上の得票をなさつておる。この滋賀というところの風土からいいますと、この二倍になったというのは、まあ大蔵大臣のこの四年間、三年八カ月の努力のたまものであるとも言えるでしょうし、またもう一つ、滋賀から大阪、京都へ通われている都市生活者というのですか、サラリーマンの方も非常に多いと思ふ。その方の票が非常に入ったんじゃないかと推測できるのですけれども、私はその人たちに對して、大蔵大臣が初日になされた発言、非常に残念だと思ふ。

どういふ発言かと申しますと、七兆二千億の内容、これからやると、こういうふうなことをやります、ああいうことやります、ごらんくださいと、ごらんいただいたらわかるというたしか答弁をなさつたと思ふのです。私、消費者だけじゃないですけども、この七兆二千億という数字が出てきたときに、地元へ帰りましてどういふ反応が出たか。委員の皆さん方から水が飛んでくるかもしれないけれども、何でそんな使うのだと。国民一人頭にしたら七万円、家族四人にすると二十八万円、これだけ使つて何が起るのか、どうするかということに関して、私が大蔵大臣に申し上げたいのは、ぜひともそういうふうな数字が出てきたときには、大蔵大臣みずからテレビに出るなりなんなりして御説明をなさつて、先日の御答弁も、ごらんになって、じゃなくて、私が先日説明したとおりというふうな、政府側のこれからの努力というのですか、そういうふうなものを川下の皆さん方、一般有権者の方々にどんどんしていただかなければ、これ以上さまざまな農業に対する対策費を、私も後ほど質問させていただきますが、することに對して、私たち都市の議員としては非常に言いづらいたいのです。説明しづらい。また、また、またという発言が非常に強く出てまいりますので、その辺また大蔵大臣よろしく、これはもう質問というよりもお願いという形にさせていただきます。

と思います。

それでは次に、川中と申しましょうか、流通のこと。これは事前通告してないのですけれども、ちよつと農水大臣、事務次官まで務められた農政のエキスパートということでございますので、御所見を聞きたいのですけれども、各地に中央卸売市場というのがございますね。やはりこの卸売市場の方々が、このガット・ウルグアイ・ラウンドを含めて、今流通のあり方について非常な危機感を持っていらつしやいます。

何かといいますと、価格破壊という言葉が出てまいりました。次に来るのは流通破壊ではないかと。ただでさえ場外の取引がふえてきた、こんな状況で果たして自分たちの仕事が進められるのかなど。農業の方々も後継者がいない、いないと、必ず賃間には後継者対策ということがあります。が、中央卸売市場においても後継者の問題、それから、これから先の卸売市場が、建物の部分はなるほど立派になっていくが、これで卸売としての、流通としての機能が残るのかどうか、そういうふうな部分を非常に心配なさっておりますが、これについて御所見をお聞かせいただきたい。

○大河原国務大臣 突然の御質問でございますが、私も、青果物、生鮮食料品の流通については、やはり中央卸売市場が流通のキーステーションと申しますか、メインステーションである実態は変わらないと思っております。

と申しますのは、御案内のとおり、我が国の消費者は非常に多様な生鮮食料品を消費している。これはヨーロッパあたりに行っていたとよくわかるのですが、そのような二百種類、三百種類の生鮮食料品、青果物なら青果物、これの集荷と分荷、これを行うのはやはり中央卸売市場の機能でございます。これはちよつと言葉が過ぎますが、我が国のこの中央卸売市場は非常に各国にも増してすぐれた流通組織だというふうに思っております。

もちろん今委員が御指摘のように、労働力問題もございます。それから市場外流通、これは輸入

品等についていろいろ見られるところでございますが、そういう問題については、市場行政といったしましては、市場の作業の機械化とか、その他各般のことを重点的にやっております。農林省が直接消費者に対してお答えする大事な窓口であるというふうに思つて、今後とも強化してまいりたい、さように思っております。

○吉田(治)委員 川中、川下の話はこれぐらいにさせていただきまして、WTO協定自身の発効並びに諸外国の状況について御質問させていただきますと思います。

WTOの協定の発効は来年一月一日あるいはできるだけ早い時期とされていきます。しかしながら、初日の賃間にもありましたように、アメリカなど主要国においては批准が非常におくれておりまして、まだ批准のめどさえ立っていない国もいるという形で、現在WTO協定を批准している国はわずか二十カ国にしかすぎないという現状が示しておりますように、各国とも、これどうなるだろうなということ、模様の状態になっている。

こういうのは、模様の状態というのは、一つが何かのきっかけでどつと皆さん批准されていく可能性もあるということですが、この状況を考慮していきますと、政府としてアメリカの動向とこのを逐次確実に把握しておかなければならい。批准がアメリカの動向を見守る、批准が行われると確信するといふような形で、私どもにとつては受け身の態度というのです。か、あちら様あつてのことと、まあ、外交はそれぞれ国のことですから、余りし過ぎるのも内政干渉という形になるかもしれないけれども、日本本的外交能力といふものからいいますと、もつともつといふよりもいいのではないかなと思つておるのですけれども、協定発効の見通しにつきましては総理の御所見をお伺いしたいと思います。

上げると思います。アメリカの問題につきましては、今議員からもお話ございましたように、中間選挙の結果が御承知のような結果でありましただけに、いろいろと議論がまきびすしくなつておることは事実でございます。しかしながら、先般APERCにおきまして、村山総理からクリントン大統領に、私あるいは橋本通産大臣からそれぞれアメリカのカウンターパートに対して、状況について質問をいたしました。しかし、アメリカ政府からはいづれも同じように、十一月末もしくは上院におきましては十二月一日をめぐり、それぞれ上下両院審議を終えるということが、APERCの当時私どもに対する説明としてございました。

もし御質問があればヨーロッパについても申し上げますが……

ヨーロッパのそれぞれの国の国内手続につきまして、現在私も承知いたしておりますところを若干申し上げたいと思つますが、ドイツにおきましては、六月二十九日、連邦議会が協定及び国内法改正案について可決をいたしております。七月八日、連邦参議院は協定及び国内法改正案について同意をし、既に必要な国内手続は完了していると聞いております。

フランスは、十一月末ごろに国会に協定を提出し、秋季国会会期中に審議を終えるといふように情報を得ております。

イギリスは、五月十六日、国会に協定を提出し、受諾に必要な国内手続は既に完了をいたしております。

イタリアにおきましても、上院は通過し、現在下院で審議中、十一月末までに議会の承認が得られるといふふうに聞いていますところでございます。

申し合わせが、G7あるいはAPERCの席上主要国でそれぞれ確認をされておるところでございます。私どももいたしまして、我が国の国会で御承認を得て、来年一月一日発効といふふうに考えているところでございます。

○吉田(治)委員 外務大臣、今答弁の中で政府筋の話だけでしたけれども、日本国政府として、共和党が上下両院で過半数をとつたということに関して、このWTO協定の発効への影響というもの、どういふふうに情報分析されているのか、ちよつとお聞かせいただきたいと思つた。

○河野国務大臣 その点、私も非常に関心を持っていてございいます。

中間選挙前から実は民主党劣勢といふふうに伝えられておりましたが、私もその点大変関心を持っておりましたが、実は、選挙前にも既に、選挙が終わつた後にも、下院十一月二十九日、上院十二月一日に、それぞれ上下両院で審議を終了するということを民主、共和両党のシニアメンバーにおいて合意ができていたといふふうに聞いております。そのことは選挙の結果どういふことになつても変わらないといふふうに私も情報は聞いていますところでございます。

○吉田(治)委員 WTOのこの承認問題につきましては、国内におきましても、御承知のとおり、早くすべきだとか、他国に先駆けてすることによつて自由貿易の私たちは旗手だといふことを述べるんだといふ説でありますとか、いやいや、そんな日本がこういうことで批准のリーダーシップをとるべきではないと、さまざま意見が出ておるところであります。政府の基本方針としては、国会承認を取りつた上で批准時期については政府に一任という考えが強いようです。国会承認を行えば批准時期について政府に一任するのはやむを得ないという部分もあると思つて、考え方が見えてこないといふうちには、我々としても無条件に国会承認を行うわけにはいかないのではないかな。アメリカなどに先駆けて批准手

続を進める必要がないというふうに私も意味で考えるんですけども、あえて、それとも率先して日本の方が批准をしてリーダーシップをとるべきなのか、この二つの意見があると思うんですけれども、どちらにくみするとか、どういふふうにするかについてはお考えなのか、外務大臣お聞かせください。

○河野国務大臣 先ほど申し上げましたように、関係国はそれぞれこの協定の批准承認につきまして誠実に国内手続を終了して、明年一月一日の発効までに準備を整えるということとを各国それぞれが確認をしているわけでございまして、その点については、我が国もまた誠実に国内での手続を終えて、一月一日にスタートできるように準備を整えるということがまず必要であらうというふうに思います。

○吉田(治)委員 万が一の話、イフの話をするのはいかかと思うんですけども、もしもそのときにおいてアメリカがこの批准をなされていなくとも、日本がどういふふうな対応をとるか、その辺のシミュレーションなりをしておるのでしょうか。

○河野国務大臣 御承知のとおり、世界の貿易のルールを定める、こういう問題でございまして、アメリカは、世界の貿易量から考えましても最も主要な国でございまして、アメリカがこの協定に参加をしないということになれば、このルールはその持つ意味が減ってしまうわけでございまして、私どもとしては、そうした事態が起こることということは想定をいたしておりません。アメリカは必ずこの協定に参加をして、スタート時点から、この協定の発足時からアメリカは当然メンバーとして活動をするに違いない、こう考えております。

御指摘のように、そうした事態を想定することは、外国の議会とか外国の方針をここで云々することはいかかと思いますが、私としては、アメリカもまた最大の努力をして、一月一日スタートに向けて準備を整えられるものとそう確信をいたしております。

ております。

○吉田(治)委員 ずっと貿易立国というお話をなさってきまして、日本は貿易しなけりや生きていけない国、また、輸出大国でありながら、一方で農産物においては非常なる輸入大国である。世界じゅうの米市場が約四億トン、日本の米市場が約一千万トンという中において、日本も、米だけじゃなくていろいろな農産物で輸入大国になってきている。また、工業製品は輸出大国になっている。ある意味で、自由貿易体制というふうなもの恩恵が一番受けられているのは日本であると思えますし、また、中学校、高校のとき私が習いました公民の教科書においても、貿易立国だ、IMF・ガット体制だというふうなことを徹底的にたたき込まれた世代といたしましては、これは、何となくでもWTOの批准は絶対に行わなければならないと思います。ただ、日本が行うだけじゃなくて、先ほどから申し上げるように、欧米の国々、またできれば発展途上の国々もあわせてこれを批准するべきだと思っておりますけれども、外交的努力としてこれらの国々に何かをなさっているのか、一緒に批准しようという形ではないのか、いや、それはもう各国の内政の問題だからしていいと言われるのか、その辺の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○河野国務大臣 過般行われましたAPECにおきましても、御承知のとおりインドネシアのスハルト大統領のイニシアチフで、あつた自由化に向けて大きな方向性が打ち出されるという状況でございまして。当然、インドネシアは既にWTOの準備を整えておられますが、アジア諸国におきましても、準備には極めて積極的かつ誠実に対応をしておられるというふうに、私も、APECの席上、各外相との話し合いの中でそうした状況を伺っております。

四極通商会議におきましても同じようなことがございまして、世界各国ともに、この百二十五国と地域でございまして、いずれもこの協定発足に向けて努力をしておられるということでござい

まして、私もどこか外国に向けて何かをするということもできることながら、我が国国内におきまますこの協定の準備を整えるために最大の努力をすることが何より大切だというふうに思っております。

○吉田(治)委員 WTOの協定批准については、以上大体理解されていくところでありますが、やはり飽くなく外交努力をしていただきたいと思います。まず、総理にも、ぜひともいろいろな機会を持って、諸外国に対して総理みずからいろいろ働きかけをしていただきたいと思います。その辺の決心といたしまして、決意のほどをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○村山内閣総理大臣 先ほど来意見がございまして、これは加盟している国が、また未加盟の国もすべてそうしたルールをしっかりと守って自由貿易体制が確立されていくことが大事なので、今外務大臣からもお話がございましたように、サミットにおきましてもあるいはAPECにおきましても、一月一日に発効できるように足並みをそろえて皆さん努力しようというふうなことは、もうそれぞれの意見交換の中で申し上げてきたところでありまして、これからの外交ルートを通じていろいろな機会を活用しながら、全体として前向きに進むように政府としても努力をしていきたいというふうに思います。

○吉田(治)委員 今、ガット加盟、未加盟というお話が出てまいりました。未加盟国の中で非常に大きな地域というんですか、政府の見解としては、台湾の問題が出てくるかと思えます。

九三年の日本と台湾の貿易というのは、ドルベースで、輸出が二百二十億八千万ドル、前年比の四・四％増、輸入が九十六億七千八百万ドルとなっておりまして、この台湾と日本との関係というのは、この数字でもおわかりのように、非常に大きなものであります。たしか、私の記憶に間違いなければ、日本の貿易相手国としては中国と並ぶ、第四位か第五位ぐらいだったと思うんです。それぐらい大きな貿易相手国であります。

経済的にも非常に大きな影響を持っている国でありますけれども、この台湾においても、ガットの作業部会が作業を開始して、ガット参加を目指しているというところであります。台湾だけじゃなくて、同じく、同じだけの貿易量ですから、人口からすると台湾の方が物の数、中国には比例できないんですけれども、この中国及び台湾のガット加盟について、政府の基本方針並びに現状分析というものを聞かせいただきたいと思います。

○河野国務大臣 御指摘のように、近年目覚ましい経済成長を遂げつつございまして中国、台湾、これらは国際経済と整合性のとれた方向に進んでいくことが、国際経済にとっても極めて重要でございまして。また、これらの主要な貿易相手である我が国にとっても、このことは極めて重要なことだと思えます。

こうした観点から、我が国は、御指摘の中国、台湾のガット加入を基本的に支持するという立場でございまして。ガットは、国際貿易の権利義務関係を規律するものでございまして、中国、台湾がガット上の要請を満たし、加入プロセスが進展するということが大事なことは言うまでもございせん。ぜひこうした点、条件を満たしてほしいというふうに私も考えているところでござい

○吉田(治)委員 そういふふうに政府の認識を持たれる中で、村山総理、総理はAPECの席で江沢民中国国家主席とお会いなさって、来年のAPEC、私どもの地元で開かれまして、会場が私どもの家から五分のところだございまして、そういう身近なところで行われる会議、また先ほど言いましたように、大阪は商業の町、ずっと昔から中国、アジアとの貿易というのは非常に盛んな地域でございまして。そこにおいて、報道によりますと、また先日の委員会によりまして、台湾の李登輝総統をお招きしないというんですか、来ていただくのをお断りするとかいう発言が報道されておりました。それほど日本にとって大きな相手国であり、また世界の経済の中では外貨準備高ですと

か、フオードラゴンズと言われる台湾というふうなもの、もうはなから、いや、日中共同声明で日本は一つの中国しか認めていないからというのとだけで台湾の李総統出席というものをお断りするといふんですか、来ていただかないという方針を持つのはいかがかと思うんですけれども、まず最初にお聞かせいただきたいのは、どういう認識を持たれているのか、また来年、一年に四回も総理がかわってきまして日本ですから、来年のことを言ったら鬼が笑うというのはそうかもしれないですけど、もしもこのまま続いたとして、総理としてどういふふうにお考えなさるのか、その二点、お聞かせいただきたいと思っています。

○村山内閣総理大臣 来年はAPECが大阪で開かれることになりましたが、今お話をしますと、何かすぐ近くで、準備やら警備やら何かとまあお世話になるかと思えますけれども、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

これは今御指摘もございましたように、日中共同声明や友好条約等によってその基本原則が決められているわけですね。したがって、その基本原則を踏み外すことはできませんので、これは私は江沢民主席とお会いしたときも申し上げてありますけれども、その約束事は必ずきちんと守ります。したがって、大阪で開かれる場合は、昨年シアトルで行いましたし、ことしまたインドネシアであったわけでありまして、そのあり方をそのまま踏襲してまいりたいというふうに申し上げてあります。

○吉田(治)委員 具体的に言っているかかと思えますけれども、じゃ、李総統については今度のインドネシアが行われたような形ですということでしょうか。

○村山内閣総理大臣 今申し上げましたように、昨年のシアトル、ことしのインドネシア等々の経緯も踏まえて実施をしていきたいというふうに申し上げます。

○吉田(治)委員 本当に基本原則はよくわかるんですけれども、これだけ経済、経済という形でグ

ローバリゼーションですとかボーダーレスという中で、中国との関係もおありでしょうけれども、その辺は基本原則というのを、日中友好も二十二年ですか、なってきましたら、もう一度考え直す時期にも来ているんじゃないかと。あの二十年前というのはやはり冷戦構造というのもありましたし、毛沢東という方、周恩来という方も生きていらつした時代ですし、その辺はもう一歩踏み込んで、これだけ経済の時代になってきた世の中において、世界において、やはり台湾の位置を今のままにしておく、現状のままでいいじゃないかというのはいかがかと思うんです。いかがでしょうか。

○河野国務大臣 ちよつと私から申し上げたいと思います。

十分委員御承知のとおり、APECの閣僚会議には台湾は経済担当、貿易担当の閣僚が出席をして、これはもう非常に活発な議論をしておられます。しかしながら、今御指摘の問題はいわゆる非公式首脳会議の問題だろつと思ひます。非公式首脳会議は、恐らく私の思ひますのに、シアトルで最初のルールといひますか、パターンがスタートをしたわけですが、それらは恐らく主権国家のリーダーが集まる、こういうことであつたのだろつと思ひます。したがって、もちろん経済的に大きな単位を持つ台湾とか香港とか、こういった地域が閣僚会議のレベルで代表を送り込んで、経済、貿易に関する議論をするということは現在でもやっておりますけれども、非公式の首脳会議といひます政治的な色彩の強い部分には主権国家のリーダーが集まる、こういう認識でシアトルでそのメンバーが集まった、それが今回のボゴールでも踏襲をされたということだろつと思ひます。先ほど米総理御答弁のように、そうしたことを踏まえて大阪でも対応をするということになるだろつと思ひます。

聞いたんですけれども、違つておりますか。違つておつたら結構ですけれども、やはりそういうふうなことも私はちよつとあえて考えていくべきだと思ひます。

直接関係はないかと思ひますけれども、日本が戦後ここまで来れたというのは、戦争の賠償責任というものをほぼ免責された、その免責するためにながれが発言したかといふと、二人いられる。セイロン、の首相と当時の中華民国の蔣介石総統だ。この二人が、日本の行ったことについては非常に腹立たしい、こういうことは非常によくないことだけれども、しかし、それだからといって対日賠償は請求しないといふふうなことを述べられて、また日本を分割統治もしないといふふうなことを蔣介石が言われたといふことだけは、歴史的な経緯として私は重きを置くべきだと思ひます。その後継である台湾といふふうな国について、私はある意味で今日の日本を考えた場合に、特別な思いだとか特別な取り扱ひをしてしかるべきではないかなと意見を述べさせていたきたいと思ひます。

次に、ウルグアイ・ラウンド妥結による農業のあり方について、農水大臣並びに総理の御所見をいたしたいと思ひますけれども、こういうWTOの批准によりまして、農作物はある意味での輸入自由化という形になっていくと思ひます。特に、関税化対象になつております乳製品、繭糸などは大きなダメージを受けて、構造転換というものを迫られていると考えますけれども、総理、この辺の二つのことについての認識というものでするか、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣 前段私からお答えさせていただきます。

ただいま委員がおっしゃいましたように、米に對する特別取り扱ひを除きまして、すべての農産物が関税化をされたわけでございます。ただ、関税化については関税相当量を、内外の価格差を前提といたしまして、ある意味では相当高い水準で設定されました。もちろん実施期間中に一五%の削減がございますけれども、一応相当な高い水準でございます。したがって、短期的に見ますと、その影響は必ずしもない、その懸念はされなない。ただし、今もお話ございましたように、中長期的に見ますと、国際市場の影響が国内市場に参入していくことでございます。

今御指摘の乳製品と生糸につきましては、今度提出している関係法案には、国家貿易としての事業団が介入いたしまして、国際的に承認を得た範囲で差益を徴収して国内価格との調整を図つておるといふ点もございまして、今後の中長期に見ますと、やはりコストの安い乳製品なり生糸生産といふことのための可能な農業構造の改善、これを推し進めることが今回の国内対策のポイントでございます。

○吉田(治)委員 先ほど来申し上げておりますように、輸入農産品の増加ですとか今言われた国内農業の構造変換等によって、農産品の多かれ少なかれといふものが価格変動の波にさらされるというんですか、そういう中において、国民生活という部分、先ほど申しました川上、川中、川下、さまざまなレベルがあると思ひます、そういう部分にさまざまな影響が出てくると思ふのですけれども、その辺の総理の認識、どういふふうな認識を持たれているのか、ちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣 今農林大臣から答弁がありましたように、短期的にはある程度の水準の関税が維持されると思ひますけれども、中長期的に見ますと、やはり競争が激化する、輸入がふえるといふような傾向も出てくると思ひますし、為替レート等の関係もあつて、相当の影響を受けるんではないかといふことが想定されます。

それだけに、そうした内外の状況に對応できるような日本の農業をどうつくっていくか、ある意味ではそういう価格競争にも勝ち得るような、これは米は別ですけれども、米以外の農産物が耐えられるようなものをどうつくっていくかといふことが私はこれからの課題だといふふうに思ひますか

ら、生産者、消費者等々の総合的な立場に立つて、これからの対策を十分そのないよう推し進めていくことが大事ではないかというふうに考えています。

○吉田(治)委員　そういうふうにお聞かせいただいているのですけれども、じや、農水大臣、初日の発言の中で、答弁の中で、非常に都市住民にとつて大切な農村という発言があったと思ひます。これがちよつとわからないのです、私にとつて。お答えいただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣　消費者と言ひかえてもよろしいのでございすが、やはり食糧の安定供給という点で、これは国民、消費者全体のものであらうというふうな思ひておりますし、また消費者に対して良質、安全あるいはリーズナブルと申しますか、適切な価格で供給を申し上げるという点も農業の大きな役割だと思ひます。

もう一つは、国土、環境の保全、これについては農林業の役割は非常に大きいわけでございまして、その点もございまして、また、農林業の支えになつてゐる農山村地域、これについては都市住民が保健休養とか、特にこのころは、グリーン・ツーリズムというふうな、農山村滞在型の余暇活動をしたというふうなこともございまして、我々農業サイドもやはり全体としては国民のものだといふふな意識を持って今後努力をいたさなければならぬ、そういうふうな思ひています。

○吉田(治)委員　そういう農水の考え方のもとに、ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意を受けて、今後六年間、国内対策費として、先ほどから申しておりますように、農水並びに自治省合わせて七兆二千億円ですか、本当に、多いといふのか少ないといふのか、私らみたいなきからすると、非常にとんでもない数字だといふふうな予算を計上されておるのですけれども、総額七兆円といひますと、先ほど申しましたように、国民一人当たり、赤ん坊からお年寄りまで入れられて、大体七万円、税金をこれから負担していただく、打ち出の小づちがあるわけじやありませんから、

回り回つて国民一人当たり七万円というものの負担という形になつておるわけでは。

その中において、先ほど申しましたけれども、地元へ帰りますと、これだけお金をかけて果たして農産物が安くなるの、農業というのは日本の農業生産性に向く合致して行く。また、あの人は数字を持ってこられて、吉田さん、農業の日本のGNPに占める割合は何%か知つてゐるか。何%や。一・八%や、そんなのにそれだけお金をかけていいの、それよりもつと次世代の産業の種という方にお金をかける方がいいんじゃないのといふふうな声も非常に出てきております。

そういう中において、これは総理と大蔵大臣にお聞かせいただきたいのですけれども、この予算というふうなものが国民に了承という形、そういう言い方、表現がいいかどうかかわらないのですけれども、どういふふうな思ひられるか。そして、どう理解していただくようにこれから努力をなさるのかといふことをお聞かせいただきたいと思ひます。

なぜかといひますと、昭和三十年代、四十年代といふのは、地方から、農村からたくさん都市に人が就職のために入つてこられました。その人たちといふのは、もう今五十年代、六十年代、私たちの父親の世代になつております。その方々は、農村に対してお金を入れるといふことは、自分が、その人たちのお父さんが、農村での農業の非常な大変さといふのを見ていられますから、なるほどと納得しますけれども、私たち子供の世代になつてきますと、田舎へ帰る、農業地へ帰るといふのも年に一回あるかないか。そして、都会で働いてきますと、源泉徴収票を見て、何でこんなに税金が多いんや、何でこれだけ取られるんや。その一方で、農業だけがなぜそれだけお金をかけられなくちやいないんだ、うちの会社はあしたにも倒産する、リストラだ、リエンジニアリングだと言われている中において、何で農業だけがこれだけの、保護と言つたら語弊がありますが、これだけの補助をされるのかといふことをやはり率直に思つて

いる人が多いと思ふのですけれども、そういう人たちに對してどういふふうに説明をなさり、どういふふうに納得していただくか、これは総理と大蔵大臣、両方にお聞かせいただきたいと思ひます。

○武村国務大臣　農業をどう見るかによつて結論は変わつてくるのではないかと。

農村で農業をやつてゐる方も、大阪のビルの中で生きておられる方も、やはりしよせん食糧といふのは絶対に欠かせない、生活の基本になる、生活といふよりも人間が生きていくための基本になる物資であります。それをどう、先ほど来議論いただいておりますように、良質で安価でしかも安定した形で供給がなされるかといふことは国民全員の大きな関心事だと思ふわけですね。

問題は、国内で、この日本の大地で生産を主としてこれからはしていくべきか、いやもう比較生産の論理からいって、自由貿易だからまあこれだけでないで、安いものはほとんど世界から受け入れて自給率がどんなに下がつてもいいという割り切りをするかといふ、この判断だと思ひますね。

世論調査をしております限りは、都市の方でも、私なんかも自分の講演会で議論をしても、大津や団地の奥さん方を集めても、やはり農業の必要性といふものはある程度わかつていただくと、ほとんどもがやはりこの日本で少々高くても、農家の皆さん御苦労だけれどもしつかり主な食糧は生産してもらいたいといふ声が大半だと私は認識しているのですよ。これは、吉田さんが大阪でどう説かれるかによつて世論は変わると思ひますが、ぜひそういう視点でこの六兆円の予算も、七兆二千億の予算の内容も説明をしていただきたいといふふうに私は思つております。

農業だけにとおっしゃるが、そんなことでは絶対ありません。これは、この数字を決して軽いや言えませんが、一年に割れば一兆円。六百三十兆円といふ大きな公共事業全体の基本計画も先般発表したばかりでございす。そういう意味では、平均すれば年間数十兆円ぐらいの公共投資の中で

このいわば前向きな新しい事業、ガット・ウルグアイ・ラウンドに對する大規模な園地整備とかそういうことに焦点を合わせて、まあ六年間で六兆百億円の予算を予定しますといふことを政府としては決定させていただいたといふことでございすから、どうでしようか、これではまきとかむだなことに金を使つてゐるとかいう印象だけはぜひ取り除いていただけるように、政府としても精いっぱい今後努力をしていきたいと思つております。

○村山内閣総理大臣　今大蔵大臣から答弁したことでもう尽きるんではないかと思ひますけれども、今委員からも過去の農村との関係を振り返つたお話がございまして、良質で安価でしかも安定した形で供給がなされるかといふことは国民全員の大きな関心事だと思ふわけですね。

というので、労働力が不足しますから農村からどんどん労働力が駆り出されるので、都市に出て働く労働者は食糧がないといふので、農村から食糧を送るというふうなこともあつて今日の経済の発展の基礎をつくつてきた。私はある意味では、そういう意味で果たした農村の役割は大変大きいと思ふんですね。しかし、そういう意味からいへば、農村といふのは都市のやはり生産を支える大きな基盤になつておるといふふうな言えないこともないと思ふんですね。そんな意味では大変大きな役割を果たしておると思ひますし、同時に、どういふ事態にならうともやはり安全な食糧を安定的に供給できるようにしていくといふのは国の責任ではないか、基礎的な私は責任だと思ひますね。

そういう意味から申し上げますと、単に、農業をどうするかといふ問題は生産農民だけの問題ではなくて国民的な課題だといふふうにはやはり理解する必要があります。これは、その農村をウルグアイ・ラウンド受け入れ後どのようにして守つていくかといふことからすれば、私は、国民にとつても大事な課題であるといふ理解と認識を持つて當たつていくことが大事ではないかといふふうに考えておりますから、皆さんの御理解もいただ

けるのではないかとふいに思っています。
○吉田(治)委員 本場におつしやられる意味よくわかりました。また国民の方も、総理府の九三年十一月の調査では、国民の七十一%が日本の食糧事情について不安を感じているという結果も出ておりますし、それはやはりとりもなおさず、カリブーベースの自給率が一九六〇年に七九%あったのが九一年に四六%、穀物自給率が八二%から同じく二九%に落ちているという、こういう情報がほとんど国民の方にも新聞等を通じて流れている。

やはり情報というものの、情報化社会と言われていますが、それを通じての国民の不安感というのも大変だと思えますし、かえって、それだからこそこの情報を通じてこの七兆円の必要性というものを訴えかけていただきたいと思えますし、本場に必要なのであれば国民も喜んでその負担をするとは私がかたく信じております。しかしながら、この七兆円の実際の内容を見ていきますと、ちよつとどうかなと思う部分も何かございます。

例えば、公共事業費であります農業農村整備事業が三兆五千億円と、これは六〇%を占めております。これだけ膨大な税金を投入して農村地域の公共事業を実施するというのが本場に日本農業を育成発展させることなのかどうか、また、これが長期的展望に立った農業政策ですと、反対に国民の皆さんに、だからお金よろしいですかと言えりかどうかということがどうかと思うのですけれども、農水大臣、いかがでしょうか。

○大河原国務大臣 総事業費、国費ベースで、事業費ベースで六兆百億円、それから地方財政措置が一兆二千億円でございます。六兆百億円のほぼ半額が、半分が国費でございます。そのほか受益者負担その他もあるわけでございまして、その点はひとつ申し上げておきたいと思えます。それから実は、このたびの、新しい農業構造をつくって国際的な競争力に耐えるという場合に、いかなる経営を育成するかということが、これが国民的な理解を得る大きな問題だと思います。そ

れで、経営感覚にすぐれた安定、効率的な担い手、これをどうしても早急につくり上げなくちゃならない。そのために各般の施策を講ずるということ、ほかにも今度の国内対策では、農地の流動化を極めて促進して、集積する、そういう経営に。それから、過去の借金の重みで動けない、前向きになっている経営に対してはその負担の軽減を図るとか、さらには、何と申しますか、後継者の確保とかいろいろな対策を講じて、その一環として一番生産性向上の基盤になるのは農村の圃場整備等の農業農村基盤整備事業だということ、これに重点を置いたわけでございまして、今度の政策の全体の体系の一環だと。金額は張りまうので非常に目立ち、御批判もありませんけれども、そういう新しい農業構造をつくるための大きな手段だということに委員御理解を願えればありがたいというふうに思っております。

○吉田(治)委員 こういうふうな景気刺激策として相当公共事業を前倒しでやっておられる中にまたこの新たな公共事業という、こういうふうな、まあ公共事業さえやっておけば十分だ、そのためには基盤整備だ基盤整備だという形のやり方はどうもちよつと、前近代的と言つては語弊がありますが、前時代的と言つてもどうかと思うのですけれども、やはりもうちよつと発想をいろいろ考えていただいて、例えば村山内閣になつてから公共料金の値上げという中で、高速料金を上げるというふうな、非常に話題というか論議を呼んでおりますが、やはりこの高速料金一つとりまして、先ほどの川中の発想、卸の皆さんにとつたら、産地から持つてくる、そこからやはり今はトラック輸送が主でございます。そうしますと、高速料金が上がるということは、回り回つてやはり消費者の食品まで上がっていく、農産品まで上がっていくというふうになつてまいります。それを、まあ反対言つたら、どう解決していくかと、そういうふうな発想も持つていただいた方が、やはりいづまでも公共事業、公共事業、これは余りいい例えじゃないかもしれせんけれども、どうも農村

へ行くとか家の前までアスファルトを敷いている、車一日何台通るのというふうな議論をされる方もいらつしやいますので、その辺の見解というふうなものをもう一度改めてお聞かせいただきたいと思います。

○大河原国務大臣 お答え申し上げますが、この数年、景気刺激のために公共事業を中心とした刺激策が講ぜられたことは御承知のとおりでございますが、このたびの農業農村基盤整備事業につきましては、その生産性の高い経営をつくるための基盤ということで、その事業に限定いたしました。大田園圃場整備等を中心とした事業あるいは畑作地帯においても同様、あるいは中山間地帯においてはやや土地条件が制約がございますからそれになつた事業というように、それぞれ事業を積み上げて、重点的にやつて、また一方では消化能力も当然でございますが見なければならぬ、それらをあわせて決定したわけでございまして、景気刺激策の公共事業とはあれを異にするものであるというふうに思っております。

○吉田(治)委員 必要な農業対策を国民の皆さんに納得していただいた上で実施するためにも、できたこの三兆五千億というのは見直しをしていただきたいと思ひますし、日本農業の育成発展のために、もつとある意味で納得の上で費用を充実にさせていただきますと思ひますけれども、この辺について総理と農水大臣の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○大河原国務大臣 重ねての御意見でございますが、私どもとしては、国内対策につきましては、各般の方面、まあ当然与党等の各般の御意見等も十二分にちよつといたしまして、また皆さん方の、野党の皆さんにも説明の機会があつたと思ひますが、議論を重ねまして最善の、現在においては最善の対策ということでやらしていただいたというわけでございまして、御了解願ひます。○村山内閣総理大臣 先ほど来御議論がございまして、ウルグアイ・ラウンド後の日本の農業をどう維持発展をさせていくかという、基盤をど

う確立するかという大事な仕事でありますし、それからまた、この国土全体を均衡ある発展をさせていくという意味からも、農村のあり方を考えていくということは極めて大事なことだというふうに思っておりますが、せつかくの御意見でもありますから、そういう点も十分踏まえながら効率的に、効果的な施策ができるように推進をしていきたいというふうに思っております。

○吉田(治)委員 もう時間ですので、最後一言だけ申し上げたいと思ひますけれども、この農業の問題、特に食糧という形は、やはり人間食べる量が知れておりまして、私のような者でしたら日本の農業もつと発展していいかなと思ひますけれども、なかなかこう、だんだん細い人たちが中心になつてまいりまして、スリムとダイエットという言葉がありますけれども、そういう中におきまして、やっぱり食べる量が限られていて、消費量がもう決まっています、その中のある意味ではゼロ・サム・ゲームという部分もあると思ひます。

その辺はよく御認識していただきたいということと同時に、やっぱり先ほどから消費者、消費者という話を申しましたが、日本の米の生産量はたしか一千万トン、去年が冷害で七百万トンでパニックに陥つた。資料を調べておりますと非常に興味深いのが出てきてまして、日本の残飯量が幾らかといひますと一千万トンだ、これを途上国に持つていきますと、それこそ途上国で五万人の人を飢餓から救ふことができる。やはり私たち国民もそういうこと自身を認識する必要があると思ひますし、政府におかれまして、そういうことをよく認識されてPR等していただかなければならぬいんではないかなと思ひます。以上で質問を終わらせていただきます。

○佐藤委員長 吉田君の質疑は終了いたしました。次に、鮫島宗明君。
○鮫島委員 改革の同僚議員のお許しを得て、主

としてウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策を中心にして質問をさせていただきたいと思ひます。

先日、同僚の松田議員が指摘したように、この七年間の百二十五カ国が参加して新たな自由貿易の枠組みをつくる、そのための新たな国際貿易機関が設置されるということのその歴史的意義というものは、私もまことに大きいものだと思ひます。認識しております。我が国にとりまして、貿易立国を基本とする立場から、今日日本がどのような時期にあつて、どういふ考え方でこの新たな経済の枠組みというのを受け入れるのか、あるいは新たな環境にどういふふうに対応していくべきか、その骨格をつくる大事な時期に来ているのではないかと気がします。

我が国は資本力、技術力、経営力、まあ今がピークの時期にあると言つてもいいと思ひますけれども、ある意味ではこれまでの成長の枠組み、これまでの成長を支えてきた経済、金融の枠組みからなかなか脱却できないで、成長に陰りが出ているということも一方で確かな事実であります。この基本的な今まで我々が体験したことのない地球市場とでもいふべき広大なマーケットが形成されて、各国が公正、同じルールのもとで競争を行うという時代に突入するわけで、人によつては、明治維新それから終戦に次ぐ第三の開国というふうな今の時期をとらえている人がいることもよく御案内のとおりだと思ひます。特にこの新たな経済環境への移行についてはすべての産業分野に影響が出るわけでございますけれども、特に農業の分野にその影響が大きいということから特別な関連対策が打たれているものというふうにも認識しております。

先ほどの吉田議員の立場と私も一部共通するわけですが、私の選挙区は東京五区でして、豊島区と練馬区を含んでおりますけれども、豊島区には既に農業はございませぬ。二十三区の中で緑地面積が最も小さくて、一人当たり〇・六平米の緑しか持っていないというのが豊島区の特徴で

す。一方練馬区は、東京の中では世田谷区と並んで農業が盛んと言われておりますけれども、それでも生産緑地の総面積は二百四十ヘクタール。農家人口は〇・七％。つまり東京五区全体としては九九・五％がやはり非農家でありまして、こういう関連対策を打つに当たつても納税者である非農家の人たちに對する十分な了解というのを得る必要があるのではないと思ひます。

特に、農業以外でも、例えば豊島区、練馬区には個人経営の商店あるいは下請の中小のメーカーたくさんございまして、OA機器の部品生産あるいは自動車の部品生産を受けている下請の中小メーカーというのは、この産業空洞化の動きの中で、この一年だけ見ても大変厳しい状況に置かれております。また、個人経営の商店は、大店法の規制緩和なんかもあつて高齢化、後継者の不足、それから第二種兼業化、つまりその商店だけでは食へられない第二種兼業化という流れが商店街を襲つていまして、ある意味では農業と同じような難しい状況に置かれていゐる。

こういう方々に、やはり農業が、今まで特にまあ一部分ですけれども統制経済的な状況に置かれていて、今度環境が激変するのでこういう関連対策を打つのだという趣旨だと思ひますけれども、やはりほかの分野の方々も大変大きな環境の変化にさらされて、みんな知恵を出し合ひながら生き延びていかなければならないという状況の中では、納得のいく説明をほかの産業分野で働く人たちに對してもする必要があるのではないと思ひます。

これまでの農業政策の論議、これは国会あるいは委員会の論議も含めてですけれども、どちらかといへば生産者サイドに立つた論議が中心で、消費者あるいは都市生活者の立場から見た農政についての検討はどちらかといへば不十分だったのではないかという気がしております。

いろいろ都市の側にも誤解があつて、そういうことが無用の対立を招いているということがあると思ひますけれども、私は幾つかの事実関係につ

いて確認したいと思ふのです。

一般的に農業といふと、特に評論家の方々とかあるいはマスコミの報道なども含めてですけれども、大変規制の強い産業とか統制色の強い産業分野というふうにも思われていゐます。これはある意味では誤解がありまして、もちろん米、麦、甘味資源、あるいは価格安定策がとられている農業分野についてはそのような評価も当たつるかもしれませんが、一方で最も市場原理の働いてゐるのもこれまた農業分野であることは事実でありまして、特に花、野菜、果実といった分野についてはむき出しとも言える市場原理が働いてゐる。時々キャベツや白菜がとれ過ぎて、流通の経費を考えるとそのまま畑にすき込んだ方がいいということがニュースになりますけれども、激しく価格が乱高下するというむき出しの市場原理が働いてゐるというのも一方の農業の特徴であるというふうにも思ひます。

ですから、必ずしも農業全体が保護されて規制の中にあるわけではなくて、むしろ食糧の枠の中にあつた主要穀類を生産する土地利用型の農業と置かれていたのではないかと。したがつて、新たなWTO体制への移行についてもこの分野が一番環境の変化を迫られるわけでして、やはり関連対策としてはどうしても米生産対策が中心にならざるを得ないのではないかとこのように認識しております。

ただ、議員の、与野党含めてですけれども、農業問題についてはいろいろなお考え、いろいろなお立場があることは周知の事実です。出身地域、都市地域出身の議員の方あるいは農業地域出身の議員の方でそれぞれお考え、御意見も違つたものも無理からぬことだと思ひます。

ただ、今、この大きな時代の変換期に当たつて、少なくとも三つの原則だけは踏まえて私も質問を続けたいと思ひます。

その第一番目は、我が国はマラケシュ条約の批准を進め、WTO体制への円滑な移行に主体的な

役割を果たすというのが第一点目です。それから第二点目は、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意により環境の変化にさらされる農業、農村については、国土・環境保全、地域文化の伝承と発展、健全な食糧、一次産品の供給確保の観点から、より一層の活性化を図る。それから三番目については、これまで軽視されがちだった都市と農村の相互理解、生産者と消費者との相互信頼を深め、命をはぐくむ産業としての我が国農林水産業の体質強化を目指す。この三点については、恐らくその立場の違いを超えて皆共通の土俵で建設的な論議が行われるのではないかとこのように考えております。

ただ、なかなか農家の実態というのは都市の生活者の方から見にくい面がありまして、まず、私も一番選挙区で聞かれるのは、農家は弱者なのかという質問をよくされます。

例えば、農家と勤労者世帯との所得比較、これは平成四年の数字ですけれども、世帯の可処分所得で比べると、農家全体の平均が七百三十四万七千二百、勤労者の平均が八百七十六万。この純貯蓄、勤労者の平均が八百七十六万。この純貯蓄、勤労者一人当たりで見ても、農家が九百四十一万、勤労者が五百二十八万と、あらゆる家計の経済指標で農家の方が上回つてゐる。

ただ、農家と一般的に言つても、専業農家、第一種兼業農家、第二種兼業農家で大分その経済状態が違つていて、先ほど農家の可処分所得平均が七百三十四万と言ひましたけれども、専業農家は三百五十万、第一種兼業農家が七百八十九万、第二種兼業が七百九十万、二倍以上の開きがある。したがつて、同じ農家といつても、専業農家は大変苦しい立場に置かれていて、ある意味では弱者と言えるのかもしれないけれども、第一種兼業

農家、特に第二種兼業農家については、都市生活者から見て果たして弱者と言えるのかどうかというのとは常識的に考えて素直に納得できないということがあつたのではないかと申します。

それから、申告納税者の所得種類別申告納税額の構成割合で見ても、いわゆる農業セクターといひますか農業所得の納税額は、平成四年、平成五年とも約四百億で、これは所得税全体の二一。そういう状況がありますし、また特に第二種兼業農家の農業所得というのは総所得の大体五％から八％、つまりほとんどの収入源は農外所得に負つてゐる。

こういうのが農家経済の実態ですから、農業サイドに対する補助あるいは農業の支援策を考えるときに、やはりこういう現状を踏まえて、これが都市の勤労者からどう見えているのかということ踏まえて、十分納得のいく説明をしていただきたいというふうに思います。第二種兼業農家というのは、農業の側から見れば経営面積が狭く農業だけでは生活できない農業者ということになるのでしようけれども、都市側から見ると、いわば資産持ちのサラリーマンというふうに見えるということもこれは事実であります。

このような経済的な情勢の中で、今回巨額の関連対策を打つわけですけれども、この大義名分と申しますか、もちろん閣議了解もあるし、政府がお約束したことだから当然十分な関連対策を打つということは一つの理由でしょうけれども、動機といひますかねえというのか、大義名分についてどのようにお考えなのか、総理の御所見を伺いたいというふうに思います。何のためにこの関連対策を打つのか。何のために。

○村山内閣総理大臣 今いろんな分析をされた結論として農家は弱者なのかどうかというお話がございました。これは、今御説明もございましたように、専業農家、第一種兼業農家、第二種兼業農家、それぞれによってあり方は違ふと思ひますから、全般的に平均して申し上げればそういうことになるのかもしれませんが、やはり農業と

いうのは自然を相手に、自然に働きかけて行ふ産業だけに、例えば豪雨とかあるいは干ばつとかあるいは冷害とかいろいろな自然災害を受けやすいというふうな意味から申し上げますと、なかなか計画的に生産ができにくい要件があるという弱点があるのではないかと。

同時に、今の現状を見ますと、例えば高齢化が進んでいるとか後継者がなかなか見つからないとか、あるいはまた過疎化がどんどん進んでいくといふたような状況もあらわれておりますし、とりわけそういう現状の中でウルグアイ・ラウンドを受け入れて国際競争場裏にさらされていく、こういうことから考えてまいりますと、これは私は、弱者という言葉よりもむしろ大変これから厳しい環境に置かれていくことになるというふうな受けとめて理解をさせていただいた方がいいのではないかと、こういうふうな考えております。

そういう状況に置かれておる農業というものを一体これからどうしていくのかということからも申し上げますと、先ほど委員からも御指摘がありましたように、あの三点の視点というのは極めて私は妥当な、だれもが賛意を表するものではないかというふうに私も受けとめておりますけれども、そういう視点に立つてこれからやはりこの日本の農業を見ていく、日本の農業を立て直していくということが大事ではないかというふうに受けとめて理解をしたいと思います。

○鮫島委員 この関連対策が農家救済というふうな福祉的視点を中心に行われるとしたら、これはどこの産業分野でも悲惨な例を持ち出して競争した切りがないというところがありまして、やはり大筋としては、あくまでも農業の産業としての自立を図るための措置だということを踏まえていただかないと、いろんな例を、周辺の例を持ち出して言われても、全体としては必ずしも、特に兼業農家の所得は低くないということがありますので、あくまでも産業政策としてしっかりとした基礎を固めるための対策だというふうな性格づけをお願いしたいというふうに思います。

農業の特殊論ということがよく言われまして、ほかの産業と違って天候の影響を受ける、あるいは自然の中で天変地異にさらされるということ、ほかの産業とは違うということはいふまでもなく、それは世界じゅうの農業がある意味ではそういう状況にあるわけであつて、他産業と農業との比較という視点ももちろん必要でしようけれども、この新たなWTOの体制に移行するに当たっては、やはり視点を、同じ農業を見る場合にでも、世界の農業と日本の農業という見方から日本の特質というのをつかんでいかないと、いろんな間違いが生じるんじゃないかと思ひます。

社会科の教科書なんかにも誤った記述がありまして、多分、小学校の社会科の教科書には、日本は国土が狭いので農業を行うには不利な条件がある、また高温多湿で病虫害が多発し、非常に我が国の農業は難しいというようなことが一般的に書いてありますけれども、これは砂漠の民から見たら大変不屈な千万年表現の仕方、日本の農業経営が零細なのは、土地が狭いというよりも経営面積が狭いから零細になつてゐる。それで、あと、高温多湿で病虫害が多発しというのは、別の目から見れば、一年じゅう潤潤な気候に恵まれて大変生物活性が高い。一つの空間に、植物も昆虫も微生物も、多種類の生物が繁茂できる大変恵まれた環境にあつて、したがって、農業を行うには高度な生態系の管理技術が要請されるというふうに記述するのが正確ではないかというふうに思ひます。

農業の産業としての自立を図る上で、他産業の例を見るまでもなく、国際競争力を強化していくためには、技術革新が極めて重要だと思ひますけれども、総理がこの関連対策を本部長として考えに当たつて、この分野における技術革新の重要性というのをどんなふうにお考えになつたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○大河原国務大臣 先に私からお答えさせていたきます。

国内対策につきましては、安定的な、効率的な

望ましい経営体、新政策の言う経営体、これが農業生産の大部分を占めるような農業構造をつくる。それで、今、先ほどいろいろな御議論が出ました各般の基盤整備その他を集中するわけでございますが、もう一つ大事なものは、やっぱり革新的な技術、これがやっぱり主軸に座らなければならぬ。国なりあるいは都道府県、さらには民間の勢力を結集して、早急に生産現場に直結したような技術開発を行わなければならないということ、これは国内対策にも示しておりますし、我々も新政策以来それらについての施策を進めておりましたが、さらにそれをアクセラレートしたい、さように考えておるところでございます。

○村山内閣総理大臣 生産性をどう高めて、今お話がございましたように、コストをできるだけ下げていくかという意味における技術開発というのも大事だと思ひますし、それから、可能な限り消費者に受け入れられるような品質の改善をしていくという意味の技術改善ということも必要だと思ひます。

私は、生産と品質と、これは両面からその技術開発はどんなに進めていかなきゃならぬものかというふうに思ひますが、今農林大臣からもお話がございましたように、これは単に国だけの問題ではなくて、市町村やあるいは農業団体や民間等の持つておるノウハウもやはり活用しながら、全体として技術的なものももっと重視をして取り組まなきゃならぬ問題だというふうに私は認識をいたしております。

○鮫島委員 技術開発の重要性についての御認識を伺いましたけれども、先ほどの吉田議員の答弁の中で総理がちょっと、農業の産業としての自立を図るべきだけれども米はちょっと別だかというふうなことをおっしゃいましたけれども、これは米生産も含めて産業としての自立を図り、国際競争力を強めるというふうな何ってよろしいんですようか。いいかどうかだけ。

○村山内閣総理大臣 私が米は別だと申し上げましたのは、米以外の農産物は全部関税化されてま

いますけれども、今度の合意の中では、米については六カ年間ミニマムアクセスを受け入れておるといふに今申し上げたんで、それは別ですと、こういう意味で申し上げたわけですね。それは米の分野についてもやはり同じように技術開発を進めて、できるだけこの国際競争に対応できるようなそういう農業をつくっていくということは当然だと思ひます。

○鮫島委員 農水省は、平成四年の六月に「新しい食料・農業・農村政策の方向」、通称新政策というものを打ち出して、水田を中心とした大規模経営の実現を目指してきたものというふうに解釈しておりますが、この新政策で目標とされている数値といひますか、合理化目標、投下労働時間あるいは生産コストを多分十年間を見越して試算をしていたと思ひますけれども、この達成目標について、具体的な数値を教えてくださいませんかといううか。

○大河原国務大臣 計数にわたるものでございますので、事務方から答弁をさせていただきます。

○高橋(政)政府委員 新政策に基づきまして、我々は主要経営部門につきまして経営展望を示したところでございます。

それにつきまして申し上げますと、大体、稲作につきましてはコスト、労働時間、現行の水準に對しまして五割ないし六割ぐらゐの水準ということを考えております。そのほか野菜、畑作、果樹、酪農、肉用牛といったようなものにつきましても示しておりますが、それらにつきましてもおおむね六割から七割、そういったコスト水準を考えております。

○鮫島委員 どうもありがとうございます。

この今紹介されました合理化目標の達成のために特別に計画された研究開発、技術開発の課題、その規模、それがまたいつからスタートしたのかということについて、政府委員から結構ですけれども、御紹介いただきたいと思ひます。

○野中政府委員 平成四年六月に策定、公表されました新政策におきましては、十年後に目標を置

きました中長期的な観点に立ちまして、今後の新たな政策を実現していく方向を示しているわけでございます。この中におきまして、技術開発につきましても「画期的な技術開発の推進」あるいは「基礎的・先導的研究の充実」、「地域に對した農業技術の開発」等の項目を立てまして、研究開発を強力に推進していく方向を示しているところでございます。

そういう意味で、私もいたしましてはこの新政策の方向を受けまして、土地利用型の農業研究推進方針あるいは環境研究推進方針といったようなものを昨年の八月につくりまして、新政策に示されました大規模経営体の育成のための水稻の直播技術の開発、あるいは優良牛の低コスト生産のための受精卵移植技術の開発といったようなことを進めているところでございます。

金額等でございますけれども、私どもの農林水産省の科学技術振興費、平成六年度におきまして七百三十九億四千万という金額でございます。

○鮫島委員 ただいまのは、平成七年度の概算の当初要求に織り込んだ数字というふうに了解してよろしいでしょうか。

○野中政府委員 ただいま申し上げましたのは、平成六年度の予算額でございます。

○鮫島委員 わかりました。

多分、この技術開発のプロジェクトについての内容を詰めたときには、まだモロツコのマラケシュで交渉が正式に終了していない時期ではないかというふうに思ひますが、その後事態が進展していよいよWTO体制への移行というのが現実化してきたとき、当初のスケジュールの見直しが必要になってくるのではないかと思ひます。つまり、農業に及ぼす環境の変化というのが大変大きいということで、今回もその特別対策が打たれるわけですから、当然技術開発の分野についても当初スケジュールの見直しが必要になってくるのではないかと思ひますが、どのようにこのことを見直して、そのための予算措置等についてどうお考えなのか、農林水産大臣の御所見を伺いたい。

○大河原国務大臣 鮫島委員のお話のとおりでございます。ウルグアイ・ラウンド農業協定の受け入れによって技術開発を加速化しなくちゃならぬ、さようなことでございまして、先ほども申し上げましたように、国なり地方公共団体あるいは民間の総力を結集して、生産現場に即応した技術開発を行うということでございまして。

国内対策についての中でも、例えば生研機構を活用いたしまして民間に對する研究を委託する。国の試験研究機関においてもそれぞれバイオその他をやっておりますけれども、やはり民間にエレクトロニクスとか、あるいはバイオとか蓄積された知識なり技術があるわけでございまして、そういうものを農業関係への実用化に向けて動員いたします、そういうような点について重点を置いて進めたい、さように思っております。

○鮫島委員 今、民間活力の結集といひますか、産官学の連携によって先端分野の技術開発を進めるといふお話がありましたけれども、生研機構はもとより農業機械技術研究所ですか、そこを發展的に改組拡充した機構というふうに心得ておりますけれども、農業分野の技術革新を図る上では、これも他産業と同様、各種作業ロボットの開発等が今後やはり必要になってくるのではないかと、うふうに思ひますけれども、林業分野、畜産あるいは土地利用型の農業分野で、このような分野の取り組みがどのようになされているのか、御紹介いただければと思ひます。

○日出版政府委員 御説明申し上げます。農業の効率化でございますと労働負担の軽減等に資するために、先生お話しのように、作業ロボットその他農業機械等の計画的な開発あるいは実用化というものが大変不可欠でございます。これにつきまして、昨年、農業機械化促進法の一部を改正いたしまして、この実用化を進めるといふことをやったわけでございます。

ただいま、この体制の中で、例えば野菜の接ぎ木ロボット等につきましては実用化が完成したわけ

でございますが、その他作業用のロボットといひまして、まだまだ耕運ロボットでございますとか、その他の幾つかのものも今取りかき中でございます。急いで実用化を進めたいというふうに考えている次第でございます。

○鮫島委員 野菜の接ぎ木ロボットは既に新聞等でも紹介されていると思ひますけれども、林業分野では枝打ちのロボットとか、土地利用型の分野でも自走式のトラクターとか、遠隔操作で自分で走るようなトラクターというものが今後開発されていく必要があるんじゃないかと思ひます。

そのような開発に当たって、やはり特にエレクトロニクス先端分野等では、むしろ農業以外の分野の方が技術蓄積が豊かだということもありませんので、昔の田植機の例を持ち出すまでもなく、ちょうど農業基本法ができたときに田植機が機械化できたかどうかというのが大論争になったというふうに私も恩師から聞いておりますけれども、そのときの東畑さんを中心とするグループでは、技術見通しにおいて、田植機は機械化できないということとで農業基本法の骨格が組み立てられたというふうに聞いております。

したがって、その当時の平均的な稲作農家は、一町五反平均ということとを一つのモデルとして設定するということがなされたと思ひますけれども、皮肉なことに、田植機の開発というのが工学部の航空学科の方で行われたというようなこともありまして、どうも農林分野の方が考えると、今の自走式トラクターの開発についても、今の田んぼを前提にして、今の形のトラクターを前提にして、そこに制御器をどんどん乗せていくと自重が重くて動けないというような、何のためのトラクターかわからないようなことになってしまつたといふこともありまして、むしろ技術革新を進めるためには一度ゼロベースで全く新しく考えてみるというべきか、むしろ圃場整備と何かが。例えば幅が四メートルで長さが一キロ、渦巻き状に傾斜を上つていても構いませんけれども、そういう形

こそが多分全天候型の、片腕の作業ロボットについてはふさしい基盤整備の形ではないか。

つまり、そういう意味でこのWTO体制への移行というのをどのぐらいのインパクトで受けとめるかによって発想の深さというのが変わってくるのではないかと、ある意味ではかなり大胆な発想なり自由な発想というのを許容されるぐらいの幅で考えていただかないと、非常に先細りがあると思います。おもしろくないということがありますので、同じ作業ロボットを考える場合でも、余り今の形を前提にしない発想というのが必要ではないかというふうに思います。

農業分野の、畜産も含めてですけれども、今実態として労働条件が何が一番きついか、どの分野が一番大変かということも農協の方々あるいはその農業関係の働いている方々に聞きますと、割合異口同音に出てくるのが、一番きついのやはり労働だというのが出てきて、とにかく朝晩二回搾乳しないと乳房炎その他の障害が出るので、冠婚葬祭にも出られない。ましてや、お正月もなければゴールデンウィークもない。一番きつい条件に置かれているのが酪農家だ。

確かに搾乳機というのは自動化されているのですけれども、その取りつけ、消毒その他のところでどうしても人手が必要なんで、こういう自動化技術というのは、部分的に自動化されていても結局拘束性というものは解除されないというところがあって、搾乳ロボットを例えれば開発する場合でも、完全な自動化ということと設計しない限り余りその投資効果もないということになるのではないかと思います。まだこの分野は、オランダなんか比べて日本は大変おくられていると思いますけれども、今後民間活力も導入しながら、ぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

それから、作業ロボットのような先端技術に限らず、特に水稲の大規模栽培、この新政策の中では、十五ヘクタールから組織経営体では三十ヘクタールというような大規模な、世界的にいえば

必ずしも大規模じゃなくて、これはヨーロッパには小規模ということになるのかもしれないけれども、日本的にいえば大規模な経営を定着させるためには、田植え機を超えて、やはり水稲の稲の場合は直播栽培をどうしても導入する必要がある。これが決め手になると思いますけれども、現在の栽培の現状、それから今後どう進めようとしているのか、それから直播技術の開発、普及のための具体的方策、直播用の品種の開発、スケジュール等について、簡潔に御説明いただければというふうに思います。

農条件に合った栽培技術の確立という点から、各県の農業試験場の共同研究に助成をいたしまして、現地で組み立て実証試験を行っているところでございます。今後とも強力に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

先生お話しのとおり、四十年代直播技術が進みましたが、その後、移植技術の進み方によりまして直播が減ったわけでございます。そこで私どもは、これからの労働力不足の他がございまして、先ほど申し上げました新政策で示した展望におきましても、大規模経営体の低コスト化のために必要だということでございます。そこで、現在は大区画圃場の整備とあわせました現場段階での大規模実証事業を既に実施しております。

我が国の場合には、長い移植栽培の歴史の中で選抜育成されてきた我が国の品種でございますので、どうしても直播栽培に対する適応性が小さく、直播の安定と普及を妨げる主な原因になっていくわけでございます。このため、我が国の環境条件に適した直播用の品種の育成が重要課題でございます。私どもは、私どもは、平成四年度には策定をいたしました作物育種推進基本計画の中で段階的な改良目標を定めて研究の推進を行っているところでございます。

それからもう一つは、日本型直播の適性品種の育成等に取り組んでいるところでございまして、今後とも直播栽培の技術の確立と普及に努めてまいりたいと思っております。

この中で特に重要なものにつきましては、プロジェクト研究をいたしまして重点的に進めておりまして、低温発芽性あるいは耐倒伏性、根の伸長性といったような直播適性につきまして基礎的な解明を行いたすとともに、外国の稲を含みます遺伝資源を利用いたしまして、直播用の新しい系統の作出等に努めているところでございます。今後ともこういう品種の早急な育成に努力をしてまいりたいというところでございます。

技術につきましては、技術会議事務局長から、野中政府委員、技術の開発、導入のための具体的な方策でございます。

野中政府委員 技術の開発は長い時間がかかるものでして、恐らく中間母本をつくるまでに五年間、実用品種をつくるまでにはさらに五年間、十年程度の時間が必要ではないか。今この農業分野に、特に技術開発によって産業として自立し得る体制を整えるために与えられている時間は、一番厳しく言えば六年間、その六年の間にどれだけしっかりと形をつくれるかという意味では、品種の開発というものはその範囲に間に合っていないかもしれない。そういう場合にはやはり、先ほど政府委員の方からありましたけれども、栽培技術に力点を置きながら新品種の開発を待つというのが真つ当な道筋ではないかというふうに思います。

直播につきましては、発芽、苗立ちの安定化あるいは倒伏の防止、雑草害の回避といった技術的な課題があるわけですが、低コスト生産を実現する基幹的な省力化技術というふうな位置づけをしているわけでございます。このため、国におきましては、水稲品種の直播適性の生理、生態的な解明、育種素材の開発といったような全国に共通する技術問題の解決に重点を置いて研究開発を実施をいたしております。また、地域の立地営

あとちょっと余談になりますけれども、アメリカの水田に対する評価でやがてなことが一つありまして、それは日本では、大河原農水大臣も農業の機能という意味で国土・環境保全ということをおっしゃいますし、水田というのが非常に環境保全上空間管理であるということが日本では認識されておりますけれども、カリフォルニアではもうこれ以上水田はふやさない、あるいはメタン発生による地球温暖化への寄与というものが無視し得ぬレベルにあるのでカリフォルニアではこれ以上水田面積をふやすことは難しいと。もちろん、用水の制約もあるのだと思いますけれども、こういうことが言われていて、このメタンを発生させるかどうかというのは、もちろん水田の管理技術によって制御できますし、日本のすぐれた技術でしたら必ずしもメタンがやみくもに発生するような水田にもならないとは思いますが、そういう評価もあるということとはどこか念頭に置いておかなければいけないのではないかと気がいたします。

先日も、私も農林水産委員のメンバーでカリフォルニアの稲作を見てまいりましたけれども、やはり日本の品種と決定的に違うのが初期生育の早さといえますが、深水の中で早く顔を出すという能力がまだ日本の品種には備えられていないということが一番大きな違いではないかというふうに思います。

あとちょっと余談になりますけれども、アメリカの水田に対する評価でやがてなことが一つありまして、それは日本では、大河原農水大臣も農業の機能という意味で国土・環境保全ということをおっしゃいますし、水田というのが非常に環境保全上空間管理であるということが日本では認識されておりますけれども、カリフォルニアではもうこれ以上水田はふやさない、あるいはメタン発生による地球温暖化への寄与というものが無視し得ぬレベルにあるのでカリフォルニアではこれ以上水田面積をふやすことは難しいと。もちろん、用水の制約もあるのだと思いますけれども、こういうことが言われていて、このメタンを発生させるかどうかというのは、もちろん水田の管理技術によって制御できますし、日本のすぐれた技術でしたら必ずしもメタンがやみくもに発生するような水田にもならないとは思いますが、そういう評価もあるということとはどこか念頭に置いておかなければいけないのではないかと気がいたします。

こままで農林水産省側の取り組みについて主に伺ってまいりましたけれども、我が国には各県に国立大学があつて、大体教育学部と農学部というのがこの大学の大学に備えられているはずですが、国立大学の農学部が、農業の環境が激変する中で我が国の農業の活力維持にどのような役割を果たそうとしているのか、文部省側のお考えをお伺いしたいというふうに思います。文部大臣、お願いします。

○与謝野國務大臣 先生が大学におられたころの

農学部と今の農学部は大分イメージが変わってきております。従前の農学部ですと、やはり農業あるいは畜産、水産、林業あるいは絹の生産等々生物資源をいかに効率よく生産するかということを中心にして研究されておりましたし、またそれに付随する農業経済とか農業土木とかそういう万般の学問があったわけでございます。また、それはそれなりにその時代にふさわしい必要な人材を供給をしてきたわけでございますが、その後、著しく技術も進歩いたしましたし、社会的ニーズも広がってまいりましたので、その間、品種改良等も、従来の品種改良ではなくやはり遺伝子レベルまで考えた品種改良等々もろものが行われました。

また、農学部で今ぜひ研究をしていただかなければなりませんのは、やはりバイオテクノロジーを駆使した新しい技術の水平線に進んでいくことだと思っております。そのほか環境と農業という問題、あるいは世界の人口爆発と農業、そういうものもろの問題が実はたくさんあるわけでございます。

そういう意味で、一口に農学部と申しますけれども、農学部が養成しなければならぬ、また世に送り出さなければならぬ人材というのは、従前より増して非常に幅広いものになってきていると私は思っております。それだけに、農学部で行います基礎研究等も深くなおかつ幅広くというところとございまして、文部省としては、各大学がそういう社会のニーズにこたえた教育あるいは学術研究をやっていたらいいと思っておりますし、私も私もそういう方向で物事が進むということをお願いをしております。

また、それぞれの大学においてやはり学科の再編成等も幅広く行っていたらいい、新しい研究課題、新しい学術課題にふさわしいという研究体制あるいは教育体制を整えていただきたい、そのように考えております。

○岐阜委員 私、何度も繰り返して言っていますけれども、WTO体制への移行というのは非常に

深いところまで影響を及ぼす。今度初めてお米の生産の分野も国際競争という場にさらされるわけですので、ある意味では戦後この間、農学に対する、特に稲作に対する健全なニーズというのは現場から余りなかったのではないかと。むしろ、米価が政治的に決められていたということもあって、経営の合理化あるいはコストダウンというのが他産業並みに図る必要がなかったというのがこの稲作の生産現場。それが六年間のモラトリアムを経て、これからはもちろん関税という障壁はあっても、保護措置はあっても、やはり競争にさらされるということになると、私は、研究を取り巻く環境というのでも激変ではないか。ある意味では、初めて稲学に対しても、戦後初めて生産現場から強いニーズが出てくる。

稲といえども米というのがイコールと考えるかもしれないけれども、もっと大胆なイノベーションというのを考えれば、必ずしも稲イコール米ではなくて、例えばバイオテクノロジーの技術を応用して、稲の粒の中に必ずしもでん粉をつくるだけではなく、例えばでん粉合成の経路の一部をとめれば砂糖とまってしまうとか、あるいはさらに別の経路を付加してたんばくの生産を非常に高くするとか、一つの自然に存在するすぐれた生産モデル、ある種のバイオリアクターという形で稲を考えることによってさまざまな展開の可能性が出てくる。こういうことは今までは現場からニーズとして出てこなかったんですけれども、これからWTO体制に農業も移行していくというのは、こういうニーズも出てくるんだというふうにぜひ大学の側も受け取っていただきたいというふうに思っています。

この大学における研究のあり方については、これは日本の二十一世紀の知的社会形成に向けての科学技術インフラ整備の中でさらに総合的な検討を加えなければいけないというふうに思いますけれども、やはり一番の使命はむしろ教育ということに大学の農学部はあって、これまでと環境が変わるんだ、これからはやはり技術重視の世界に

農業の世界もなるんだということをしっかりと教えていただいて、むしろやる気のある人たちが、大学を出た後、現在国公私立大学を含めていわゆる農学部と言われるところを卒業している人たちが毎年約一万五千人、その中で直接農業の現場に就職する人が三百五十人ぐらいというふうに言われていますけれども、もっといわば専門的な教育を受けた人たちが新しいイノベーションな農業分野に参入してくるような、そういうカリキュラムの編成もぜひお願いしたいというふうに思います。

またあわせて、国公立の研究機関との連携を強化して、少なくともその周辺の先進的な農家の方々が見えるようなといいますか、安心できるような未来型の営農モデルといえますか、そういうものを、やはり大学と県の農業研究センターあたりが共同して、ひとつ先端的な営農モデルというのをぜひ展示的に研究していただきたいというふうに思っています。

私は、今ずっとこう聞いていて、もちろん農業の産業としての自立を目指す、そのために大型の関連対策を打つということも、まだほかの産業がこれまで経験してきたような命がけの技術革新という覚悟がどうも弱いのではないかと気がいたします。それは、ある意味では六年後にどうなるかわからない、先日の議論でも六年後は白紙だといふような話がありましたが、大河原農水大臣はもうちょっと正確に、つまり関税化になるかあるいは特例措置が延長になるかは白紙であるという意味の白紙だというふうに御答弁なさっていましたけれども、もう一度、この点について外務大臣の方から、白紙というのは今の範囲だと思えますけれども、例えば特例措置を選択した場合このミニマムアクセスのレベルというのはどうなるのか、お答えにくい面もあるかと思えますけれども、少なくとも今より緩和されるのか厳しくなるのかというその方向性だけでもお示しいただければと思います。どちらでも結構です。

○大河原農水大臣 農業協定のことでございますので私から便宜答弁させていただきますが、農業協定にも明らかにように、ただいまも委員おっしゃいましたように、関税化の道をとるか、あるいはスベシャルトリートメント、すなわち特別、今度のとった方式をとるかについては六年目の交渉事で決まるわけでございますが、その場合にも、やはり協定にも追加的あるいは相手方が受容できるような条件を前提にしている交渉というようにいかなるものになるか、あるいはそれがミニマムアクセスの増加であるかどうかというふうな点については、これからの問題であるというふうに思っております。

○岐阜委員 受け入れ可能な追加的条件ということとは、具体的に言えば、要するに六年後にはある意味ではその延長上で、関税の方は裏関税率で走つて六年後には一五％下がることになっていきますけれども、ミニマムアクセスについても恐らく、右下がりというか右上がりというか、やはりそのアクセス量はふえていくという方向でしかこの合意はとれないのではないかと。そういう意味では、やはりこの六年間というものが大変重要でして、この間に最大限の技術革新のシナリオを描いておくということが重要ではないかと思えます。

私、ちょっと気になりますのは、先日の大河原大臣の御答弁でも、一生懸命やってその結果到達したレベルが目標レベルだという言い方が中心でして、あと具体的には、先ほど政府委員の方から現状の五割程度のコストでというふうな話がありましたけれども、私は、産業として自立し得るレベルあるいは十分国際競争力を持ち得るレベルというのはいちよつと厳しく設定しないと、結局相変わらず保護的措置が必要で、また国際摩擦を起こさなければいけないということになるのではないかと。

一生懸命やればどうなるかというの結果というのは世間で既に出ているという面があるのだから、ちよつと御紹介したいと思えますけれども、農水省の試算で全国平均の労働生産性、これは反当た

り、稲を一つつくるのに四十一時間かかります、これを労働時間当たりの玄米の生産量でいうと、一時間当たり十二・五キロというのが全国平均というふうに試算されていますけれども、全中がコストダウン運動の記録として報告されている資料によると、熊本県電北町の優秀農家は一時間当たり百三十三・三キロ、つまり今の全国平均の十倍、これはもう一つ非常に大きな要素があるのは、水田の一枚の面積が二ヘクタールという大区画の水田を使って得られた数字ということです。先ほどの全国平均は一反ないし三反という小区画の水田では非常に生産性が低い。それから、よくテレビに出てくる秋田県の大瀧村の優秀農家、こゝも大区画水田でして、一枚が二・五ヘクタールというところでは二百キロ以上、年次変動がありますけれども百九十から二百五十キロ、全国平均の十二・五キロに比べて百九十から二百五十キロという数字が出ております。それから、関東では千葉県の佐倉市、こゝのやはり篤農家の集団では、当然大区画の水田ですけれども、やはり一時間当たり二百から三百キロという、現在の全国平均に比べて十倍ないし二十倍という数字が既に実験的には出てくるわけでして、一生懸命やって到達するレベルというのは、ある意味ではこのレベルというふうに言うこともできる。

それから、そうはいっても日本の耕地の分布は悪くて傾斜地も多いという理屈もありますけれども、大規模化が可能で平たん地、つまり傾斜百分の一以下の水田の面積というのは全体の七〇%。したがって、少なくとも全水田の七〇%については、今挙げたような圃場の大区画化、少なくとも一ヘクタール以上というふうな大区画化とそれから先端的な技術を組み合わせることによって、現在の十倍ないし二十倍ということが既に実証されているレベルとしてあるということをやはり御認識していただきたいというふうに思います。

やはりこういうレベルまで目指してしつかりやらないと、少なくとも冒頭に申し上げました非農家の方々あるいは他の産業セクターの人たちから

は、一体農業現場で言うイノベーションというのは何なんだというふうに言われかねない。

私は何もコストダウンだけがすべてだということには思っていない。生産者と消費者との信頼関係の深化拡大というのがもう一方で大変重要なことでして、先年来的マーケットの動向でも明らかのように、日本の消費者は大変国産のお米にこだわるといいますか、それを愛好する気持ちが強いわけですから、その消費者の信頼関係を裏切らないような市場構造を形成することが、場合によつたら安全で品質がよければ海外のお米の三倍、四倍でも消費者は喜んで買うかもしれない。しかし、完全に安全であつてしかもブレンドしてない、純品であるというような保証が一方で与えられないと、消費者と生産者の信頼関係が崩れていくという怖さがあることを御承知いただきたいというふうに思います。

私は、全般的に見て、もうちょっと技術開発に力を入れてもらいたい。今の関連対策の中で、確かに生研機構に対して新しい出資の枠を設定するということを御紹介いただきましたけれども、平成四年六月に発表した新政策、そのときにつくった技術開発のシナリオをどうも余り変更してないのじゃないか。今度新たな体制に移行するに当たって、しかも六年間という猶予の期間というものが具体的に出来た段階で、もつと厳しく技術開発のシナリオを見直して、本当に非農家の人たちがそのために十兆でも十五兆でも使ってもいいと思えるぐらいの確固としたビジョン、それからそのビジョンに行き着くためのロードマップというのを示していただきたいというふうに思いますけれども、総理の御所見をお伺いしたい。その技術革新の重要性についてです。

○村山内閣総理大臣 今いろいろなデータを挙げて、こういう先進的な、レベルの高い地域もあるというふうなお話も承りましたけれども、やはり農業というのは自然、土地等々の制約もありますから、すべてそういうふうに行くかどうかは言えないと思いますけれども、しかし、技術の開発によつて可能な分野があるとすれば、それはそれなりに技術の開発をやつてレベルを高めていく、生産コストを下げていくということは大事なことだと思ひます。今お話がございましたことも十分含んで、これからそういう技術陣を総動員して対応していく必要がある。

これはもう、従来のような単なる技術の受けとめ方ではなくて、やはりウルグアイ・ラウンド合意後の日本の農業というものはそういう厳しい国際環境、競争原理の中にさらされるのだということとを前提にして、心して取り組む必要があるということはお話聞きながら私は強く認識をさせられました。

○鮫島委員 総理の御認識を聞いて大分心が安ら became になったところでございますけれども、現場対応型の技術開発はもう重要なポイントでも、やはりもう少し広く考えて、日本全体のこれからの技術立国ということを考えていくときには、独創的な技術の開発なり独創的な研究の深化ということとがある意味では国の生命を制するということのような重要度を帯びてくるのではないかとこのように思ひます。

日本のこれまでの技術が、ある意味では応用面を重視して、プロセス技術が非常にすぐれていたということとで今日の繁栄がなされたと思ひますけれども、これからいよいよ、日本もほぼ技術レベルではピークに達して、いよいよ独創的なアイデアに基づくさまざまな技術開発あるいは研究開発が必要になってきた。そういう目から、ある意味ではすべての日本の今の意思決定のシステムなり教育制度というのを見直さなければいけないのかもしれない。WTO体制への移行というのは、そういう意味を持つていてはならないかというふうに思ひます。

例えば教育制度にしても、日本はどちらかといえば横並びというか偏差値中心で、一つの価値軸で判断する。余り個性が自由に開花するような教育環境というのはこれまでもってこなかったと思ひますけれども、それは、独創的な研究開発、あ

るいはそのための人材を育てることからいうと、今の教育制度が必ずしもふさわしいとは限らない。

このことは、大蔵大臣にお聞きしたいのですけれども、研究予算の考え方にも非常に色濃く反映される点ではないかと思ひます。導入型技術の開発あるいは模倣型技術開発については、歩どまりを重視するというのは大変大事なことでと思ひますけれども、むしろ独創的な技術開発、研究開発については、いわゆる通常の予算の査定と同じことをやってはなかなか出なかった芽をうまく育てることができない、あるいは思い切つて研究者を遊ばせることができないといひますか、自由な知性の活動を支えることができないのではないかと。

一年ごとに、ことしどこまでデータが出たかということと査定をして、しかも当初のときには、私は不思議な査定の方だと思ひますけれども、先生の研究は三年後にはどういふ結果になりますでしょうか、それがはつきりしてないといふ計算をつけたいというのが一般的ですけれども、結果がはつきりしていれば大体研究をやる必要はないわけですし、どういふことでそういう論理が出てくるのかというのが不思議な気がいたします。

研究予算というのを、単年度主義も含めてほかの予算と同じように考えるのか、あるいは少し研究予算は違うというふうに考えることが重要なのか。これから私は独創的な技術開発なり知的生産性というのが国益にとって極めて重要だと思ひますので、その立場から大蔵大臣のお考えを伺いたいというふうに思ひます。

○武村国務大臣 先ほど来、みずからの御経験も背景にしながら、大変含蓄のあるお話を承つております。

今の研究予算に対する姿勢の問題も全く同感でございます。本当に実用本位といひますか、すぐに役に立つということと我が国は、特に民間部門もそうでありますが、試験研究機関のあり方に対応してきたような嫌いがございひます。ノーベル賞

の受賞の科学者が極めて少ないということもその実態を示しているものだといふふうにも言われているところでごさいます。政府としましては、そういうことに気がつきながら、いすれにしましても、科学技術の振興、試験研究予算の拡大といふことにここ数年かなり力を入れてきていっているといふふうに思います。大体、一般歳出の伸びよりは科学技術の振興費の方が何%が高い率で来ております。

今後、そうした姿勢を継続しながら、特にまた、同じ研究、科学技術予算の中でも、御指摘のような基礎的な分野、すぐに即効性がなくても、長い目で独創力が発揮いただけるような分野、そういう分野に力を入れていかなければいけないといふふうに思っております。

この問題は、ひとり農業分野の将来の問題といふだけではないに、日本の経済全体が直面している一つの大きな壁を乗り越えていくためにも、新しい経済のフロンティアを見出していく、ベンチャービジネスやニュービジネスをどんどん生み出していくためにも、今御指摘のような教育も含めたそういう姿勢がぜひ大事だと思っております。

○岐阜委員 どうもありがとうございます。

確かに研究の世界はもうほとんどインターナショナルの世界でして、みんな、日本の第一線の研究者たちも、ドイツの学者がどこまで進んだか、あるいはアメリカの学者が今何をねらっているのか、常に世界をにらみながら進んでいくというのが実際の研究の現場の感覚だと思っております。でも、やはりこれからは研究の評価、日本にはアメリカのOTAに該当するような技術評価なり研究評価をきちっと行う部局がないというのがちよつとこれからのWTO体制への移行に当たって弱いところではないかといふふうに思いますけれども、やはり技術評価なり研究評価を国としてきちっと行って、世界戦略的にこの分野を日本が目指すべきかといふことをシナリオ化するべきではないかといふふうに思います。

そのようなことを進める上で、やはり一番大事なのが、クロスカルチャーとかモノカルチャーとか言われているように、例えば外国人の方々を評価委員会に加えるとか、評価部会に加える。なるべく複眼的に研究なり技術の開発の方向性を見きわめる。仲間内だけで、ある程度自分たちにとつてやりやすいことだけを評価するような仕組みから、もちろんこれは厳しい審査にさらされるわけですが、少なくとも欧米では各大学の研究評価とか国立研究機関の評価もマルチカルチャー方式といひますか、お互いに学者が世界を飛び交いながら、少なくともアメリカとヨーロッパの間では研究機関とか大学の研究評価をやっている。仲間内だけで評価するというのは、ある意味ではちよつと日本の特殊な状況、先進国の中では日本が特殊な状況ではないかと思ひます。

その辺についても十分大蔵大臣の方も御留意いただながら、今後の科学技術の振興にお力を発揮していただきたいといふふうに思ひます。

大分かたい話ばかりになりましたけれども、今主に技術開発の中心にお伺ひしましたけれども、やはり中山間地域といひますか、条件不利地域の振興を図る場合に、これは必ずしも、今言ったような技術開発、そして生産の合理化を図るといふことだけではなかなかうまくいかない。それは、昭和三十年代から今日まで一応生産振興、これだけの予算をつぎ込めば条件不利地域についても農業の足腰は強くなりまうといふこと、この三十年間やってききましたけれども、結果としてはどうしても条件の悪いところではなかなか合理的な生産ができない。競争力が弱いといふこともありますので、やはり条件不利地域といひますか、中山間地域についてはもうちよつと社会開発的な視点から、どうやって地域の所得をふやすかと就業機会をつくり出すかといふ社会開発的な視点から取り組む必要があるのではないかと思ひます。

恐らく、ヨーロッパの例を持ち出すまでもなく、非常に条件不利地域の底上げに役に立つのが

観光業、観光振興。この条件不利地域というのは、生産をするには条件は不利だけれども、むしろ観光とか、先ほどグリーン・ツーリズムといふふうに農水大臣もおっしゃいましたけれども、そういう農業レクリエーションとか農業レジャーといひうのを楽しむにはむしろ条件がいい地域が中山間地域ではないか。有名な保養地である軽井沢も、恐らくあそこを農業をやるかと思つたら軽石と火山灰の中でろくな農業ができないと思ひますけれども、冷涼な気候に恵まれて別荘地としては大発展をしたわけであつて、観光産業という切り口から見て、地域の環境資源を冷徹に評価して、どういう振興策ができるのかといふことをもちよつと本腰を入れて考える時期に来ているのではないか。

日本は残念ながら観光省というのがないものですから、まあ運輸省が中心でしようけれども、各省がある意味ではばらばらに取り組んでいる面がちよつとあつて、もう一つ正面切った農業観光といひうのが組み立てられないのではないかといふことをやや危惧するんですけれども、まず農水大臣の方から、グリーン・ツーリズムとかリフレッ

シユビレッツ構想とか、なかなか耳ざわりのいいプランがたくさんあるようですけれども、特に中山間地域を対象にした観光振興といひますか、農水省の場合は体験事業振興といひう言ひ方をされるのかもしれないけれども、どのようなプランをお持ちか、簡潔に御紹介いただきたいと思ひます。

○大河原農務大臣 いわゆるグリーン・ツーリズム、農山漁村滞在型余暇活動、これについては、今御指摘がありましたように地域の資源、文化とかその他の地域の資源、それと、それから農山村の空間を利用して都市との交流を図るといひうわけでございまして、それによって就業機会と申しますか、所得の収入機会も得られるといひうわけでございまして、ヨーロッパ諸国、私もいろいろ承つておりますけれども、そのような方策を積極的に進める必要があるといひうわけでございまして、昨年、議員立法によりまして、ただいま申

し上げた長期滞在型の施策を進めると。したがつて、果あるいは市町村等においても体系的な方針を打ち出して進めるということがだんだんに熟しておりますので、我々としては受け入れ施設、農業構造改善その他いろいろな多面的なメニューもございまして、それらによる受け入れ施設、また、これについては人材も、指導したりあつせんとしたりする人材の育成も必要であらうといひうわけでございまして、これらについても積極的に進めてまいりたい、さう思つております。

○岐阜委員 農水省が特にグリーン・ツーリズムについて大変力を入れていられることは了解しておりますけれども、やはり体験事業という性格の中で展開するために、どうしても宿舎その他がある種の制約がかつて、もう一つ魅力的にならない。例えば、体験をするための宿舎にプールとかフィットネスといひうようなものは恐らくつくることはできないでしようし、例えば乗馬は体験になるのかとかハンティングは体験とか、いろいろな意味で、観光業として見た場合は、ある種の体験事業といひうくりでは不十分性がどうしてもあるのではないか。

グリーン・ツーリズム、イギリスで行われている運動といひますか思想の実態は、大変根が深いものでして、グリーン・ツーリズムこそが最高の観光である、そこでは、都会のストレスから都会人が自由に解放されて、あらゆる農業空間を使った、カヌーとか乗馬とかハンティングとか含めてあらゆる遊びが享受できる、最も伸び伸びと農業空間を味わうことができるというのがグリーン・ツーリズムの精神であつて、教条主義的な体験事業といひうに位置づけることと大分その内容が違つてはいないかといひう気がいたしますけれども、これ以上は余り言ひません。

通産省の方で、今、アウトドア産業が大変ブームになつております。車も、RVといひますか、四WD型の車が爆発的に売れているといひうのはよく御承知だと思ひますけれども、アウトドア関連産業が、都会人のアウトドア志向もあつて今後ど

のぐらゐの市場規模に育つか。もしその辺の予測数字があれば御紹介いただきたいのと、あと、通産省の方では、アウトドア産業の振興という立場から、特に中山間地域を射程に入れて何か振興策というのを考えかどうか、お答えいただきたいです。

○橋本國務大臣 アウトドア産業というものは必ずしも定義がございません。でありますから、その市場規模というものの正確な回答は大変難しいわけでありましても、アウトドアに関連する用品、用具といったものの市場でまいりますと、平成五年で約一兆七千億円でいになっております。これは、昭和五十八年当時、約一兆円ということでありましたから、約十年間で一・七倍ぐらゐにふえているということも言えるかと存じます。

また、本年六月の産構審の総合部会の基本問題小委員会報告書の中で、アウトドア産業等を含めました余暇関連産業、これを含めまして、生活文化関連、こうした分野を一つ設定しておるわけでありましても、将来における、この市場規模というものは十八兆一千億円で、雇用規模は約百八十八万人ぐらゐという設定がなされておるわけでありまして、二〇一〇年になりますと、この生活文化関連分野というものは、市場規模としては三十八・二兆、三十八兆二千億程度、雇用規模では二百四十四万人程度ということになっております。

従来から、通産省として、ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現に資するという視点からこうした産業は重要であるということで育成を図ってまいりましたが、これからの環境整備に努めてまいりたいと思っております。

○岐阜委員 ありがとうございます。

今、農業の、全部の生産額が十三から十四兆円ぐらゐだと思っております。今のお話ですと、生活関連、文化関連の余暇関連産業が十八・一兆、ほぼ匹敵するような市場規模がある。ぜひ、中山間地域の振興を図るに際して、私は非常にい

い意味の観光産業の振興というのが大事だということに思いますが、運輸大臣、運輸省の方は、特に今環境が変化しているに際して厳しい環境に置かれるということが危惧されている中山間地域をにらんで、あるいは過疎地域をにらんでの観光振興の施策について御紹介いただければと思います。

○亀井國務大臣 先ほど来、委員の高い御見識に基づいてお話を聞いておりまして、私も大変感銘を受けておたつたわけでありまして、委員御指摘のよう、ウルグアイ・ラウンド対策は、特に中山間地域についてはいわゆる狭い意味での農業対策だけでこれはフォローはできないというように私も考えております。特に農業の効率化等が難しい地域、これは逆に言いますと、そういう地域は観光という観点から見たら非常に価値の高いところもあるわけがございます。そういう意味で、中山間地域の所得を確保するという観点から農村観光に取り組んでいくということが、私は大変大事だ、このように思っています。また、都会に住む人の心のバランスを取り戻すという意味からもまさに一石二鳥ではないか、このように考えております。

そういう意味で、運輸省といたしましては、家族キャンプ村、家族旅行村あるいは国際交流村というようなことで、関係各省の御理解と御協力もいただきながら現在取り組んでおりますが、残念ながら予算が年間、これは三億円というような状況でございます。これは国内対策の一環として、ぜひ委員の御協力もいただいて、この面について来年度も力を入れていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○岐阜委員 どうもありがとうございます。

時間がないのであれですけれども、今関係三省といえますか、農林水産省、通産省、運輸省の御見解を伺ったわけです。先ほど、日本に観光省が残念ながらないというふうに申し上げましたけれども、やはり関連する省庁が互いに協力連携し

て、将来非常に大きな市場規模が見込まれる観光、農業空間を対象にした観光産業がぜひ発展して、少しでも中山間地域の人たちの暮らしがよくなるように、あるいは都会の人にとって中山間地域というのがいかにいいところであるかということをもたえ体験する機会を拡大するためにも、総理が督励して、関係省庁が縦割り行政の弊害に陥ることなく協力連携してこの分野の振興を図るようお願いしたいと思っております。総理のお気持ちはいかがでしょうか。

○村山内閣総理大臣 今委員からも御指摘ございましたように、中山間地域の対策につきまして、これはまあ農業やら林業やらをどう複合的に計画的に推進をして、農業自体もどう守っていくかという問題もございまして、同時に水の問題や環境の問題やら等々公益的に果たしている中山間地域の役割というものもありますし、それからまた、持っている資源をどう開発をして、今御指摘のありましたような環境面やあるいは都市の労働者が憩いを求めてストレスが解消できるようなそういう役割を果たしていくようなものにしていくとか、いろいろな角度からこれから検討しなければならぬと思っております。今お話がございましたように一つの省だけで片がつく問題ではありませんから、これはもう自治省もそれから運輸省も建設省もあるいは厚生省も、いろいろな省が取り組まなければならぬ角度のものがあるわけですね。

したがって、私は、先般農林予算を決める際にも、中山間地域の町づくりについては、関係する省が連携をとり合って一体となって取り組んでほしいということも申し上げてありますけれども、御指摘のような面も十分踏まえて、一体となって取り組めるような体制をぜひつくるように今後とも努力していきたいというふうに思います。

○岐阜委員 ぜひよろしくお願いいたします。

私は、今この一時間半の持ち時間の中で特に二つの点、農業の産業としての自立を図る上でいかに技術開発が大事かという点と、やはり中山間地

域の振興を図る上では生産振興と並んでもう一つ、将来発展可能性のある観光業も振興の対象として考えるべきではないか、この二点については大筋で御認識いただき、御了解をいただいたというふうに思いますので、ぜひこの関連対策の中でこの二分野についてしっかりとめ込んでいただきたいというふうに思います。

まだちょっと時間がありますのでもう一点だけお伺いします。

観光業も一つの異文化体験といえますが、都市・農村交流なり異なった自然空間をお互いに享受することになるのかもかもしれませんけれども、やはり生産者と消費者との信頼関係を深めていくというのが、これからのWTO体制のもとでの農業にとって非常に重要なことではないか。その消費者と生産者の信頼関係の接点にあるのが表示の問題です、品質表示。

昨年だと思っておりますけれども、既に有機栽培についてはガイドラインを農水省の方でお出しになっていますけれども、米についてはまだ恐らくガイドラインができていないのじやないかと思っております。これも早急につくり上げて、表示の紛らわしさを払拭するように、消費者が本当に中身がわかって、消費者が評価できるような表示の仕方というのをぜひ工夫していただきたいと思っております。

それからまた、日本には世界から食料が供給されているわけですから、輸入食糧とか食品の安全性の確保も非常に重要で、それとあわせて、やはりここでも表示の問題が重要です。特に加工食品の場合の表示がいささか消費者側から見ると乱れていて、例えば、韓国で漬けた長野県の野菜とか、あるいはドーバー海峡でとれた伊豆の干物とか、アラスカでとれた越前ガニとか、大変紛らわしい品物が出ていて、むしろこういうところは原料原産国を表示すべきだ。原料がどこでとれているのかという原料原産国の表示というのが大変重要になってくるのではないかと。消費者は大変品質にこだわれますし、厳密ですから、あいまいな表示で誤解を招くことは信

顧問係を失っていくことになりまますので、やはり正確な表示に心がけていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、その安全性の問題については、今度、旧来の食糧法が廃止されて新しい食糧法に移行していきますけれども、この検査の問題についても、今までは、食糧法を施行するためにという食糧法を具体化するために、食糧検査官を国内の米の検査だけに専ら配属してましたけれども、今度マーケットが自由化されることによって、海外から今まで以上に多様な食品が入ってくる可能性もある。

農業その他の安全性についてのハーモナイゼーションについては今検討がなされてるところだと思えますけれども、ことしの農業白書の中にも、日本人の食生活を支えるために海外で使われている農地、これが千二百万ヘクタール、国内農地の約三倍近くある。ところが検査官の方は、国内に五千五百人張りつけて、この千二百万ヘクタールをだれが見ているのか。という農業が行われているのか、という農業が使われているのか、生産の不安定要因がどこにあるのか、この定観測をやっている要員が、まあ聞きませんけれども、実は極めて心もとない。

したがって、外国から見ると、日本は海外生産については非常に深く信頼しているらしい、インスペクターを張りつけてない。しかし、国内の生産についてはどうも日本人は疑念を持っていて、五千五百人のインスペクターを張りつけてきめ細かく監視している。これはやはり客観的に見れば非常に不思議な配置になっておりますので、こういう今後ますます食糧の交流が盛んになるという背景の中で、生産サイドから常時監視する、あるいは定観測のネットワークをつくるということも将来的にはやはり考えていただきたいというふうに思います。

最後に、食の安全性についての総理のお考えをお伺いしたいと思います、安全性確保の重要性について。

○村山内閣総理大臣 現行の検査体制で十分かどうかという問題もあると思えますし、とりわけ、これから貿易等々の自由化がさらに広がっていくということになりますと、一応WTOで必要な国際的安全性の基準というものは示されていると思えますけれども、しかし、その示された基準以上に科学的に必要だというような場合には、またそれを上乗せしてさらに厳しくするというのも認められておるわけでありまして、これは何といたしてもやはり命に関する意味では問題ですから、厳重の上にも厳重にしてその安全性はしっかりと確保しなければならぬものだという事については御指摘のとおり認識をいたしております。

○岐阜県委員 どうか、都市生活者にも納得いくしつかりした関連対策を打っていただきたいというふうに思います。

これでは質問を終わります。どうもありがとうございました。

○佐藤委員 岐阜君の質疑は終了いたしました。

次に、川島委員。

○川島委員 改革の川島實です。よろしくお願いをいたします。

私は、既に通告をいたしております世界貿易機関の設立に関する条約の締結について、今日まで我が国がこれほど熱意を示したというのには、一つには世界の貿易のなかで、とりわけガットのそういう通商上のルールのおかげだと見ておられるのでございます。今日海外とのいろいろな貿易摩擦がある中で、今回のWTOの締結は、これらの問題をさらにガットを含めてルールづくりを新しく行う、こういう形で成ってきているわけでございます。すけれども、この中身については、十七日の日にも一メンバーぐらいの条約の規約書が出されたように、非常に多岐にわたっておるわけでございます。そして、そういう点で、最初に外務大臣にお伺いをしたいわけでございますけれども、私は、こうした条約の中身を精査しながら、十分に我が国は

積極的にこの条約の締結を推し進めていかなきゃならない、こういう立場からいろいろお伺いをしたいと思うわけでございます。

特に、今回のWTOの設立の附属書の一覧を見ますと、附属書一には物の貿易に関する多角的協定、それからサービスにおける貿易に関する一般協定、さらに知的財産の貿易に関する協定、そのほか十三協定が附属書一にあるわけですが、さらに附属書二には紛争処理の規則と手続に関する協定、それから附属書三は貿易政策の審議機構、それから附属書四は複数国間貿易協定は四協定あるわけです。

こういう多くの協定に対しての分野ごとのルールづくりは外務省として今後どのように取り組んでいく御決意なのか、まずもってお伺いをしておきたいと思えます。

○河野国務大臣 従来のガットは、議員御指摘のとおり物の貿易というものを対象としてきたわけでございますが、今回のWTO協定におきましては、物の貿易に加えて、金融、運輸あるいは通信などのサービスの貿易、あるいは特許、商標、著作権などの知的所有権の貿易関連面といった非常に幅の広い分野を対象としているわけでございます。

WTO協定に含まれますサービス貿易一般協定や貿易関連知的所有権協定は、これらの分野についての包括的な規律を策定したものでございまして、我が国としては、今後WTOのもとで、これらの協定の着実な実施及び運用を通じてこれらの分野の貿易の一層の自由化に積極的に貢献していくかなければならぬ、こう考えております。

○川島委員 この中で、サービスという、普通我々が受けとめるサービスというのは通常のサービスしか受けとめてないわけですが、この業種の中に、例えば金融、運輸、通信、流通、医療、教育、建設、さらにまた弁護士とか会計士、建築士、こういう業種まで実は含まれているわけですね。さらに、その定義の中で非常に広い概念でとらえる国々とならない国が実はあるよ

うな気がするわけでございます。物、すなわち工業製品、農産品などの販売以外のすべてをとらえるやり方と、もう一つは、第三次産業による生産物のうち、電力、ガス、水道などインフラ的な業種を除いたすべて、こういう見方もあるわけでございますが、この辺の見解については、外務省、どう受けとめておられるのですか。

○原口政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘のとおり、サービスに含まれる業種につきましては網羅的に列挙することが非常に困難でございます。各国が自由化約束を行っているサービス分野のうちで主要なものを挙げますと、銀行、証券、保険等の金融分野、運送、観光、それから建設、通信、流通、法律、会計、教育、健康、娯楽等の幅広い業種がカバーされております。

ガットの事務局では、九一年のガット文書、事務局の文書におきましてサービス分野分類表というものを作成いたしております。交渉参加国に配付しております。これによりまして、約百六十五のサービス業種が掲げられておりまして、我が国を含む各国は、これらの分類表を参考として約束するサービス分野の分類を行っている次第でございます。

協定におきましては、サービスそのものは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスという定義というよりも非常に広い規定ぶりになっております。

○川島委員 あと食事の時間で総理や通産大臣もとられますので、ちょっと急ぎますから、ひとつ簡潔にお願いしたいと思います。

この貿易協定の中で、今までの通商上不正貿易と申しますか障害になっている部分は、我が国はベストテンを挙げて報告書が毎年つくられていくわけですね。アメリカや、EUやカナダもおの、韓国も含めて、アメリカに対してこうつくっている。そういう中で、今度のWTOのそういう紛争処理をするための新しい機関ができるわ

けなのですが、我が国はそういうものに對してどういうふうなルールづくりに参加をしていくのか。紛争があると期限が切られて、十五カ月の中できちっと処理をしなければならぬ、こうなっているわけです。

現在の貿易の相手国でどのくらいがこのWTOの今度の条約を締結をする、こういう国々の数で、貿易を行って国とそれに対して締結を予想される国。そしてまた、ベストテンのうちで、中国や台湾やほか二、三どうも締結は、まずガットに入るのなかなか難しいというふうな国々があるわけですが、この辺は、外務省、どういふふうな受けとめ方をしておるわけですか。

○原口政府委員 国連の加盟国、百八十四カ国にございます。他方、ウルグアイ・ラウンドの交渉に参加した国、地域が百二十四でございまして、これらの国がすべて入るといふことになれば、国の数で三分の二、経済規模でいけばほとんど、大半の国、地域がこの交渉に入るということになると思っております。

それから、日本の貿易相手国上位十カ国のうちWTOの不参加国、どうなるかということでございますが、先生御指摘のとおり、中国、台湾、サウジアラビアはまだガットに入っていないと聞いています。この国は今WTOに参加するべく鋭意国内手続を進めているところだと思えます。香港、シンガポール、マレーシアは、既にWTOを受諾しております。英国及びドイツも必要な国内手続を了しております。十カ国の中でそれ以外の国も、参加するべく国内手続を進めているということでございます。

ちよつと言ひ間違ひしましたが、中国、台湾、サウジアラビアはガットに入っておりませんので、そのための手続を今やっているとこのことでございます。

○川島委員 外務大臣、この問題は、昨年の十二月十五日、ウルグアイ・ラウンドの合意のときに、はや既にアメリカも平成七年の一月一日にはきちつとやります、こう言つて、わかつてみえた

わけですね。外務省もそのように答弁しているわけですね。なのに、今日、十七日から本格審議が始まって、あと衆議院でも会期末まで十七日しかないですね。慣例でいけば、衆議院で二十日間、参議院で二十日間、普通のところでも審議が要る。ところが、一メンバーもある書類をわずか短い期間で審議するとは、これはもうけしからぬと思ふのです。外務省、もっと早くできなかった理由というのは一体何なんですか。

○河野国務大臣 議員、最終文書、昨年の十二月だったじゃないか、こういう御指摘でございますが、WTO協定は、本年の四月十五日にマラケシュの閣僚会議において、最終文書への署名が行われて確定したものでございます。すなわち、四月十五日に最終文書ができて、そして、明年一月一日の発効を目標として各国がそれぞれ具体的な準備に入る、こういう状況にあったわけでございます。

まあしかし、いずれにいたしましても、政府としては、WTO協定の明年一月一日の発効に向けて必要な作業を鋭意進めてきたわけでございまして、WTO協定の国会提出以前の段階におきましても、同協定の概要を国会関係者などができる限り早くかつ正確に知っていただきまますように、各種の説明資料などを作成して説明に努めてきたわけでございます。しかしながら、審議がこういう、今委員御指摘のような状況になりました。しかし、いずれにいたしましても、私どもとしては、繰り返しになりますが、明年の一月一日のスタートに向けてぜひ御理解と御協力を得たい、こう考えているところでございます。

○川島委員 総理大臣、社会党は、昨年の十二月二十八日に緊急農業対策を決めておるわけですね。さらにまた、細川前総理のときに、村山総理はちよつと社会党の本部長ということ、六項目の農業政策確立に関する申し入れを具体的にやっているわけですね。今回総理になって、これらの党の方針がどのくらい生かされているのですか。まず、お伺いしたいと思います。

○村山内閣総理大臣 ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う国内対策をどうするかという問題につきましては、今御指摘もございましたように、昨年暮れに、細川内閣当時閣議了解をされております。その閣議了解をされた基本方針に基づきまして緊急農業農村対策本部というものが設置をされました。総理が本部長になって取り組んできているわけですね。その経過を踏まえてやってきたということが一つです。

それからもう一つは、農政審議会の報告や連立与党が取りまとめた「緊急農業農村対策について」という文案がありますけれども、それも踏まえて、これは政府・与党一体となった議論をした経過として御審議をいただいているような中身のものにまとめてきたわけでありまして。したがって、党として決められました、今御指摘のありました方針をできるだけ反映できるように、その中で努力もしてまいりました。

その結果、連立与党並びに政府と十分協議を尽くした結論として、今御審議をいただいているようなものになったわけでありまして、その経緯については、御理解を賜りたいというふうに思っています。

○川島委員 それでは消費税の問題で、実は私もは期待をしておたのは、社会党はさきの選挙で飲食料品の全段階非課税、消費税アップは反対、これははっきりしているのです。それから、自民党は飲食料品の一部消費税非課税、こう公約しているのです。これほどわかりやすいことを公約している二つの党が一緒になって、消費税の飲食料品はきちつとした処置ができなかったという理由は何にあるのですか。

○村山内閣総理大臣 それは十分そうした点も踏まえて、何とか実現できないかと言つて、三党の中で議論を尽くしてまいりましたし、これは一連の経過を申し上げますと、昨年七月の総選挙以後、細川連立政権が誕生しました。その連立政権が誕生した、その政権でもやっぱり七割の国民福祉税というものが想定をされたというような経過

もございまして、そうした連立政権に参加してある政党の中でいろいろ政策を議論した、その結論としての合意というものは、例えば消費税の改廃を含む間接税の引き上げ等について検討するといったようなことも議論された経緯もあります。したがって、そうした一連の経緯の中で出た結論として、五割の消費税率の引き上げという中で、飲食料品だけを軽減税率とすると、あるいはまた非課税にするとかいうことについては、なかなか実現が難しいというこの理解の上に立つて、そういう合意がなされた。したがって、これは今後ともやっぱり不断に検討して、何とか逆進性の緩和ができるような努力はしなきゃならぬ課題であるということは、十分認識をいたしておるところでございます。

○川島委員 大蔵大臣、今社会党の一部の人たちは、この消費税の非課税、飲食料品の問題については、二年後の見直しのときに大体見直されるんじゃないだろうか、今総理のいろいろ答弁がございましたが、そういうものを受けて、そう受けとめておる人たちがおるわけでございますけれども、これについてあなたはどのように受けとめておるわけですか。

○武村国務大臣 それは、川島委員さん、社会党の話でございますから、私も、総理と一体になつてお答えをしておりますのは、二年後の見直しというよりは今後の課題として認識をいたしまして、不断の論議を今後も進めていくということでございます。

厳密に、見直し条項で言う「課税の適正化」という文言がございまして、私も、立法の立場で考えますときには、そこまでは予定をしていないということもお答えをいたしておるわけであり

○川島委員 非常にわかりにくいのです。もう少し国民側がきちつと受けとめられるようなひとつお答えが欲しいのです。例えば、今回の村山政権は「人にやさしい政治」、こう言つて、キヤッチフレーズを出しているわけですね。ところが、こ

のWTO条約締結に絡んで国内法のいろいろ改正があるわけですが、それを見ると、都市の生活者、消費者というのは余り優遇されてない、こういう受けとめ方をする人が非常に多いわけなのです。なぜなら、お米の輸入で、高いお金を出して買ってきて、国は二五%から利益を上げて普通のお米は売っている。ところが、輸入米については、昨年でも一部報道が流れたように、四千億利益を上げて、そしてもうかつたうち三千百億は冷害で不足をする農業共済に補てんをする、こういうような報道も流れる、こういう形で都市の消費者は受けとめていられるわけなのですけれども、このことについて総理はどう考えていますか。

○村山内閣総理大臣 都市の消費者からいえば、例えば輸入米を入れれば安い米が手に入るではないかと、日本の米は高過ぎるというような観点も私はあるかと思えます。しかし、ニーズからいいますと、やっぱり国内の米を食べたいという声も非常に高いわけです。これはその安全性を気にしているのだと私は思います。やっぱり日本であつた米の方が日本の食に合っている、嗜好に合っているという面も私はあるかと思うのですが、そういう意味では、今までも議論されてまいりましたように、農業というのはやはり国民の暮らしにとって欠かせない大事なものだ。冷害であれだけ米が不足しますとパニックが起こるような現象も起こる状況ですから、したがって、そういうことを考えた場合に、可能な限り自給率を高めて、どのような事態になろうとも安全な食糧を安定的に供給できるような体制をつくるということとは消費者のためにも大事なことです。それから、そういう御理解を深めていただければ農業に対する理解と認識も変わってくるのではないかと。都市と農村が、生産者と消費者が対立するのではなくて、先ほども御意見がありましたように、やはり理解と協力をし合うということも大事なことです。それから、そういう点も含めて総合的に私どもは物事を考えていかなきゃならぬというふうに踏まえております。

○川島委員 私は、農村部の今回のWTOにおける非常な問題についてきちっとやらなきゃいかぬ。土木工事に予算の半分が消えてしまうような、そういう言われ方をするような形では私はまづいと思うのです。

しかし、都市の消費者から見ると、助成金が三千二百四十億。これは自主流通米助成経費が千八百億、他用途利用米流通助成金二百七十億、制度別・用途別需給均衡化特別対策費五百億、計千七百八十八億、そのほかに、集荷経費が二百七十八億、運搬費二百九十五億、保管料二百十億、事務費五百七十億、金利九十九億、これが千四百五十二億、合計で三千二百四十億、これは平成五年度の予算ですね。これだけ上積みされているわけですが、一般のお米に対して。だから、利ざやが二五%、経費としてこういうものに食われていると消費者側は見ているわけなんですけれども、今回の審議会で食糧法の抜本的な改革が提案されています。これらの事柄をきちんと受け入れられなかった問題というのは一体どこにあるかと思えます。農林水産大臣。

○大河原農務大臣 お言葉を返すようでございますが、後段のお話からお答えいたしますと、農政審議会の答申におきましては、現在の食糧制度が現実と乖離して機能を失っており、大いに生産者の自主的な創意なり消費者の選択あるいは流通過程における競争原理を入れろというような提案がございまして、制度の立て方といたしましては、全量管理的なシステムを変え、部分管理にいたしまして、そして民間流通である自主流通米を基礎として、しかも、何と申しますか、政府の関与は、備蓄なりあるいは輸入されるようなミニマム・アクセス米によって操作をいたすということ、あるいは、流通の構造としては、指定なり許可というふうな厳しい制約から、一定資格の要件がございしますれば参入が自由になるというふうな登録制度を採用し、かつ販売なり集荷の両方の面においては、現行食糧制度のような単線的な流通だけではなくて、極めて多線的と申しますか、そのよう

な流通を予定するというようなことでございまして、何と申しますか、農政審議会の本来の答申の趣旨を十二分に生かした制度としておるといふうに私は思うわけでございします。

なお、前段の食糧予算については、これは需給についての安定を図る、価格の安定を図るという食糧管理が制度として認められている以上、制度の管理運営費もございまして、必ずしも生産農家のサイドへのものではないということを先生御了解をお願いしたいと思います。

○川島委員 時間がございますので、総理、あと幾つかありますが、一点だけ伺いをしておきたいと思ひます。

昨日ですか、もう少し前ですね、気候変動条約に關係するCO₂の削減問題で新聞報道がなされました。これは、我が国は既に条約として締結をしているわけでございしますけれども、二〇〇〇年で一九九〇年の水準にCO₂の削減をきちんとやる、こういうふうな決めに努力をされてきていると思うわけですが。

平成二年の十月二十三日、これは各省庁が集まりまして、二百九十八項目の行動計画表がきちんと環境庁でできている。なのに、この時点で既に、二〇〇〇年のときに一九九〇年のCO₂の水準は我が国は守られそうもないという報道がなされているわけですが、総理、これはどう受けとめておるか。

○宮下農務大臣 総理の御答弁の前に、事実關係をちよつと申し上げておきますと、今委員御指摘のように、平成二年の十月に地球温暖化防止行動計画を策定いたしました。その中身は、一人頭のCO₂の排出量でいいますと、一九九〇年から二〇〇〇年までにおおむね達成できるという見通しを立てました。そしてまた、総量では多少懸念がございまして、その抑制に努めるということになつておるわけです。

一方、UNCEDのときに百五十五カ国が気候変動枠組条約に署名いたしました。我が国も昨年の五月に締結をいたしております。それに基づ

きまして、ことしの三月にこの条約が発効いたしますので、六カ月後までに報告する義務を負つておりまして、九月に報告をいたしました。

その際は、一人頭ではやはりこれは達成可能であらう、しかし、総量ではいろいろの努力を重ねても、つまり削減努力とか、あるいは吸収努力とか、あるいは科学技術の努力ですね、炭酸ガスの固定化努力とか、そういうことをやっても、なおかつ三・一%くらいは増加せざるを得ないという報告をいたしております。

私どもとしては、この地球温暖化問題は地球環境問題の大きな課題でございしますから、なるべくこれを削減する努力を今後ともいたしたいと思つておりますが、来年の三月にベルリンで締約国会議がございまして、二〇〇〇年以降の問題についても議論しますし、また、この条約の締結後のフォローアップもしようということとございまして、私どもとしては、引き続き削減の努力をしていかなければならぬ、こう思つておりますが、今のところは、一人頭では達成できるということを報告いたしております。

○村山内閣総理大臣 今環境庁長官から答弁もございしましたが、この気候変動枠組条約を締結した際、本年九月に本条約に基づく温暖化防止対策等にかかわる報告書が提出されております。

その報告書によりまして、各般の施策が十分に実施されることを前提とした場合、二〇〇〇年度における一人当たり二酸化炭素排出量は、一九九〇年度実績と比べほぼ横ばいというふうに予測をされておりました。地球温暖化防止行動計画の第一項の目標は達成できるものだというふうに承つております。ただ、排出総量は約三%増加するものと予測されていることもございまして、地球温暖化防止行動計画の第二項の目標の達成に向けては今後とも一段の努力をする必要があるというふうに認識をいたしておりますのでございします。

○川島委員 総理に要望しておきますが、地球温暖化防止行動計画というのは、このように二百九十八項目、各省庁がかかわっているのですよ。こ

れを一つずつ細かく点検するだけで、どれができるかできないかというのはいくらもわかるのです。時間がないからこれはやりませんけれども、まだ日にちがございいますので、貿易で生きている我が国として、こうした環境問題で、人に優しい政治と言っている総理ですから、必ずやります、努力をします、こういう答弁が私は返ってくるのかしらと思つて期待をしておたわけですが、残念ながら……努力をこれから続けていただきたい、このことを強く要望しておきたいと思ひます。

次に、もう一つ、通産大臣と農林水産大臣に伺いをしておきたいと思ひますが、この環境問題で環境基本計画に瓶や缶の業者の引き取り、これを入れ込むのを、第三者機関として設置するのを削除された、こういう報道が流れたわけですね。これは、先ほど言ったように、村山総理が人に優しい、こう言つてリサイクルや省エネに取り組んでいるのに、こういう報道がなされるとは一体政府は何を考えているのか。

だから、一遍ここで、大臣食事の時間で恐縮ですけれども、考え方を農水省と通産省、お伺いをしておきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 まだ当分ありますので、まず御心配なく。

そこで、今委員からお話ありましたけれども、環境基本計画は、御承知のように中央環境審議会の企画政策部会で審議中であります、年内の答申を受けて閣議決定をされる予定になっております。そして、そのプロセスの問題としていろいろなお話があるようであります。

私は、今審議会が議論をしておられるさなかでありますので、その中についてのコメントは差し控えたいと思ひます。その上で、私の立場から申し上げさせていただきますならば、今通産省としてはリサイクル、既にリサイクル法に基づいて、スチール缶あるいはアルミ缶あるいはガラス瓶、それぞれに回収の方法を、再資源化率の目標を設けて現実に実行いたしております。

そして、本年の夏に真島政務次官に海外をも視

察していただけたわけでありましても、今こうした努力をしておられる国のルールを見ましても、例えば中間に地方公共団体を置かれるところ、あるいは第三者機関を置かれるところ、さらにはいろいろなその後の仕組みも方法がございいます。

私の承知いたしております範囲内では、政府部内におきましては、それぞれの仕組みのどれがいかという利害得失を真剣に議論をしておるはずでありまして、結論として、御指摘をいただき、御心配をいただくようなことにはならない。その方法はどうかかわりません、しかし、真剣な議論がなされておることだけは御承知おきをいただきたいと思ひます。

○大河原國務大臣 ただいまの委員の御指摘でございますが、橋本通産大臣がお話ししたとおりでございますが、食品、飲料その他についての廃棄物の減量化とリサイクル、これは非常に大事な問題でございます。食品業界も努力をして、瓶、缶の回収率も、リサイクル率も六〇％ぐらいにはなつておるようでございます。さらに減量化の要求あるいはリサイクルということ、今環境庁で基本法に基づく検討をしておるようでございますが、これも小委員会における議論でございまして、農林省がその点について削除とか何とかいうことは私のレベルとしては承知しております。

ただ、今もお話があったように、欧米各国におきましてもいろいろな方式がある、そのシステムについて、それらについて、やはり事業者の負担もできるだけ軽減しながら目的を達するというのも一つのポイントでございますので、そういう観点からの議論が行われておるといふことは承つておりますけれども、削除いたせとか、一つの案に、というようなことについては承知しております。

○川島委員 次に、農業問題でいろいろ問題になつていられる話について少し触れてみたいと思ひます、あと時間がございませぬが。

今までの米不足のときの昨年の状況を見てみますと、まず一つは、不作だということに青田刈りをやつていられる。これは一体何だ。これは率直な国民の疑問なんですね。わからないんです。二つ目は、何百億とかけてつくった、開拓農地をつくつておきながら休耕田にしてしまつたというのはいくつという計画をしていられるのか。三つ目、減反すると草ぼうぼうで補助金がもたらえる、こういうシステムというのは一体どうなんだろう。こういう話はね返つてくるわけですが、これはもう今はなくなりましたですか。

○大河原國務大臣 生産調整につきましては、青田刈りの問題がしばしば問題になります。これは、やっぱり加工用とか飼料用に青田の稲が必要されておる。根強い需要が加工用に、ひもとがあるいはむしろとか等にあつて、地域によりましかれども、我々としては、なるべくこれは抑制したいといふことで、大分転作面積の中の青田刈りの面積は減つております。が、やっぱりその辺の加工用の需要があるといふことで、現在も続いておるといふわけでございます。

なお、開田を一方に置いておきながら生産調整は何事であるといふことでございまして、四十年に本格的な減反が始ましてから、厳に開田は抑制をしております。ただ、既に進行中の干拓等がございまして、これは開田を予定していた、それは畑作の営農計画を立てて別途それであるといふように、しかるべき措置をしてきたといふことでございまして。

○川島委員 次に、農協系の金融機関、これが約十二兆五千億ですか、ノンバンクに融資をしていられる。これは非常に心配しているのです、農業関係者は、一体自分たちが預けているお金が本当に大丈夫だろうか。日本は、そういう点では銀行がつぶれることない、こういう神話がございまして、いいんじゃないか、こういうことなんですよ。けれども、一体これらのノンバンクに貸し付けて融資をしておられる状況といふですか、担保がきちつととられて安全に処置ができるのかどうか。今回

の中身を見ますと、何か金融機関に政府のお金、とりあえずですよ、回っていくようなうがった見方をする人も中にはおるわけですね。こういう疑問に対してきちつと答えを、まず大蔵大臣からお願いしませうか。よろしくお願いいたします。

○武村國務大臣 農林系の金融機関の貸し出しが行われるに当たりましては、ノンバンクに対する貸し出しに限らず、当然のことではありますが、十分な審査、管理を行う、それぞれ経営判断に基づいてなされていられるものと認識をいたしております。

また、リスク分散の立場から、貸し出しが特定の業種に偏らないように配慮をすべしというのが基本でございます。

この問題は農林大臣の御所管でございますから、私は一般的なこういう方針だけ申し述べて、かわらしていただきます。

○川島委員 今ノンバンクが非常に問題になつていられるわけですね。焦げつきやなんかで集まらないんじゃないかといふ非常に疑問がなされていられる。今の日本の、これだけ貿易黒字国で、貿易ではもうけておるのに一向に国民生活がよくならないといふのは、貿易のいろんな規制があつて、物の値段が世界各国よりも非常に高いわけですね。だから、今度のWTOで私も期待をしておるの、規制が取つて、新しいルールのもとに日本が国際的につき合ひができるようなルールづくりをしなから、規制を外して、仲よく貿易が自由にやれるような、そういう国づくりを私は目指していただきたい。

そういう中で、こうしたノンバンクに貸し付けておられる農協のお金が、まあ非常に金利が高いから貸し付けたんだらうと思ひます。日本の生命保険会社だとか貿易でもうけたお金が、アメリカの債券を買つて、それが、百五十円のドルの値が百円以下に下がつちやうと三分の一の価格が減つちやうわけですから、幾ら利息が高くて。これと同じようにノンバンクに貸し付けた発想が受け取れ

るわけですよ、一般から考えますと。

それで、先ほど大蔵大臣に質問した中身と同じような形で、きちっと行われているのかどうか、農林大臣、ちよっとお伺いをしておきたいと思ひます。

○大河原國務大臣 お答え申し上げますが、系統金融機関の貸し付けについては、それぞれの貸し付け先の相手によって担保その他の設定等について行っているというふうに承知しておるわけでございます。特に、ノンバンクについても、しばしば報道等言われております住専につきましても、現在再建計画が進んでおりまして、母体行ゼロ、あるいは銀行が二・五%、農協系統は四・五%まで減免するということで、現在のところ支払い利息とか元本の滞っているという話は聞いておりませんので、それぞれの関係者の努力によって進められているものと、そのように理解しております。

○川島委員 今回こういう報道がなされて、農林水産大臣としてこの農協の状況についてきちっと係を呼んで、対応策というのは検討されましたか。

○大河原國務大臣 これは、お言葉を返すようにございまして、金融機関相互間の話でございまして、これに対して政府が踏み込んだあれをするということはなかなか差し控えなければならぬのではないかとこのように思っております。

○川島委員 しかし、大蔵大臣も農林水産大臣もお互いに答弁を授け合つていまして、国民からすると自身が非常に不透明でわかりにくいわけなんです、本當に。どうも農林水産系の金融機関だけ優遇されて、ほかの債権者が、銀行や何かが貸し付けているところ、総額で六十九兆円ですか、どうもおかしいのじゃないかというふうないろいろな議論も出ております。そういうものにきちと国がわかりやすく、公的な資金でございまして、答弁がやはり返つてこなければ納得ができないわけなんですけれども、このことについてコメントをいたしますか。

○武村國務大臣 一般の都市銀行を初めとした金融機関につきましては、既に発表もいたしておりますが、バブルの時期の土地に対する融資の、いわゆる償還のめどが立ちにくい不良債権、十三兆円余りでございまして、集約をいたしながら、これに対しては共同機構などをつくったりさまざまな施策を講じて、ことしの冬ごろから少し山を越して不良債権全体も少し減る方向に向かつてきております。そういう意味で、一応めどが立ちつつあるというふうに認識をいたしておるところでございます。恐らく農林関係の金融についても、それに準じた考え方で対応が当然なされているものというふうに思っております。

○川島委員 最後に農林大臣にお伺いをしておきたいと思うのですが、食糧法の廃止をして自由化を進めてほしいという審議会等の答申がなされてまいりました。それから、米の流通を、市場原理を生かして競争原理が導入ができるように。これから規制緩和をしながら、WTOの条約を締結すると即そういう方向に、努力をしなければならぬ方向になつてくると思ひます。

そして、農業政策上では、千三百十万六千人の農業従事者がおるわけですね。それが、昭和の一代の人のたちというのは約二百万人おるというのです。今、一年に新しい若手の働く人たちは結局二千二人ぐらしか入つてこないわけですから、五年で二百万人減ると片っ方は一万人しかふえない。これをどう受けとめておるのか。

そして、こうしたWTOの条約締結における競争原理の取り込みがきちとなされておるのか、非常に我々心配している。二〇〇一年から関税化されて、五九五%の関税がだんだんこう減つていく、こういう状況をどうあなたは受けとめておるのか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○大河原國務大臣 二〇〇一年から関税化というのは、委員、これは二〇〇一年でどちら、今の措置をとるかどうかということで交渉が決まるということですから、ひとつこの点については御理解願ひたいと思ひますし、今申し上げました農業就

業者ですが、一日でも働いたような者を統計上、今言つた一千万人云々という話でございまして、我々が後継者で心配するのは、要するに今後の担い手、担い手の皆さんの後継者をどう確保するかというところでございまして、現在の状態では、やうやく、新規学卒者ともう一つUターン者、三十四歳以下のUターン者を含めて五千人というような統計が出てまいりましたので、これを二倍とか三倍に引き伸ばそうということで、今回の国内対策でもこれに対するいろいろな施策、無利子の融資制度その他を用意をして強力に進めたい、先生御指摘の点についてはアブローチしたい、さうに思つております。

○川島委員 時間が来たので終わります。通告をしております諸点については、次回に延ばさせていただきますと思ひます。ありがとうございます。

○佐藤委員長 川島君の質疑は終了いたしました。次に、山本拓君。

(委員長退席、川崎委員長代理着席)

○山本(拓)委員 改革の山本拓でございます。

村山総理大臣が食料ということでございまして、まず河野自民党総裁とときがけの武村代表にお尋ねしたいのですが、いわゆる米の問題で、過去三回ほど衆議院において国会決議がなされていることはみんな知っているわけでありまして、そういう中で昨年、細川内閣がガツトを受け入れた。私は当時、国会前で座り込みをやつておったものですから、これはけしからぬ、大体内閣というものは、政府というのは国会決議を尊重する義務があるというところに触れるのではないかと、このことで、強く抗議をいたしました。そのときには、十分な対策を講じるからという条件つきでその場は終わったわけですね。その後細川内閣が、細川さんはやめられた。今度はちよっと事情が違つたわけですね。要するに、国会決議をやつた衆議院そのものに、今度はそれを破るかもしれない批准がかかわつてくるん

です。いわゆる今まで我々衆議院で過去三回、日本の米を、自給を守るということで三回やつてきて、今度はその衆議院の段階で、ややもすると八十万トン六年後に入るとか、それから先のことは不安定です、非常に米の国会決議というものは、同じ衆議院の我々みんながそれを破る可能性が強い。

私が今お尋ねしたいのは、要するに、同じ我々衆議院議員、外務大臣も大蔵大臣も、政府の立場とあわせて衆議院議員であり、それぞれの政党の代表として、この国会決議に反するおそれのある決議を衆議院で行う。これはもう農業団体から見ればもうそこがおかしいと強く指摘する人も私の地元ではおります。そこを、この国会決議とまたそれに反する決定を同じ衆議院でするようになると思われている、国民から見れば。

国会決議のけじめですね、どうしてもこれを批准をけじめ。これは政府に対してというよりも、もっと深刻な、我々衆議院の権威にもかかわる問題です。そう簡単に国会決議、あれは昔のことだということでも過してしまつたならば、今後どんな国会決議をしてももうあまいに破られて、国会決議の重みというものがなくなつてしまつた。私はそれを恐れるわけでありまして、今回のガツト批准、ウルグアイの批准、WTO批准に対して、どう今までの国会決議と整合性をとるのか。

また、今国会で今議論をしているさなかでありますから、その中でちよっとお尋ねしたいのは、自民党として、またさきがけとして、どうけじめをつけるのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○河野國務大臣 今回のウルグアイ・ラウンドの問題について、私も山本議員と同じ立場で、米の輸入自由化反対ということをかためて主張してまいりました。それはもう国会で、御指摘のとおり三度にわたる決議が行われていたことでも明らかであります。今回のこうした事態が日本の農業にとつて極めて重大なものであるという認識を私も持つておりました。したがひまして、昨年の暮

れ、自由民主党としては声明を出しまして、こうしたことは極めて重大な影響を農業にもたらすという指摘をしたところでございます。

しかしながら、その後、今回の提案に至るまで、政府・与党一体となって農業農村対策というものを懸命に議論をした結果、総額で七兆二千二百億という農業農村対策を決定をいたしまして、この問題について、こうした対策によって農村、農業が新しい体質をぜひ持つてほしい、こう念願をするところが一つございます。

と同時に、委員も御承知のとおり、WTOの設立につきましては、ウルグアイ・ラウンドの交渉の中でシングル・アンダー・テキーナ、つまり一括方式というものがとられて、農業問題については極めて不満であるけれども、しかし全体として一括これはイエス・ノー、こういう状況になれば、我が国の将来を考えて、この問題はイエスと言ったことが国にとって大切であるという判断があったのであろうと思えます。それで、一括してイエスと言わなければならないのなら、ちよつと話の順番が前後しましたけれども、農業対策を十分にとることによって、これによって大きな影響をこうむる農村、農業に対しては新しい体制をとってほしいという対策を講ずることによって、全体として進めていかなければならないというのが現在の状況でございます。

お尋ねは、国会の決議との関係で、それで一体よろしいのか、こういうお尋ねであろうと思えます。

私も国会議員といたしまして、国会の決議は極めて重い、しかも全会一致の決定であるということを考えれば極めて重いということには十分感じております。しかしながら、新しい時代、新しい国際情勢の中で新しい我が国の方針を決めなければならない状況に直面をして、国会の御判断が新たな状況に対応するWTOというものの設立に合意をしてくださるということであれば、国会決議のいわば有極の解釈は国会そのものであるということもあろうかと存じまして、国会での御判断

をお願いをしているところでございます。

三度の国会決議の状況下と今日の状況下は、国際情勢その他、大きな流れの変化が今日の前にあるということと踏まえてこれは対応をさせていただかなくてはならない、こう考えているところでございます。

○武村国務大臣 昨年の決断は、当時の細川総理みずからが表現されておりますように、苦渋の選択、苦悩の中で決断をしたということでありました。国会決議があるからというにとに限らず、農民を中心として、このことに対して反対ないしは心配をされる方が大変多いという状況の中の決断であったからでございます。

国会決議そのものは、私も再三この決議を読み直してきたわけでありまして、五十五年と五十九年と六十二年、それぞれ衆参いわば六つの決議があったわけでございます。共通して農業の重要性を訴え、食糧の自給の大事さを強調したものであったというふうに思っております。参議院の決議の中には「完全自給」という大変明確な表現も入っておりますが、衆議院の場合は、どちらかというと食糧自給力の強化、アメリカの自由化の要求に対する極めて遺憾であるというふうな意思表示であったと思えます。

それで、国会決議に違反というときに、どこを基本におっしゃるのか。いずれにしましても、ミニマムアクセスを受け入れる決断をしたことになりまして、その前提で今回も批准の御議論をいただいているわけでありまして。米を中心とした日本の食糧をしっかりと守つていくということになりますと、外国米を入れるということと認めるわけですから、これは国会決議に反しておるといふのは、これはもう事実でありますし、率直に認めなければなりません。

ただ、二年前にドンケル・ペーパーで決まりました、いわば包括的な関税化、すべてもう例外なしに世界のあらゆる農産物についても関税化でいこうというのがガットの決議でございました。にもかかわらず最終的には、日本の米と韓国の米と

言っているのかもしれませんが、この例外なき関税化の例外としてまさに認めざることにしたわけでありまして、これが四％から八％までの六年間の部分自由化の受け入れということでありまして、こういう結果で、少なくとも世界に例のない特例としてこういうことになったこと自身は、まさに国会決議があったからというか、国会決議を受けて政府や各政党も真剣に交渉を進めてくることができた、そのおかげで例外的な扱いになり、自由化といつても完全自由化でなしに部分自由化で当面終えることができたということでありまして、そういう今日までの国会決議を背景にした政府や各政党の努力の足跡を振り返りまして、大変残念な合意ではありますけれども、必死でこの決議の趣旨を守るべく関係者が頑張ってきた、またこの決議があったから頑張ってきたことができたということも御理解を賜りたいと思う次第であります。

○山本(拓)委員 WTOの前身についての重要性は私もよく承知をいたしております。問題は、国会で三度決議をして、今度批准する、それを認めるに当たって、やはりその趣旨は、日本の農業をきちっと守る。今、政府としては六兆百億という具体的な数字を出されてきているわけですね。ということとは、国会としてのけじめは、この六兆百億というものは国会できちっと担保する必要があるのではないかと。これは別枠であるという担保をすることによって、これは当然その国会決議に反しないかと思うのです。

総理、六兆百億というのは別枠なんですよ。これは国会で約束していただきますね。

○村山内閣総理大臣 ウルグアイ・ラウンドの農業合意を受け入れた。できるだけ、国会決議が数度にわたってあるわけですから、この国会決議を生かしていくためには、農業というのはこれは自然を対象としての作物だから一般とは別枠で議論をすべき課題ではないかといって随分頑張ってきたら私は思います。しかし、これは切り離す

のじゃなくて一括で全部処理されるというあり方から、やむを得ず最終的には関税化でなくて、今お話もありましたようにミニマムアクセスを受け入れるという形で受け入れざるを得なかったというのが現状ではないかと思うのです。

それだけに、なぜそれだけの主張をされたか、なぜ国会の決議があったかといえは、やはり農業は違う、したがってこの農業だけはしっかり守らないかぬというふうなこともございまして、閣議了解事項もあるし、対策本部もつくられてこれまでも取り組んできたわけですね。

したがって、そうした議論の中から最終的に六兆百億円という予算をこれから計上していくというふうな、六年間でやっていくという合意もできたわけでありまして、これは今までの農林予算に六兆百億円というものを六年間で全部上乗せするというのではなくて、それを在来農林予算に支障を来さないという範囲で活用していくということだと私は受けとめております。

○山本(拓)委員 大体、国民は国会議員の言うことは余りもう信用しないのですよ。守る守るといったって何を守るかわかりませんし、失礼ですけども、今までの公約違反とかいろいろな議論もありましたけれども、やはりこれは国会として、もう数字だけ別枠で決議、数字は守りますということをやれば、これは納得しますからね。

じゃ確認しますけれども、この六兆百億というのは別枠ではないということですね、総理は。

○村山内閣総理大臣 ですから、これまでの農林予算に別枠で六年間で六兆百億円を上乗せしますというものではないかということは御理解いただきたいと思うのです。

○山本(拓)委員 じゃ、本当にこれは、今まで年間三兆ちよつと農業予算はあるわけでしょう。六年間で三、六、十八兆、はっておいだつてあるわけでしょう。その中の六兆百億なんですか。ちよつともう一回確認します。

○武村国務大臣 総理がお答え申し上げたように、ウルグアイ・ラウンド合意に対応する新しい

○村山内閣総理大臣　これはなかなか一口で言うのも難しいんじゃないかと思えますけれども、これはこれまでも議論がありましたように、日本は資源もないし、言うならば、いろいろな付加価値をつけていく技術の開発等を含めて、貿易立国で成り立っている国ですから、したがって、世界的に貿易が自由化される、投資が自由化されるといふようなことがやはり前提にあつて、そしてこれまでの日本の経済の発展をなし遂げ得たといふこ

貿易黒字問題がないのなら喜ばしいけれども、貿易黒字を抱えて減らさなかつたといふときに枠拡大、枠拡大といふことでいきますと、これは貿易黒字がさらに二倍も三倍も膨れ上がつていく可能性があるのでないか。そういう認識をお持ちになつていませんか、総理。

○村山内閣総理大臣 それは、例えば規制を緩和するとかいろいろな国内対策も講じて、均衡のある貿易収支というものを維持していく必要がある

ものではない。ただ、我々としては、やはりアメリカ、ヨーロッパ、それぞれ話を聞くたびに、もう少しこのバランスというものがいいバランスになっていくということが望ましいということは我々としても考えなければならぬと思いますが、数字を決めて、どの数字が我々にとっていいかということをも具体的に言うことは甚だ難しいと思います。

○山本拓委員　今回のWTO批准によって世界

○村山内閣総理大臣　黒字が一方向的にふえて、そして極めて貿易収支が不均衡になっておるといふことは私は必ずしもいいと思いませんし、ですから、可能な限り内需を拡大して、そして黒字を減らして、輸入もふやそうという努力を一生懸命やっているわけです。

私は、この程度の黒字ならいいんではないか、その黒字の目標を達成させるためには輸入をこれだけふやして輸出をこれだけ減らすというような

ことになってまいりますと、これはやはり自由化に反するようになるので、これはやはり自然に流れるものだというふうに思いますから、関税を引き下げたり、それからいろいろな手当てを共通してWTO等の機関を通じてやっていくことによって、全体としてだんだん均衡がとれていくような形になっていくような性格のものではないかというふうに思います。

これは、今御指摘もありましたように、関税がどんどん下がっていったら、そして輸入がふえてきて逆に赤字を抱えるというふうなことになるから、これは日本の国というのは大変ですから、そんなことにならないように十分配慮してやっていく必要があると思いますけれども、それはまたそれなりの私は努力もしていかなきゃならぬというふうに思います。

○山本(拓)委員 先ほど貿易収支の関係で、為替の動向というお話も言われておりましたが、確かに、円高が進めば進むほど円建てでいくと圧縮しますけれども、向こうはドル建てで判断するということでも難しいんですが、日本のリーダーとして、じゃ、この日本の円の適正価格、総理の頭の中では大体どの辺が適当かなというお考えをちょっと教えてください。

○武村国務大臣 これは、総理がだれであれ、なかなかあるべき為替レートを政府が申し上げることはできない立場だということを御理解いただきたいと思ひます。

申し上げるならば、それぞれの国の経済の諸条件、ファンダメンタルズと言っておりますが、それを為替が反映するのが望ましい。昨今、どちらかといえば急激な為替変動が思惑、投機等によって見られる状況については、これは正しい状況ではないということも私も申し上げておるわけでありまして、円のレートそのものをきちんと政府が申し上げるのは、ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○山本(拓)委員 私が確認したかったのは、要するに、対策は打たずに円高が進めばそれで少なく

なるんじゃないかという円高容認の考え方でやられては困りますので、だから、考え方はあるけれども国会では言えないというなら理解できますよ、当然。ただ、要するに、ややもするとそういうことすら考えてないんじゃないかという心配が一部後援者の中にもありましたので、それをちょっとたださせていたください。

だから、再度お尋ねしますが、村山総理の頭の中には、大体の、ドルもこの辺かなという概念があつて、あえて国会で言えないんだということですか。

○村山内閣総理大臣 まあ、それは正直申し上げまして、ドル安で円高じゃないかなという気はいたしますし、だから、そこはやっぱり、今お話がございましたように、それぞれの持つ経済の実勢が正確に、正しく反映できるようにという為替レートにやっぱり安定していくことが必要ではないかという認識は持っています。

○山本(拓)委員 これから政治改革で、政党内閣で、政治のリーダーシップでやっていくということですから、だからできるだけこういう議論の場では、官僚がつくり上げてきたことを判断するのではなく、別に、一つの頭の、概念的にきちと日本の貿易というものはこうあるべきだ

というのとはななとて、先ほども言いましたように、日本の場合はこれから、政治はもうけるところ、メリットのあるところは別にほっておいたっていいわけですね。これは打撃を受けるところが悲惨なんですよ。だから、これは今度批准に当たって、鉱工業分野なんか五年にわたつて関税がどんどんと下がっていくわけでしょう。そうすると、下がっていくということは繊維業界なんかはもう真つ青ですよ。そこに対しての対応もいろいろあるんですが、これらには、大体国内で関税を設けているというのは国際競争力がないから設けているんで、それが一方的にとられていくということになると、これはもう物すごく深刻なんですね。米も深刻ですけども、そ

れと同じぐらい深刻なんですね。そこらに対する対応というのは、総理としてはきちと認識はお持ちなんですね。

○橋本国務大臣 官僚の紙を読むということでありましたが、これは大事な部分ですから間違いないようにきちんと読み上げさせていたいただきたいと思ひます。

今回の関税交渉というものは、これはもう委員よく御承知のとおりでありまして、我が国の市場に対する参入意欲の強い国から広範囲な分野で関税については引き下げの強い要求がございました。しかし、日本としては、その関税の引き下げによる我が国の国内産業に与える影響というものを十分に配慮をしつつ交渉に臨んできたことは、自由民主党内閣の時代から変わっておらなかったと思ひます。これは私は細川政権においても変わらなかったことを信じたいと思ひます。

その結果、特に国際競争力の弱い分野については、例えば通常五年の関税引き下げ期間を繊維、衣服の分野につきましては十年のように長期化する、あるいは関税の引き下げ幅に配慮をするなどの対応を現にもう行っておるわけでありまして、さらに、たまたま委員が例示で挙げられましたけれども、繊維につきましては、セーフガード措置につきまます運用手続などの明確化など水際緊急対策の整備にも努めておるわけでありまして、関税の引き下げに対する交渉の成果と相まって、国内産業に対する影響というものは最小限度にとどめるような努力をしつつあるところであります。

○山本(拓)委員 時間がありませんので、ちょっとかいつまんであと質問しますけれども、私が申し上げたいのは、中身はわかるんですけども、我が政治家ですから、特に弱者対策、これから規制緩和をやっていきますね。規制緩和をやることによって大変被害をこうむる者に対する対応、一番我々が考えなくてはならないのは雇用対策だと思ひますね。やっぱり雇用が生まれなければ、失業者があふれたら何にもならない。中には、規

制緩和をやり、批准すればニュービジネスがいっぱいふえて逆に空洞化がなくなると言う人もいますけれども、私に言わせると、確かにふえるかもしれないけれども、それはコンピュータとか何とか、また夜間の労働条件の悪い二十四時間の働き口とか、そういったところは外国人労働者の指定席になる可能性が非常に強いので、特に、若い人は職業はまたどこでも張りつきますが、四十半ば以降の中高年齢層というのは全く惨めなんですよ。

だから、そこらの雇用対策について、やはり今後の規制緩和五カ年計画をやりますね。この規制緩和五カ年計画をやるに当たって、まず総理に御尋ねしたいのは、規制緩和、規制緩和と言つても、いわゆる大企業が言う規制緩和と、地方の中小企業が言う規制緩和と、消費者が言う規制緩和と、生産者が言う規制緩和と、アメリカが言う規制緩和と、いろいろ規制緩和とは言うけれども、みんな都合のいい規制緩和を言っているわけですから、各論になるとばらばらですね。だから、そこは総理が、今後規制緩和を推進するに当たつて総理の理念がしっかりとしたものがないければ、これはなかなか、がががががががががががががが、またアメリカの圧力の強い方に流されてしまふということになりはしないかな。

これはもう時間がありませんからついでに聞きますが、アメリカから十分野、要求が来ましたが、あの基本原則は、原則自由という基本原則を言つてきていますね。それは基本的には総理としては受け入れられるということなんですか。それとあわせて、総理の規制緩和五カ年計画に当たる基本理念というのをちょっと教えてください。

○村山内閣総理大臣 今いろいろお話がございましたけれども、例えばWTOでこれから設けられていく国際的なルールに基づく基準とかいうようなもの以上には厳しい規制があるというふうなことは、やっぱり是正をしていく必要があると思ひますし、それから、もうこれだけ経済のあり方も変わってきているわけですから、したがつ

て、過去に必要であつたけれども、もう現状に照らし必要ではないかと思ひます。そういう規定は私にはあるかと思ひます。そういう規定というものは、やっぱりできるだけなくしていくという事は大事だと思ひますよ。

しかし、新しくまた力関係も生まれてきますし、非常にいい条件に置かれていくものもある。そのために非常に弱い立場に立たされるものもある。そういう不均衡が起れば、その不均衡はやっぱり是正をする意味で新しく規制を設ける必要もあるというところもまた生まれてくるんじゃないかと思ひます。

私はやっぱり、このWTOが目指すような、国際的に貿易、投資が自由化されていくその基準に照らしてどうなのかという判断をすることも大事だと思ひますし、同時に国内的には、社会的な公正を維持するという意味で必要な規制というものはやっぱりあつてしかるべきではないかというふうに思ひます。そういう基準といふものは、やっぱり私どもは考えていく必要があるんじゃないかというふうに思ひます。

○山本(拓)委員　そうすると、今要らなくなったものをなくすのは、時代にそぐわなくなったものをなくしていくのは僕は当然だと思ひますが、そこであえて政治的な指導性といふことを考えますと、それは役人の事務作業でできるわけですね、今までのことは。要するに、これを規制緩和すれば新しく産業が生まれる、新しく中高年層の雇用が生まれる、村山総理でも、まあ村山総理はあれですが、四十代、五十代でも、地方の人でも職につける、やっぱりそういうことを念頭に置いた規制緩和をまず進めるといふ考え方はないですか。

というの、もう組織でも三百万人の労働者、革職人、何職人、いろんな分野でこれはもう先行きないわけですよ、数字的には何か出てくるでしょうけれども、しかし、現実問題として、政府がせめて、規制緩和をやるといふならば、少なくともそういう人たちにプラスになるような、地方に仕事を生み出す規制緩和といふものをまず第一

義に置いて、そしてから進める、それが政治の指導性ではないかと思ひますが、どうですか。

○村山内閣総理大臣　今私は、規制緩和あるいは規制というものの対する考え方の前提となる考え方を若干申し上げたい。人間にとつて何が一番大事かといへば、やっぱり生活が一番大事です。生活するためにには所得が必要ですから、所得を得るためには、これはやっぱり所得が得られるような労働が保障される、雇用が保障されるという事は大事なことで、雇用といふものは、これは深刻な問題だといふふうに私は受けとめて、認識をいたしております。

そこで、新しい事業分野をどう開拓していくか、開発していくか、新しい雇用の市場といふものをどうつくっていくかといふ意味から何らかの誘導していくための規制が必要だといふようなことになれば、それは当然やっぱり考えるべきことであつて、その考え方には、今委員がお話しになったような点についても深く意識をして取り組まなきゃならぬ課題だといふふうに思ひます。

○山本(拓)委員　今度の規制緩和を監視するといふか監督するのは、行政改革委員会というのでできるんですね。メンバーは、これは五人ほどなんだと思ひますが、一番関心があるのは、総理のリーダーシップとしてどういふメンバーを張りつけるかといふことにみんなが注目してますね。だからまず、官僚OBは入れないといふことは明言できるんですね。

○村山内閣総理大臣　官僚OBは入れないとかないとかいふようなことを前提にして私は考えない方がいと思ひます。やはり一番適当な適任者を選ぶ、これは目的に沿つた仕事ができるといふことを前提にして一番適任者を選んでいくといふことが大事だと私は思ひます。別に枠を決めてこれは入れないとかいふような考え方は今持っておりません。

○山本(拓)委員　これは今までのいろんな審議会でも、別に官僚のOBでもいい人はいっぱいいる

と思ひますが、ただ、総理のスタンスとして、要するに官僚に對してかなり厳しい注文をつけるということ、大体いっぱい人材がいるわけですね、官僚以外にも。だから、やはりそういう意味では私は官僚は外すべきだと、OBも外すべきだといふふうにお思ひますが、総理としては要するに官僚は入れてもやむを得ないといふことですか。

○村山内閣総理大臣　私が申し上げておりますのは、この行革委員会というのは、行政改革やらそれから情報公開やら等、これから必要な大事な課題をやるためにつくられる委員会なんです。その委員会ですから、その仕事の重要性といふものを踏まえて、その目的が十分達成されるような適任者を選ぶといふことが大事ではないかといふふうには思ひます。言われる意味は、えてして官僚が事務局を握つて、そして委員会がつくられてもやはり官僚の主導で進められていくんじゃないかと、こういう懸念が持たれていふと思ひます。それはそれでよく、独立した機関として、そして自主的に十分目的に向かつて仕事をできるような、そういう人選をする必要があるのではないかと、いふふうに申し上げておるわけです。

○山本(拓)委員　独立した機関といふことであれば、これは総理直轄といふことでよろしいのですか。

○河野政府委員　お答えいたします。先般成立いたしました行政改革委員会設置法でございまして、第一条に「総理府に、行政改革委員会を置く」と規定されております。

○山本(拓)委員　時間が来ましたので、最後に一つだけお願いしておきますが、これはやはり国会で何事も一つ一つ決めていく場合に守られていかなくちゃならない。総理が幾ら答弁しても、それが守られない。ただでさえちよつと信用がないのですよ、正直な話。だから、そういう意味では明確な答えが欲しかったのですが、今の総理の話では官僚もやむを得ないといふことですね。そしてもう一つは、これは、監視をする、また

その進捗状況がうまくいく、これに少しは法理的根拠を持たせる必要があると思ひますが、そういうお考えはないですか。最後にそれだけを。

○村山内閣総理大臣　官僚を入れてもやむを得ないといふ見解を私は述べていませんからね。そのことは誤解のないようにしてください。それから、勧告をする権限といふのがあつたわけですから、この委員会には、ですから、お話がございましたように、極めて重要な役割と任務を担うと思ひます。それに一番適材な人を選任するといふことは当然だと思ひます。

○川崎委員長代理　この際、太田誠一君から関連質疑の申し出があります。山本拓君の持ち時間の範囲内でこれを許します。太田誠一君。

○太田(誠)委員　まず村山総理にお伺いしたいわけですが、ハーモナイゼーションという言葉は最近私どもはよく使つておられます。ハーモナイゼーションといふ言葉は非常にいい言葉で、さまざまな各国の国内で通用してあるルール、あるいは国際間でも通用してあるルール、通用してあるルールといふものをなるべくそろえていこうといふ考え方です。例えば、このきょうのテーマにありませんけれども、商法の改正とか、あるいは金融関係の銀行法の改正とか、そういうテーマについては私も自民党が与党であつた時代にはずつと提言をいたし、またその推進役を、ハーモナイズするための推進役を務めてきたつもりでございます。

そういう中で、一方でハーモナイゼーションといふことはあるけれども、しかしながら、我々が住んでおるこの地球といふのはこれはボーダーレスの社会ではない、国境のない社会ではないわけでありまして。インターネット・ナショナルな社会だといふことは、インターネット・ナショナルですから、国と国との間といふものはつきりしておる、すなわち国境のある、国境でお互いに垣根を設けられた、そういう世界に我々は住んでおるわけであり

そうであるとしても、ボーグレスの、つまり国境のない地球社会について言われていることと、それからボーグラーのある国際社会というもので言われているものの中で考えることは、おのずから違ったことになるわけでありまして、経済学者の世界というのは、おおむね国境のない社会、ボーグレスの社会を考えがちでありまして、そこが我々が実際に取り組んでおる現実の社会との違いになるわけがあります。

そうすると、国境があるということは何かというと、相当この社会はハーモナイズしているけれども、それにもかかわらず、国境を画すことによってその内側で守りたいと思うものがそれぞれにあり、あるのは何かというと、例えば宗教とか、あるいは一種の民族のアイデンティティーとか、あるいはこういう生き方ですね、日本人なら日本人のこういう生き方、アメリカ人ならアメリカ人のこういう生き方というものを守りたい、あるいはどうしてもその社会共通の大切な価値というものがほかにあって、そういうものを守りたいというものがあからこそ、それは国境を外して互いに同化をしたいということにならないんだ。同化はしたくないという部分が残っているから、これはインターナショナルであってボーグレスではないということに私はなると思うわけであり

ます。そういたしますと、そういう自由な競争に完全にゆだねてしまってもよい、基本的には自由な競争でやろうというところが今は大体どの国も合意なわけでありまして、自由な競争にすべてをゆだねてしまつてはならない。国として守るべきものが最小限度これだけあるんだ、それは何も恥ずかしいことではなくて、よその国に対して我が国はこれを守る、そして、これはもうハーモナイズさせてしまつていふふうなことを、方針を決めなければならない。そうして、そのような方針に基づいて、内閣総理大臣は、あるいは政府というものは自由な市場に対してこれだけの

ものは犠牲にして、そうして守るべきものはこうですということを実際に行うていかなければいけないということになるのではないかと思います。政府というものはそういう役割を担っておる。何もかも自由競争にゆだねていけばよいのであれば政府は要らないわけでありまして、政府がそこにあるというのは、そういう国として守るべきものを守るといふその役割を担われて、自由主義の経済というもので、一種の犠牲といひますか、介入をするということにならうかと思うわけがあります。

この点について、今急に言われても困るかもしれませんが、私が提起した問題について何かお考えをちょっと述べていただければと思います。○村山内閣総理大臣 なかなか難しい問題ですけども、これはやはり一応境界があつて、国境があつて、領土というものがあつて、その領土には国民が生活している。主権が保障されておるといふ世界じゅうの国の保障された国際ルールというのがあるわけですから、お互いに主権を守り合うというのとは当然だと思ひます。

ただ、経済には国境がないと今お話もございましたように、これはもう貿易、投資等の自由化が行われて、全体として協力し合い、助け合うことによつて世界全体の経済が発展をしていくということとは当然のことだと思ひます。ただ、それぞれの国には、その国の持つ歴史的な伝統、文化、宗教というふうなものがあると私は思ふのです。そういうものはやはりお互い国民として大事にしていきたいというふうに思ひますから、ですから、国際的に協調できるものもあれば、そうでなくて、その国のやはり宝として大事に守つていきたいというものもあるのは当然だと思ひます。私は、そういうふうな受けとめて理解をしていきたいというふうに思ひます。

○太田(誠)委員 我が国の民族共通の宗教というのは、あるといへばあるし、ないといへばないわけでありまして、私も実は十分詳しいわけじゃありませんけれど

も、皇室の行事というものを、年間の主要行事としてのこの間見せてもらいましたところ、季節の、秋分の日とか春分の日とか、あるいは大みそかとかあるいは新年の集まりとか新年の暹拜とか、そういうふうなことを別にいたしますと、ずっと長く続いておる本当に大切なお祭りといひますか宗教的な行事というものは、これは新嘗祭そしてまた即位のときの大嘗祭というのが致命的に重要なものであるというふうに認識をいたしております。

それで他方、古事記という文書が残つておつて、これは口頭で伝承されてきた事柄を、ある時代にそれを文章にしたということで、これは歴史的な史料というよりも私は宗教的な史料だと思つておりますけれども、そこには三大神勅といひものがあつて、つまり、アマテラスノオミカミがニギノミコトに三大神勅といふものを授けた。それは、一つは鏡であつて、一つは曲玉とそれから刀、これはワニセツトなんです。曲玉、刀でワニセツト、それと稲穂なんです。つまり、三大神勅の一つとは、これは稲穂である。そして三種の神器といふのは、これはちよつと今私は、三種の神器はそれのものではないかと思つておるのですけれども、それは曲玉と刀は別になつておりますけれども、ともかく今の皇室の宗教的な背景といひものは稲作信仰といひものがあるわけであり

ます。我々は気がつかないけれども、そのもとで、稲作信仰といふものと天皇制ができて、それは宗教的な存在だから別にしているけれども、そのような背景のもとでできた天皇制度といひものをきちんと憲法にうたつて、それを大切にしておるわけでございますから、そういう稲作信仰といひものが我が国の全体の、社会の底辺からずっと定着をしておるということは、これは事実であらうかと思ひわけでございます。

何か間違つておることがあつたら、宮内庁から御指摘をいただければと思ひます。

古来より極めて深いつながりがございます。すなわち古事記に、アマテラスオオミカミが大嘗を行われた御殿についての記述がございますし、また日本書紀に、アマテラスオオミカミが皇孫ニギノミコトの降臨のとき斎庭の瑞穂を授けられ、ニギノミコトの皇妃、お后でございまして、皇妃が新嘗を行われたとの説話が見られるところでございまして。

このように新嘗、大嘗は、それ以後、第三十四代舒明天皇、第三十五代皇極天皇、第四十代天武天皇それから第四十一代持統天皇などによつて行われたとも記されておりますところでございます。前記、古事記、日本書紀が編さんされた奈良時代以前に由来するといふことは明らかでございます。

御指摘のとおり、大嘗は御一代に一度行われ、新嘗は毎年行われる収穫儀礼でございますが、その区別が史書に見える最初は第四十代の天武天皇のときである、こういうふうな言われております。自來、新嘗祭は毎年行われておりますし、大嘗祭は即位のときに行われるのが皇室の伝統となつて今日に至つております。

また、稲作と関係が深い宮中祭祀には、祈年祭、神嘗祭、新嘗祭の三つがございます。このうち、新嘗祭は毎年十一月二十三日に行われまして、宮中恒例の祭典の中でも極めて重要なものの一つとなつております。この新嘗祭には、天皇陛下御みずから御栽培になられました新穀もお供えになつていらつしやいます。

以上でございます。

○太田(誠)委員 ありがとうございました。皇室といふものの存在にとつて稲作といひものは致命的に大切なことで、それはまた、大嘗祭のとき、日本国内の各国の神様といひか、あるいは我々国民といひか、がそれぞれ集まつて、そして建国をして、そしてみんなでそこでお米とアワを食つて、そしてお米でつくつたお酒でもって神々が集まつて酒盛りをするといひのが大嘗祭の趣旨であらうかと私は思ひわけでありまして、そういたしますと、これは日本に単一の宗教で

成二年というの一九九〇年の夏のことだったと思います。そのころはまだドウニさんじゃなくてドゼウという方が、オランダの方でございまして、その議長のもとでやっておったときに、余りにもいろいろなことをおっしゃるもので、それから、結局そのドゼウ調停案というものが全くまとめられないという状態になってしまつて、後、議長がかわられたという経緯がございまして。

そういう中でいろいろな議論があつたのかもしれないが、我々正式の交渉の場で、交渉の場では事務局が提案するわけではなくて各国でやり合うものですから、そういうふうな今先生がおっしゃつたようなお考え方は示されていなかったというのを申し上げさせていただきます。

○太田(誠)委員 米を特別な扱いにするということとを国民の意思として三回も決定しているわけでありまして、しかもそれに基づいて、それを背景として、外務省といえども農林水産省といえどもこれは国民のための組織であつて、国民がこのような価値判断を下したら、それに基づいて行動しなければならぬわけでありまして。そのときに、果たして今回のようなミニマムアクセスを設けて、そして六年間は関税化の例外にしておるといふふうに言うのがいいのか。それとも、これは関税化というものは受け入れて、しかしながら関税率が下がっていくテンポについては例外的に緩いものにするということが私は本当はよかつたのではないかとこのように思つております。六年間で一五％というテンポでいきますと、これは非常に早い機会に、そのテンポがずっと続くとすれば非常に早い機会に我々もずっと困難な状態に陥るわけでありまして。

あれ、農林水産大臣になつてやつた。それじゃ農林水産省の方でもいいんですけども、私聞きたいのは、何％の関税率であれば現在の国内の生産水準は守れるというふうにお考えなのかというのを聞こうと思つていたんですが、それは前もって質問は提示しておりますので、どなたで

も答えられると思ひますが。

○日出政府委員 先生の御質問については、いろいろな受けとめ方がございまして適当な答えかどうかわかりませんが、まず先生御案内のとおり、関税化の特例措置を我が国では適用してありますから、内外価格差を関税に置きかえて水準を計算しておこなうことはしていないわけではございません。その上でということでお聞きいただきたいと思ひますが、米の内外価格差をまず計算をすることとございまして、このこと自体がまず、この国際価格が変動いたします。為替レートの変動でございましてか豊凶による国際需給の影響を受けるとか、あるいは先生御案内のとおり品質や銘柄の差がございまして。そういう意味で、米の内外価格差そのこと自体がまず客観的に国際比較が非常に難しいということがございまして。

そういう意味で、先生の御質問に対して的確にお答えはしにくいわけではございますが、ともかく国土条件の制約の中で、我が国の米は国際価格に比べてある程度割高にならざるを得ない面があるわけではございますが、ともかく生産性を上げ、きちんと需給と価格の調整を行っていくということではしかお答えがちょっとしにくいわけではございません。

○太田(誠)委員 私は、議員に当選してきたばかりのころは、十五年前であります。そのときに、よく、関税率が一〇〇％、すなわち国際価格の二倍までが許されるならば、一つの農家の経営単位が十町歩以上であれば何とかなるんじゃないかというのをその当時は申しておりました。ところが、実際にはそんなことではできないわけでありまして、その後、為替も変わつております。当時二百五十円ぐらいだったかも知れない。ちよつとそこは正確な数字でなくても、当時、仮に一ドル二百五十円だったとすれば、今はそれは一ドル百円になつてゐるわけでありまして、結局のところ、もしその当時の常識のままだったとしても、私は四〇〇％の関税というのがやはりどうしても要るんじゃないか。つまり国際価格に対して

五倍の水準までは許されるという状況であれば、国内生産の大半が助かるのではないかとこのように漠然と自分では思つておりました。

そういういたしますと、四〇〇％までいくのには、六年間で一五％のペースであれば大体二十年ぐらいたつと、それはそこを突破してしまつたわけですね。十数年後に、二十年弱のところで突破をするということになります。これはこのガットの農業交渉に臨むときに、何とか経過期間を設けたその間に、我が国の特に稲作、土地利用型の農業の競争力を確保できるように、その間に頑張らうというものであつたわけでありまして。二十年弱というのが、それは果たして十分な期間かどうかというのはいまわかりませんが、私は、もしジュネーブでの交渉で早い機会に合意をしていけば、関税率引き下げのテンポというものを一五％ではなくて、それこそ例外的に特例的に五％とか、そういう数字にする努力をするのが至当であつたかと思つておりました。

言葉でミニマムアクセスというふうなことを言いますけれども、これがむしろ今後我が国の稲作にとつては大変な大きな負担になつてくるというふうな思われてならないわけではございません。建前を、各国が包括的な関税化という枠組みになつたのなら、その中でどうやって日本の米を守るのかを考えるとこのように頭を切りかえておくべきであつたのではないかと思つておりました。

私もめつたに質問しないものですから時間の配分を間違えて、まだ二割ぐらしか終わつておりません。そこで最後に、最後には早いのですけれども、牛肉・オレンジのことをお聞きしたいのです。

牛肉・オレンジの自由化をしたわけでありましてけれども、そのときに、だれだったか歴代のアメリカの通商代表部の代表のどなたかが、実際に自由化を決定したときの代表ではなくて、その二代前ぐらゐの代表が日本のテレビで何かに出てきて、オレンジ・牛肉を自由化すれば米は免除してもいいというふうなことを発言をしたように私

は覚えておるのですけれども。

○東政府委員 先生、そのとおりでございまして、一九八四年の合意ができたすぐ後に、ブロック農務長官でございまして。交渉者は、同じブロックなんです。その前のときはブロックUSTRでございまして。ブロックUSTRは、一九八四年の合意の前年であつたと思ひます。八三年に日本側の農業団体の代表者が行かれたときに、当時、次は米だろうというお話をした。それに対して、いや米について今考えているわけではないということをおっしゃつて、またその後ブロック農務長官が一九八四年の夏に、これは合意後でございまして日本へ来られたときに、これはNHKのテレビで録画されたものがございまして私も拝見いたしました。今を問題にするつもりはないと言つておりました。

○太田(誠)委員 これは大切なことでありまして、オレンジ・牛肉の自由化の交渉というのは実はほとんど相互的でない、すなわち一方的に我が国が譲歩をしただけの話であつて、さきき申しました、ジュネーブに私が参りましたときにECの代表の人に会つたら、マルチで交渉をして、ガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉を多國間でやつてゐる最中にバイで交渉して、二國間で交渉してこんなとんでもない譲歩をするというのはいかじやないかということを私は言われたわけでありまして。

これは、米などは国際経済の中では非常に小さな取引の類しかありませんけれども、牛肉というのは大変なメジャーなプロダクツでありまして、そのメジャーなプロダクツでもって突然飛びおりて譲歩をしたということをした。そして、しかもそれはマルチの交渉の最中だったということ、それはまさに私は失政であつたというふうに思つておりました。

そういうとんでもない譲歩を何の見返りもなくしたときに、何で米の話を詰めておかなかつたのか、米のことはどうなつていたのかということをお聞きしたいわけでありまして。

○東政府委員 ちよつと経緯を説明させていただきます。日米の牛肉・オレンジ交渉というのは、東京ラウンドのときに、一九八〇年に東京ラウンドの一環といたしまして枠の拡大でとりあえず延ばす、ただし、八四年の三月で期限が切れるわけですが、その以前にその後のことについて交渉するという事になっておりました。八四年のときも、これも枠の拡大で何とかのいだというのが現実でございまして、そのときも四年後八八年の三月末までに再交渉するという事になっておりました。その一環としてやっておったわけで、八八年の三月までは合意に至りませんでした。その結果、アメリカは即座にガット・パネルの提訴をいたしました。八八年の五月でございまして、そこで最後の交渉が行われ、八八年の六月に合意に至ったということでございます。

なお、ガットのウルグアイ・ラウンドとの交渉の経緯からいいますと、関税化等の各国の考え方が出されたのは先ほどお答えいたしましたとおり八九年でございまして、その後先生が行かれて、その提案との混乱があったのだと思ひますが、それはちよつと違う経緯でこの問題については取り組んでおりました。したがって、牛肉・かんきつの交渉でございまして、かんきつ類ということでやっておりますから、十二品目という関係はございまして、米はこのときのテーマにはなっていないわけでございます。

○太田(誠)委員 いやいや、そんなことを言っているわけではなくて、米の話なんか今していない。牛肉・オレンジについて一方的に譲歩をしたときに、そのときに、二国間で交渉をやっていたわけでありまして、アメリカ側からきちんと言質をとって、そして米は例外的な扱いにするという二国間では少なくとも合意をしておいて、当たり前だ、それが外交のやり方だと思ひます。きょうおられる方々はその当時の責任者じゃないから申しわけないのですけれども、そういう

過ちを、非常に大きな過ちをどこかで犯しておるというふうに言おうとしているわけでありまして、そこで、きょうのオーディオ・ビジュアルの話とも関連をいたしますけれども、通商法のスーパージョー三条というものはマラケシュ協定と言われ、るものと反するの反しないのかということ、外務省でしよう、これ。

○原口政府委員 スーパージョー三条は御存じのよう、に米国の法律でございまして、米国が自分で外国のある種の措置を不正であるというふうな決めることができる国内法でございまして、そういう特定を可能とさせる法律であるというだけでWTOないしガットの違反というふうにはならないと考えております。

決して好ましい法律とは思っておりませんが、実際に特定して一方的に相手国のガット上の権利を侵害するということのような措置になったときに初めてガット違反あるいはWTO違反ということになると考えております。

○太田(誠)委員 今度もこういうふうで、我々はまじめにWTOを受け入れるとすれば、それに対して国内法は矛盾するものがあればこういうふうな整備をしなければいけないということ、今一回連の改正案が出てきているんだと思ひますけれども、三〇一条が発動する発動しないかというものは、法律ですから執行権はアメリカの政府に与えられておるわけであって、法律というものは、これは精神なんです。考え方であって、どれだけの権限をその政府に与えるかということ、法律に定めているわけでありまして、そうであれば、法律に定められたことと自分が協定と矛盾するということであれば、これは矛盾するんじゃないですか。実行しなければ何問題がないんじゃないか。実行しなければ何問題がないんじゃないか。

法律に書いてあることは、権限を与えるということだけしかだつて書かないわけですから、権限を行使するかどうかということ、これは政府の判断にゆだねられるわけでありまして、法律そのものが、我が国で今直そうとしているのも、こ

れも政府にどれだけの権限を与えるかということをやっておることでありまして、行使されるかされないかというのは全然問題じゃないと思ひますよ。

○原口政府委員 アメリカの通商法を見ますと、アメリカが国際的な通商取り決めに結んでいる場合に、その通商取り決めににかかわる事項について三〇一条を適用する場合には、その国際的な通商取り決めの手続に従つてこれを行うということが書いてございまして、アメリカは、まさにガットは国際的な通商取り決めでございまして、ガットにかかわる問題について三〇一条を発動するときはガットの紛争処理手続に従つて措置をとる、そのように私も考えております。

○太田(誠)委員 いや、だからその法律が、各国の法律が、ガットというものは包括的な関税化というものを定めてありながら、一方でアメリカ政府の意思によつていつでも関税以外の自由な貿易というものを制限できるということを書いてあるのならば、それはまさにアメリカの国内法とマラケシュ協定というものは矛盾するものであるということが言えるんじゃないですか。

○河野国務大臣 まさに議員がおっしゃるよう、自由貿易体制というものをさらに発展させていこうという今回の考え方からすれば、アメリカのスーパージョー三条なるものはその精神において、我々から見ればこれは好ましいものではないというふうな思ふんです。ただし、WTO協定の範囲の外にあるもの、あるいはWTO協定に参加をしない状況の中のある部分とすれば、それはアメリカがそれを適用するということはあり得るかもしれないということを申し上げておるわけではあります。

(川崎委員長代理退席、中川(昭)委員長代理着席)
○太田(誠)委員 時間がないということでありまして、これから終わりますけれども、私は、このような農業交渉に言へば、アメリカは大変誠実な交渉相手とは言えなかったと思うわけであり

ます。そして、今同じ時期にアメリカの議会でもこの同じWTOの承認について審議をしているとすれば、これは我が国がそうしておるよう、国内法において矛盾するものは、だれがだれに要求すればいいのかわかりませんが、ともかく我が国としてはスーパージョー三条についても改正をするということを求めるのが当然のやり方でありまして。

あるいはまたもう一つのことを言えば、私は冒頭申しましたとおり、この世界はボーダーレスの社会ではないわけであつて、この社会はボーダーのある社会なんです。そういういたしますと、我が国として一つだけ米を取り上げて例外的な扱いをするということ、その意思を固めたわけでありまして、米を例外化するというのが第一である、それが国家の目標であるということになるわけでありまして、そしてその中で、それを優先的に取り扱うということになれば、私は交渉の中で、例えばオーディオ・ビジュアルというものが例外になったということであれば、日本の米についてもさらに関税率の低下の速度、低下テンポというものについて特例的な扱いを求めるといふのが当然の態度であつたかと思ひます。結果としてミニマムアクセスを相当認めてしまつたということが今後大きな悪影響を残さないかということ、これを危惧をいたしておるわけでございます。

国会の意思というものは、末端まで、外交交渉に臨む人たちの気持ちの末端まで浸透していただければいけない。それはまた、けさのある新聞にも大きく出ておりましたけれども、外務省の開戦に至るときのさまざまな不手際というものがあったりいたしました。今後とも私もそのことに注意を喚起しつつ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中川(昭)委員長代理 次、石破茂君。
○石破委員 それでは、質問をさせていただきます。

昨年の合意の際には私は自由民主党におりました。農林水産委員会の理事という立場でございました。ミニマムアクセスの受け入れも認めちゃいかぬというような決議をしてくれというふうに当時の農林水産委員長に向かつて申し上げました。それが、それもなぬということでもございました。それから立場は変わりましたが、今日こういう場所におります。問題は、我々が長い間公約してきたことをどだけ果たせたか、どだけ果たせなかったか、果たせなかった部分があるとするならば、それをどういう形で今更ですと約束してきた有権者に対して責任をとったらいのかということだろうと思います。

確かに、外交は継続である、内政は改革である、村山政権のスローガンの一つであろうかと思えます。それは村山政権であれ、そしてまた細川政権であれ、私はどっちがどっち、どっちが悪い、自分が政権にいたらこうはならなかったかそんなことを言っても大した意味がないと思つてゐる。これは国会議員全体として、どうやって今まで約束してきた人に対して責任をとるのかという問題であろうというふうに考えております。

一昨日、私の選挙区におきまして農協大会がございました。全国会議員が出席をいたしました。そのときにおいて、野党は私だけだったので、社会党の閣僚の方、そして政務次官の方、自民党の方々、委員長の方、それぞれいまして、そこで皆さんがおっしゃるのは、別枠なんです、別に予算をとるんだよ、だから大丈夫だというふうなお話であつたかと覚えております。

総理御自身も、六月の二十三日、私も同席をさせていただきましたが、日比谷野外音楽堂の生産者大会において、別枠ですというところは確かにおっしゃっておられるはずでございます。そしてまた、私も六兆百億円の問題につきまして官邸にお邪魔をいたしましたときに、いやあれば別枠じゃないんだ、こういうふうなお話になつちやつて、私もびくつきやつた。じゃ、六月二十三日におっしゃったことは何だったのだらう

うというふうな思いにとらわれたことは事実でございます。

先ほど来、いろいろな質疑がございますが、その中であつてまずお尋ねをいたしたいのは、まず農林水産大臣にお尋ねをいたしたいと思つてゐます。

従来の農業予算に支障を来さないように配慮をするというふうなことが政府と与党の合意であつたというふうに承つております。これは、政府と与党というのは、どなたとどなたが合意をなさつたのか、そして、どのような形で、文書にでもなつておるのか、口頭のお話なのか、まずそこを承りたいと思つて存じます。

○大河原国務大臣 国内対策大綱を決定し、その際、総事業費六兆百億、そのほかに地方財政措置がございますが、大綱には六兆百億円でございまして、この事業費を含めた決定の際には、政府側としては総理大臣、それから大蔵大臣、私、それから与党側としてはそれぞれの幹事長、政調会長等が出られまして最終決定をしたということでございます。

ただし、文書は配付されたわけではなくて、別枠論が議論になりました。そして、この国内対策は六年間の新しい事業である、それから、既存の農林水産関係予算に支障を及ぼさないようにする、そういう合意ができたというところがあるのまゝの姿でございます。

○石破委員 農水大臣は、十八日に記者会見においてこういうことをおっしゃつておられる。従来予算を削減して支障を及ぼすようなことがあつてはならない。つまり、私も自由民主党時代に大臣にお仕えしておつたときに、何ども何ども予算をとりにいきましたね。大蔵省にお願いをし、とにかく従来の削減をすることがあつたらぬよというふうなことをずっとお願いしてきた。そのことをずっと思い出しながら考えますと、従来予算を削減して支障を来すようなことがあつてはならないというふうにおっしゃつておられる。これは、すなわち別枠というふうな御認識をお持ちなのかどうなのか、その点を教えていただきたい

い。○大河原国務大臣 国内対策の六兆百億、これは新しい事業だからまさに全額認めてもらわなくてはならぬ、私の責任大臣としての理解は。ただ、旧来予算は、毎年度予算編成の際にそれぞれ財政当局のその権限に基づく査定というものはある、これも認めざるを得ないです、ルールでございまして。

ただ、この新しい事業としての六兆を生み出すために、殊さらに既存予算を削減して財源を生み出すことによつてするということは絶対に認められない。私も通常の子算編成全部から通して眺めるとそういうふうな理解しております。

○石破委員 要は、みんなが別枠別枠と言つてきたわけですよ。生産者大会に行きまして、農業者の皆さん方の集会に行きまして、今までの三兆四千億円の農林水産省予算とは別に枠をとります。そしてまた、農業者、農民もそういうような理解であつたというところは、私は事実として間違ひがないところだろうと思つてゐる。どういふふうに言葉をかえても別枠だという認識であり、総理におなりになる、そのときはどうだったかよくわかりませんが、社会党の委員長が別枠だといふふうにおっしゃつて、その方が総理大臣に御就任になつたわけだから、そうなるだろうというふうにも思つてゐます。これは、私はそうだと思うのです。

つまり、私が冒頭に申し上げた、これまでずっと、自由化は行いません、ミニマムアクセスも拒否をいたします、そういうふうな言つてきたことの責任をどうとのかという話なんです、我々が国会議員として、それは選挙のときにおいて洗礼を受けることである、私は生産者大会でこのように申しました。一昨日のことでございます。私は、自分の公約は一〇〇%守れたとは思つていない、大蔵に申しわけのないことである、このことについては選挙において御審判を受ける、御判断くださいというふうな申し上げました。それは、国会議員がそうやって選挙で農家、農民から、お

まゝ約束破つたね、票を入れてやらないよ、落選させてやる、それは落選すれば済むことなんです、責任を果たして。しかしながら、じゃ、それをずっと信じて今まで何年間も運動してきた農家、農民に対して、それで責任とつたことになるのか。国会議員が議席を失えばそれで責任とつたことになるのか。それはさうじゃないと私は思つてゐる。

確かに大臣のおっしゃる通りに、予算単年度主義ですよ。それと別枠ということとは確かに両立をしないことなのかもしれない。しかし、予算単年度主義なんだから別枠ということとは認められませんが、毎年毎年の予算の中でこれは判断していきまです。本当に済むことなんでしょうか。本当にそれで農家、農民に対して、今まで言つてきたこと、選挙において公約をしてきたこと、その責任が果たせるのかどうかというところ、私はそれは無理じゃないかと思つてゐる。

大蔵大臣、お尋ねをしたいと思います、予算単年度主義ということと別枠ということとは、基本的に矛盾をしますか。

○武村国務大臣 それはそれぞれ別のことだと思つてゐます。矛盾はしないと思つてゐます。

○石破委員 私どもが今まで聞いておりましたのは、それはいつでも予算単年度主義なんだから毎年毎年決めていくんだ、今の農水大臣の御答弁の中にもそういうふうな片りんがあつたやうな感じがいたしますが、毎年毎年単年度主義でやつていくんで、別枠というふうなことはそれは無理なのよというふうなお話を、私も説明を聞いてきた。しかし、今大蔵大臣がおっしゃる通りに、別枠であるということと単年度主義ということとは論理的にきちつと結びつくことじゃないと思つてゐる。予算単年度主義であるがゆゑに別枠はだめだということではないんです。

○武村国務大臣 別枠をめぐる議論にそういう言ひ方がどこであつたかよくわかりませんが、予算は単年度主義、憲法で規定されております。ですから我々は、別枠というときには、来年度の予

算編成において別枠なのかどうかということがまず頭にございました。既に御承知のように、七月の二十九日でしたか、概算要求の方針を閣議で決定をいただいたわけですが、それ以前にその議論がございまして、概算要求の方針を新政府が決めるときには別枠であるとかないとかという表現は使っておりません。おりませんが、予算編成時点で適切に対応していく、こういう方針で決めているわけでございます。その考え方に立つて、先般の六兆百億円を決めたときにも政府・与党で議論をしていただいて、最終、農林大臣がおっしゃっていただいたような一定の共通の認識を持たしていただけて今日に至っているということであります。

私、財政の担当者として感じましたのは、当時、概算要求で決める前には、もちろん農林がございました。片方また厚生省から新ゴールドプラン、エンゼルプランをめぐって別枠論が強くございまして、厚生大臣、大蔵大臣の部屋まで来られました。あるいは中小企業も別枠だとか、いや新幹線は別枠だとか、いろんな意見が各大臣というか各省からも出てまいりまして、そういう議論の中で、やはり今回は概算要求の方針として、まあ結果的には言葉はないけれども、別枠は認められない、一つ認めればあれこれと波及して收拾がつかなくなる、シーリングの方針そのものが大きく崩れる、こういう大所高所の政治判断があつて今申し上げたような方針になったというふうに理解をいたしているところでございます。

○石破委員 例えは生活関連というのは別枠なんですよ。別枠だ。この場合に、じゃ今回の農業対策予算、ラウンド対策というのが何でそれと同じような位置づけにならないのか。それをする責任が我々は与野党ともあるんじゃないか。そして、今の大臣のお話の中で、別枠じゃないというお言葉がありました。それと従来の農業予算に支障を来さないというのがどういふ関係があるのか、一般の人は理解できないですよ。理解してみろと言われても、これは難しい。理解できない。

じゃ、今までとどこが違うんですか。今までのように毎年毎年、例えば非公共はどうである、公共事業のシェアはどうである、ライスセンターはどうだ、すだれ事業はどうだということで、それはもう幾晩も幾晩もやりましたよ。生産性向上はだめだとか、箱物つくっても意味ないとか、いろいろなことを言われながら、そうじゃないんだ、今農村がどういふ状況にあるのか、それぞれの事業の重要性をお願いしながら、お願いするということも変な表現ですがね、主張しながら、何とか農林水産予算というものは我々一生懸命頑張ってきた。それは本当に、一緒に闘ってこられた大蔵大臣が一番よく御存じのことだと思いますよ。

（中川昭一委員長代理退席、越智（伊）委員長代理着席）
○武村国務大臣 従来とおっしゃってても、ある時期までは別枠というふうな扱いがありましたね。昨今はそのような別枠は設けないう姿勢でシーリングは買ってきているところでございます。

そこで、別枠という言葉にこだわれば今の石破委員のような議論になつてしまふんですが、農林大臣や私どもが答弁申し上げておりますように、これはガット・ウルグアイ・ラウンド対応としての六年間の新しい事業であるということ、まずきちっとこの事業の内容の性格を位置づけをいたしているところでございます。新しい事業という認識であります。

しかも、農林大臣からございましたように、これを六年間という一つのチームでとらえていますから、これをどう毎年度消化していくかという議論が残っておりますが、いずれにしましても、来年度はその第一年度としてこの新しい事業に対して真剣に対応をさせていたかなければいけない。六年間でこれだけの新しい事業をやるんだというのを政府・与党が責任を持って発表をして

いるわけでございますから、これは大変大きな公約、政府の新しい、ウルグアイ・ラウンド後の農政に対する姿勢を鮮明に金額で、数字で表現をしたことになるわけでございますから、これは大きく政府を縛ることになると思っております。

既存の農林水産予算云々の表現は、これも答弁ございましたように、政府全体としても今非常に厳しい財政状況の中に立っておりますから、各省庁に対しては、制度の根底にまでさかのぼって見直しをしていただきたいとかあるいは優先順位については厳しい選択をしていただきたいとか、そういう要請を強くいたしているところでございまして、こういう一般的な予算編成の方針は既存の農林予算にも及ぼざるを得ないということでありまして、ただ意図的に新しい予算を組むために既存の農林水産予算だけを特別に何か削減してやれば、これは政府・与党の方針にはもともとというふうに私どもは思っております。

○石破委員 よくわかりません。全然わからないです。それで本当に済むのかという気がするのですよ、私は。

総理、生産者大会で別枠というふうにおっしゃいましたか、どうですか。御記憶はございますか。

○村山内閣総理大臣 日比谷で農民大会がございましたが、あのときは私は委員長として出席をしておりました。あのときは、まだウルグアイ・ラウンドのミニマムアクセスを受け入れるということが合意されていない段階ですからね。ですから、これはもう絶対反対だという意見を申し上げたわけですよ。たしかそういうふうには記憶していませんけれどもね。

別枠とはつきりおっしゃったように思いますよ。言った、言わないは別にここで追及しようとは思いません。そんなことは考えているわけじゃないかもしれませんがね。総理のお気持ちとしても、そういうお気持ちであつたというふうに思っているのですよ。これは、今までずっと聞いていて何が違うのかよくわからないのです。

（越智（伊）委員長代理退席、委員長着席）
よく大蔵省の文章の中に、効率的にとか重点的にとか、そういうお話が出てきますよ。効率的、重点的ということ、結局はスクラップ・アンド・ビルドで重要なものには予算をつける、そうでもないものは削っていくというふうなお話なのだろうというふうに、翻訳すればそういうことになるのじゃないのか。結果的に今までと何が違うのかよくわからない。

ただ、一般の人の受けとめは、ああやって新聞に六兆百億円、村山総理の決断で六兆円を超えたという、本当に六兆円という金が降ってくるように思っている人がいっぱいいますよ。そして、午前中の吉田委員の質問にもあつたように、都市の人からは、何で六兆なんだね、これだけ都市はひどい目に遭つていて、そしてまたバブルが崩壊して、その後リストラのあらしが吹き荒れていて、何で六兆百億なんだねという気がする人もいるのも事実でしょう。そして、農家、農民は六兆百億が降ってくるというふうには思っている、こんなばかな話はないと思うんですね。

六兆百億というのは総事業費であつて、国費の負担分というのは半分ですよ。事業者負担、入っていますよね。農民の負担も入っていますよね。それだけの額である。農林水産省の予算は三兆四千億である。非常に意地悪な見方をしますと、看板のかけかえ、かけかえで、六年間トータルして六兆百億、総事業費。それだつてできるんですよ。そうであれば七兆でも八兆でも金額は膨らむし、本当に中身のあるものであれば、三兆でも四兆でもいいんですよ。六兆百億というものが、総事業費であつて、国費負担が半分であつて、

だとするならば、やはりどれだけふえていくのかというところが明確にならないと、私はとても農家に対して、これがラウンド対策ですよということをお腹を張って説明する自信はないです。

そして、それが示されないで、この後でまた質問させていただきますが、例えば米価というのはどうなっていくんだろうかということもよくわからないですね。自主流通米の市場動向を反映し、そしてまた再生産を確保すると書いてありますが、これもどういうことを意味するのだから、私の頭の中ではさっぱりわからない、そういう状況である。そして、予算も全くわからない。それで、これを承認し、法律も通せというふうに言われて、さてどうやって説明するんだという、私は非常に困惑します、正直申し上げて。この点についてどうお考えか。

もう一つお尋ねをいたしたいのは、こういう点であります。

法律と条約を切り離すという話がございいますね。法律と条約は切り離していくべきだ。十二月八日の日にジュネーブで会議がございいますね。これは一月一日にWTOを発足させるかどうかの会議であるというふうに承っております。この会議の性格というのは、外務大臣、いかなるものでございいますか。

○原口政府委員 十二月八日の会合は、WTOの取り決めの正式にいつから発足させるかということとを決定するための会議でございいます。

○石破委員 これは、どなたが御出席になりますか。

○原口政府委員 我が方のジュネーブ代表部の大使が出席する予定です。

○石破委員 先ほど来の御議論の中で、ではアメリカの上下両院はどういうふうになるのかねというふうな話が出ております。これは新聞によっても書き方が違います。大丈夫であると書くのもあれば、いやいや十何票も差があつてとても危ないねというふうに書くのがあります。外務大臣の先般来のお答えでは、それは向こうから入ってくる情報

報では間違いないでございという認識を持つておる、こういうお話でございました。まあ外国のこととはどうでもよろしいです。この際、ひとまず置きます。

問題は、その十二月八日の日に一月一日から発足するという会合にお出かけになる、それは政府を代表してお出かけになるはずだ。今国会の会期は十二月の三日までである。仄聞するところによれば、十二月一日に衆議院で締めくくり総括、公聴会の日程もそれを前提としてセットをしておる。これは議院の中のことでございいますから、政府にお尋ねをすることではないと思ひます。しかしながら、もう余り日にはないわけですね。参議院でも審議をしないやいかぬわけですね。そうしますと、十二月八日の日に、さあ一月一日からWTOを発足させましようねというとき、日本の国がどういふ状態でなければならぬのかということなんです。

それは、普通、条約であれば当然衆議院の優位性がございいますから、衆議院だけ通つていけばいい、こういう考え方もあるでしょう。しかしながら、これは例えば新食糧法案のように、法案と密接不可分、一体のものであるというふうな理解を私はしなきゃいかぬと思う。仮に条約だけ通りましても、条約だけ承認を受けましても、これは例えば新食糧法案、こんなものだめよということになつたならば、これは条約を発効させることはできないですね。難しいであろうというふうに思つていますよ。これはそんなことはないという御見解もあるかもしれない。しかし、十二月八日の日に我が国がそれに臨まねばならないとするならば、どういふような状況が必要でありますか。

○河野国務大臣 国際的な条約を我が国が認める場合には、国内的にその条約が責任を持つて実施できるという体制でなければならぬと思ひます。

○石破委員 それは、法案も通つておるという意味でございいますか。

○河野国務大臣 そのとおりだと思います。

○石破委員 そういたしますと、十二月八日に御出発になる、まあ出発はもつと早いでしような、とにかくその会議に臨まれる際に、この条約も、そしてまた関係法案も両方通つておらなければこれはいかぬということでしょうね。

そうだとはいふに理解をしたとするならば、これは条約だけ切り離しますというふうなことはなく、法律もすべてセットとして衆参両院とも通す、セットである、こういう御認識ですか。総理、承ります。

○村山内閣総理大臣 今外務大臣から答弁がございましたように、これは条約だけ批准しても、それに関連する国内法が整備されないと責任を持つた体制でもって臨むことが必要だというふうに思つております。

○石破委員 そういたしますと、余り残された日にちはないわけでございます。私たちはこの間本会議でもお尋ねをいたしました。畑英次郎当時の農林水産大臣がおっしゃったことでありますが、国内対策がきちんとしていふこととでなければ、何のために昨年の十二月にこれを受け入れたのか、私は死んでも死に切れないというお話でございました。

しかし、今のお話を聞いていますと、別枠なのかどうなのかわからないというふうなことで、それは、従来の方針と同じだけれども、新しい事業というものを掲げたんだからそれだけは着実に実行するよというふうな聞こえる。だとすれば、予算もはつきりしない、七年度予算というものを見なければさっぱりわからない、それできて本当に、一月一日からこれを発効させるというところで与党であろうが野党であろうが議会というものが納得をするか。私個人としてはなかなか得心がでないものがあります。見てみなきゃわからない。とにかく十二月八日に行つて一月一日からスタートだということで、本当に従来の言つてきたことと整合性、責任を果たしたことになるのでしょうか。

○村山内閣総理大臣 審議の問題につきましては議會で決めていただくだことですからね、まだ三日まで会期があるわけですから、十分御審議をいただきたい、そしてぜひこの成立を期していただきたいということをひたすらお願いを申し上げるだけあります。

○石破委員 国内対策の本当に財源も含めました中身というのが明らかにならないで、私は今までも有権者に対して言つてきたことに対する責任がとれるとは思つておりません。残念ながら、それで責任がとれると言ひ切る自信はございませぬ。この後まだ何日も審議がございいます、質疑がございいます。その中で明らかにしてまいりたいと思ひますが、どうか総理におかれましても、やはり六月二十三日、別枠という気持ちで臨むんだということ、そのことは忘れないでいただきたいと思うのですよ。

それは、やはり予算は毎年毎年で組むんだ、従来のやり方とそんなに変わらないんだというふうなこと、私は乗り切れると思ひないのです。別枠だというふうにはつきりおっしゃることは、予算年度主義に反するものでもない。ずっと長い間公約をしてきた、そして国会で三回も決議をしてきた、そのことを守っていくために、別枠であるということと言つて何ら差し支わりのあるものじゃないと思ひます。何で言えないのか、そっちの方が不思議だ。

また、いずれかの機会に御答弁をいただきますが、今日のところは、そういうふうな別枠であるというふうな言い切られるということではできませんか。

○村山内閣総理大臣 このウルグアイ・ラウンド後の日本の農業をどう守っていくか、日本の食糧の安定供給ができるような、国際競争にも耐え得るような農業をどうつくっていくかというふうなことからすれば、相当やはり影響が大きいわけでありますから、その影響をできるだけ緩和するためにはそれくらい決意でやはり取り組んでいく必要があるのではないかと、これはやは

各党で、連立与党の中でそういうことも含めて十分議論をしてもらったのです。十分議論をしてもらったけれども、そうなると、例えば厚生省もあるいは運輸省もいろいろなところからうちも別枠だ別枠だと、こういう意見が出てきますとこれは収拾のつかないことになるんで、別枠に値するぐらゐの真剣な気持ちでひとつ今後の農業対策というものを立てていこうではないかという意味で六兆百億圓という大枠を決めたということになったのであります、これは従来の予算に支障を来さないという意味は、新しい事業も加わっていくわけでありますから、新しい事業が加わっていくのに、従来の予算の枠内ではこれは収拾がつかないわけですから、したがって新しい事業も加える、加わっていくという意味でつくられたものだというふうに私は考えています。

○石破委員 別に揚げ足をとるつもりは全くありません。ただ、従来の予算の枠内では収拾がつかないからというのがまさしくそこだろうと私は理解をいたします。それは別枠という意味だろうというふうに思いますがね。それを見ないで、さて、これに賛成してごらんと言われても、なかなかつらいものがあるということであります。

それから、これもまた本会議のときに御質問してなかなか御答弁がいただけなかったことです。が、従来の農政によつて農村の疲弊と荒廃がもたらされたという御発言、総理たしか昨年なさいましたね。誤つた自民党農政とかなんとか、そんなことはどうでもいいですよ、それはね。とにかく今、農村の疲弊と荒廃がもたらされているということです。そしてそれは今までの政策によるものであるということです。農村の疲弊と荒廃というのをもたらしているとするならば、それはそういうことが原因であり、そしてまたこれから先どういふような手を打つことが重要である、抽象的な御発言で結構です、どういふような農業、農村をつくつていこうというふうに総理は思つて

そして、日本の農業の体質というのは確かに強くないです。ただ、私もヤイターなんかと話しておりましたときに、日本の農業規模は小さいじゃないか、零細じゃないかといろいろなことを言われました。おまえらのせいだ、こういう話なんです。でも、やはり戦後の農地解放というのがあってばらばらと細かくなっちゃって、それ私も大きな原因だと思えますよ。イギリスも同じ島国ですけれども、食糧自給率は大体一〇〇%を超えていますね。日本の国はそうじゃありません。そうだとするならば、それは選択的拡大といふことがやはりうまくいかなかったんじゃないか。過去のことを言っても仕方ありません。が、どういふような農業、農村をつくっていったかというふうにお考えですか。

○村山内閣総理大臣　今お話がございましたように、戦後の農政を振り返ってまいりますと、農地解放から、あるいは食管制度ができ、そしてあの食糧の不足時代には強権を発動させて供出させられた、こういうようなこともいろいろございましたね。しかし私は、ある意味ではやはり戦後の食糧事情やら日本経済全体の中で食管制度の果たしてきている役割はそれなりにあったんではないかというふうに評価もいたしておりますけれども

も、しかし、もうこれだけ日本を取り巻く国際情勢も変わつてまいりまして、貿易等は自由化が要請されるという状況になつてまいりますと、なかなか経済ベースに乗り得ない農業の分野というものはやはりあつたではないか。それだけに、農業に魅力を感じなくて若い人がどんどん農村を離れていく、過疎が進んでいく、後継者は得られない、高齢化していく、こういう状況に今なつていく深刻な姿というものが見受けられるわけですね。私はやはり、そういう意味における過去のつとてきた農政に対する責任というのは問われてもやむを得ないのではないかというふうに思います。率直に思います。

ただ、これから一体どうすればいいのかという

ことになってまいりますと、これはミニマムアクセスを受け入れて、その影響が日本農業には大変もたらされてくるということも踏まえて、できるだけやはり、じや七年後はどうなっていくのかというようなことも想定した上で、国際競争に耐えられるような体質を持った自立経営農家というものをつくっていくふうにしてつくっていくのか。そのためには、やはり基盤整備を拡大してやっていく必要があるんじゃないかと思うし、技術の開発もやって、そして効率的な、コストのできるだけ下げられた意味で農産物が生産できるような、先ほどもお話がございましたけれども、そういう農業の体質の強化というものをしっかり検討していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

一方ではしかし、そんなものには耐え得ない中

山間地域というものも多く抱えているわけであり

ますから、その中山間地域における集落というものをどのようにして守っていくかというようなことも大事なことだと思いますから、これはやはり単一ではなくて複合的な農業経営というものがどういう範囲で考えられるのか。その場合に、今の経済ベースに乗り得るのかどうかというようなことも十分やはり計算をした上で中山間地域のあり方というものも考えていく必要がありますし、同時に、農業というのは、単に食糧を生産している

というだけではなくて、これはもう水田にしてもあるいは中山間地域の農業にしても、水の問題や環境の問題やら等々、公益的に果たしている役割も十分あるわけでありますから、そういう公益的な分野の役割というもののようには保全をしていくかということも大事なことだと思いますから、そういうことを総合的に考えた意味で、これからの日本農業のあるべき姿というものを想定しながら農政をしっかりと推し進めていくことが大事ではないか。今度の、今御審議をいただいている法案については、そういう考え方で提出をされているものだと私は考えています。

○石破委員　そういったしますと、農林水産大臣、

米価と規模拡大というのはどういう関係にあった

○大河原国務大臣 このたびの新食糧法案における米価の算定につきましては、石破委員御案内のとおりでございます。自主流通米の市場で形成される価格、需給関係、これを基本として、さらに参酌要件として生産コスト、その他生産条件を勘案して再生産を確保するようにいたす、そういう方式でございます。

したがって、具体的な算定方式、これは石破委員よく御案内のとおり、現行食管理法でも生産費及び所得補償方式なんて書いてないわけです。生産費及び物価その他の経済事情を参照してということになりまして、その算定方式として生所方式がとられておる。したがいまして、その算定方式は、具体的にいかなる算定方式をとるかは、私どもとしては、これからその原則の趣旨を体して算定方式を検討し、考えていかなければならない、

さように思っております。

○石破委員　総理にお尋ねをいたしました。うう農業ビジョンを描いていらつしやいますかということは、今の農林水産大臣のお答えとも関連をするわけですが、だれの再生産を確保するんだということ。再生産を確保することをもって旨とする、こういうふうに書いてありますね。片つ方では、自主流通米価格、これの動向に配意をしながら再生産を確保することをもって旨とする、こういう日本語になっているはずなんですが。

問題は、地域方式を導入いたしますときも、それ以前と違って、やはり規模の大きい人の再生産というのを確保していかなきゃいけないんじゃないかな

いか、こういう発想だったと思う。地域方式につ

いては随分と御批判もございました。これじゃおかしいじゃないか、もつと政府米地帯中心に考えるべきじゃないか、いろいろなお話もございましたが、日本国内全体を考えると地域方式以外に手がないね、こういうような結論ではなかったかと思ひますし、あれ以外のものを考えてみると言われても、私はなかなか考えつかないような気が実はしてゐるんです。

だから今回、再生産を確保することをもって旨とするというのは、一体どういう方々の再生産つまり政府として、行政の責任としてどういう方々には再生産というものをやってもいいですよ、そういうビジョンがある程度見えていなければこれはいかぬのじゃないか。要するに、新農政の中で、これは二〇〇〇年を目標に耕作面積が十ヘクタールから二十ヘクタール、これを五万戸つくると、これを中核農家というんですね。五ヘクタールから十ヘクタールを十万户つくるんだ、これで八割を担うんだ、こういうふうな新農政ではうたつてゐる。これは恐らく新農政においても継続をされるものでしょう。まずその確認をしたいんですが、そうだとするならば、それとこの新食糧法案というのはどういうふうなストーリーとして結びついていくんだらうか。

また、十一月に決定するときに、今度は十一月になるんですが、あのばたばたばたばたやつて、やれコストがどうだ、労働時間がどうだ、機械機具がどうだ、第一次生産費がどうだ、私はああいうことをもう繰り返さないかぬだらうと思ふ。少なくとも新農政というものを目指す者に向かつて、今回きちつと言ふべきことは言つておかなきゃいけないんじゃないか。どういふような農業を育てていくのか、そして、それによつて不利益をこうむるとするならば、それは本当に国民全体の負担で負つていくというビジョンを示していかなくないかぬと思ひますね。韓国は御存じのよう、増税までやつてこれを守ろう、この負担をしよう。私はそれなりに筋の通つたやり方だと思ひますよ。日本で増税ができるかどうか、それはま

た別の議論です。政治的に難しい点があらうかと思ひます。

しかし、消費税は五%である、それはほとんどゴールドプランと減税対策でとられてしまふ。この中に農業対策という発想があつたのかどうかという点は後ほど大蔵大臣にお尋ねをいたしますが、何にしても、だれの負担できちんとそれを賄うのかというところは今この際明らかにしておくことが、今まで自由化反対と叫び続けてきた者が負う責任じゃないかというふうに思ひますが、農林水産大臣、いかがですか。

○大河原国務大臣 新しい米価の基本原則が法案に示されておりますが、繰り返すようでございしますが、具体的にその方式になりますと、これはいろいろな議論があるかと思ひますが、基本的にはやはり新農政も言つておる担い手、あるいは担い手の数がまだ大変少ないときは、それに向かつて進んでいくようなものをどうとるかとか、いろいろ具体的には難しい問題があると思ひます。

それで、石破委員もよく御案内のとおり、私もあなたと一緒に米価決定を七年、八年やりましたけれども、いかなる階層をとるか。かつては一町五反とかあるいは二町とかいうような議論もありましたが、西の方にそんな一町五反以上の稲作農家はそんなにないよというふうなことで、一年やつただけでお蔵に入つたというふうな経緯もありまして、なかなか難しいわけでございます。ただ、理念としてその育成する稲作農家の経営です、ね、そういうものを十二分に頭に置いた算定方式がとれるかどうか。

ただ、ここでもちつと申し上げたいのは、生産調整実施者から買入れるわけですが、今度は、そうなりまして、これは必ずしも大きな経営だけではないというふうな点もあるわけだして、いろいろな要素をいろいろに勘案しながら算定方式を考えていかなければならぬ、さうに思つております。

○石破委員 今のお話の中にもございました零細な人も生産調整に参加するわけですね。そう

しますと、ところが備蓄の範囲内では政府米は買つてもらえないわけですから、暴落しちゃつたというふうな場合にどうするんだねということも十分考へていかなきゃいけない。そのことの議論はまたさせていたきたいと思ひます。暴落の場合の備蓄とどうのを考へていかなきゃいけない。

そしてまた、これによつて米価というのはどうなっていくんだらうか。まさか上がる方向には振れないだらうと思ふのですな、やはり。なかなかそれをシミュレーションとして想定するのは難しい。もちろんそのときどきの経済状態や天候によつて違ふでしょうけれども、やはり基本的には、国際価格に近づけるという論がいかにナンセンスなものであるかというのは私自身十分存じておるつもりでございしますけれども、やはりコストは下げていくという方向に働かざるを得ないだらう。だとすれば、本当に我々が育てていかなきゃいけない、担つていただかなきゃいけない中核農家、大規模農家、こういうものにとつてどうやったら不利に振れないような対策が打てるのかというのをきちんと出しておかなきゃいけないだらうというふうに私は考へております。

それで、最後に総理と大蔵大臣にお尋ねをしておきたいと思ひます。これは余りに基本的なことではございしますが、新農政の大きな柱というのは、先ほどの中核農家の論もございしますが、自給率をこれ以上下げないとか初めつたところにあるのです。それまでは、低落傾向に備蓄をかけるのか、そういう文言でございしましたが、自給率を下げないという方向に持つてきた。それは、これから先やはり基本的に米は国内で自給をしていくということとをきちつと守つていけるおつもりなのか。そして、議論になります七年目以降、そのことについては、やはり関税化というのは絶対に許さないよという方向でいけるのか、どのようにお考へであるか。

それから、これは総理と大蔵大臣に御答弁をい

ただきたいのですが、例の消費税五%とお決めたときに、農業対策ということが御考慮の中にあつたかどうか、そのことについて最後にお尋ねをいたしたいと存じます。

○村山内閣総理大臣 七年後、関税化を受け入れないかどうかというお尋ねですけれども、七年後どういふ情勢になつておるのか、どの道を選択することが農業を守るために一番いいのかということでは私は判断をしなければならぬというふうな思つてはいますけれども、前提としては、やはり米を中心に主要な食糧はできるだけ国内で自給ができるような体制を維持していくということは大事なことではないかというところは、そのとおり申し上げておきたいというふうに思ひます。

○武村国務大臣 この日本列島に日本民族が生きていく限り、農というものは国の基であるという考えが今後とも貫かれなければならないというふうに思つております。この厳しい状況の中で、新しい政策は、まさにより効率的、安定的な経営体が農業の大宗を占めるような状況をつくり出していくことだというふうに私は思つております。

財政責任者としてしましては、そういう視点に立ちまして、先ほど来議論が繰り返してございしましたが、来年度の予算編成も含めて、この基本に立ちながら効率的な予算編成の中で努力をさせていた

○石破委員 時間が来ましたので終わりますが、発想があつたかと思ひますが、お尋ねしているのです。あつたならあつた、なかつたならない、そのようなお答えがいただきたかつたかと思ひます。そういうふうに抽象的なお話というのは私もわかりません。ただ、私どもは官僚にお尋ねをしておるのではありません。政治家としての御判断としてどういふ決断があつたかということをお尋ねする前に、この国会の場で明らかにしたいのだと思ひます。そういうような趣旨からお尋ねをしておるので、そういうふうなことで御答弁を今後ともお願いをいたしたいと思ひます。

以上で終わります。

○佐藤委員長 石破君の質疑は終了いたしました。

次に、藤田スミ君。

○藤田委員 農業協定の問題についてお伺いをいたします。

前回、松本善明議員は、農業協定は米輸入自由化は認められないとする三度にわたる国会決議と各党の公約に反するものであって、この協定の批准は国権の最高機関の否定、民主主義の否定につながるものである、こういうことを厳しく指摘されました。

午前中の質疑の中で、大蔵大臣は明確に、この農業協定は国会決議に反しているということをお述べになったわけでありますが、質問の最初に、総理も同様の認識だと受けとめていいかどうか、御答弁を願います。総理にお願いいたします。

○村山内閣総理大臣 国会決議が実現できるように私どもも要請をしたし、政府も私は努力をしてくれただけではないかと思えますけれども、残念ながら、国会決議には沿い得ない結果になっておるというところは認めざるを得ないと思えます。

○藤田委員 沿い得ない結果というのは、反しているのは事実だ、そういうふうな受けとめていいですね。もう一度お答えください。

○村山内閣総理大臣 反したかどうかということはどういうふうに理解をされるかというのは、これはわかりませんけれども、国会決議に沿った結果になってないということは、これは明確に申し上げることができると思います。

○藤田委員 それで反している、それは普通の人が聞いたらそういうふうな受けとめていいから、平たく、反しているというふうな受けとめていいかどうか、それを聞いています。もうこんな簡単なことですから、はっきりおっしゃった方がいいと思いませんか。

○村山内閣総理大臣 例えは十あるとしますと、十全部否定された、こうなれば私はこれはもう明らかに反した、こういう結果になると思えますけれども、そのうち、例えばその趣旨が生かされて

おるとか、何かこういうのがあるとすれば、それはやはり全面的に反しておったということはなかなか言えないのではないかと思いますから、そこは解釈によって違うのではないかと思っています。

○藤田委員 全く言葉をいろいろとこまかにしないでください。米の完全自給を図るため万全を期するべきことを決議した、こういうことを明記しているわけですよ。そうすると、これに反しているというふうにはっきり総理としては認識するべきじゃないですか。

○村山内閣総理大臣 これは前例を言うわけじゃありませんけれども、細川さんも同じような質問を受けて、必ずしも国会の決議に合致しているとは言えない面があることは事実、こういう答弁をしているわけですね。私は、こころはやはりなかなか大変政治的に判断の難しいところがあるのではないかなと思うんですけれども、これは言葉の使い方はどうあるにしろ、国会決議に沿い得なかったことに対する責任というものは、やはりお互いが十分踏まえないければならぬという性格のものだということには十分踏まえております。

○藤田委員 非常にあいまいな言い方でごまかすべきじゃないというふうに思っています。

そこで、質問に入っていきますが、大体私は、この問題は国の存立と国民の命、とりわけ私は、これから先のこの国で生きる人々のその国をどうするのかが問われている非常に重要な問題だというふうに思っています。

そこで、総理にお伺いをいたしますが、世界的な食糧供給についてどういうふうに認識しておられるか、そのことをお伺いしたいわけですね。

昨年十月に国際稲研究所は、米生産を二〇二五年までに倍増していかないと世界の米の必要量を満たすことができない、そういうことを各国に警告をしました。世界的に権威のあるワールドワッチ研究所の一九九四年版地球白書では、世界の食糧不足を予測して、「二〇三〇年に世界は飢える」と警告をし、次のように述べています。「一九九〇年代に入って、世界はかつてない体験

をしている。つまり、食糧生産の増加が大幅に鈍化し始めたのである。たとえ海面漁業の生産量は頭打ちになり、農業生産も人口増加に追いついていない」「アジアの米作に目を向けるなら、そうした動向はより明確である。」「基本的に世界の農業はもはや増加する人口に対応するだけの食糧は増産できないだろう。」「こういう見解は国際食糧政策研究所も同様に出しております。

総理、世界の食糧危機は目前に迫っている、そういう認識をお持ちですか。

○村山内閣総理大臣 世界全体の食糧の事情を見てもみずと、これは例えば、先進国で余っておる、輸出を要する、そういう国もありまして、それから、現実にはアフリカ等を中心に、食べるものもないという食糧の不足している地帯もある。極めて世界全体から見るとアンバランスになっておると言わなきゃならぬと思うんです。

ただ、私も正確な数字は今記憶にありませんけれども、人口がどんどんふえていく、その割合に耕地面積は逆に減っておるというようにも言われておる状況の中で、私は、やはり食糧不足という深刻な事態が来るのではないかと、これも想定されますし、極めて見通しの暗い不安定な状況にあるというふうに言わなければならぬと思えますね。それだけに、各国々はやはり食糧安全保障といったような議論もあって、国内の食糧の自給体制はつくっていかう、維持していかう、こういう考え方に立っておるのではないかと、いうふうに理解をいたしております。

○藤田委員 総理、これは農水省自身も発表しているのです。「世界食料供給モデルによる予測結果」、こういうものを示しまして、先進国における環境問題による制約、開発途上国を中心とするかんがい等農業生産基盤への投資の伸び悩みなどから、過去に実現された単収の伸びと同様の伸びが期待できず、耕地面積の拡大速度も鈍化し、生産量の伸びが制約を受けるとすれば、アメリカの農産物計画による減反の停止にもかかわらず、穀物、大豆の国際価

格は大幅に上昇するほか、飼料部門を通じて畜産物の国際価格にも影響を与えると見込まれる。

このような生産制約シナリオは、どのような形で顕在化するか予断を許さないが、長期的な視点でみた場合、人類が早晩解決を迫られる問題であると考えられる。

ここまで述べているわけでありまして、もう一度お答えください。

○村山内閣総理大臣 ナポリ・サミットでもAPECでも私の方から日米首脳会談の際にも申し上げておきましたけれども、これからやはり地球規模の課題というものが大きく問題になる。とりわけ食糧、人口、環境といったような問題やらエイズやら麻薬やら等々の問題も重要な問題となってくる。ぜひひとつ協力し合って取り組んでいきたいというような意味の意見も申し上げておいたのですけれども、今御指摘がありましたように、食糧と人口あるいは環境というのはこれからやはり世界的な規模でそれぞれが取り組んでいかなきゃならぬ課題ではないかというふうに私は受けとめておりますから、とりわけ食糧というのは人間が生きていく上において欠かさない大事なものですから、そういう前提と認識に立って考えていく必要がある。

言われるように、食糧が全体から見ると不足する時代は来るのではないかと、これも私は想定をしながらこれから考えていく必要があるのではないかと、いうふうに認識をいたしております。

○藤田委員 とりわけ日本の現在の食糧自給率は、もう総理も十分御承知だと思いますが、カロリーベースで四六％の水準です。先進諸国で、世界を見渡してみても、これほど低い食糧の自給率の国はありません。ほかの先進諸国がこの間食糧自給率を引き上げてきたのは、国の基本である国民の命を守るためにはその食糧をできるだけ自国で賄うことが国を安定させるために最も必要なことだ、そういう根本が貫かれていたわけでありま

行ってきたわけでは、輸出規制をするときは事前通告をするということと相手国との協議を行うということとは定めておりますけれども、輸出規制自身は認められているわけでは、そのまま修正することなく残しているわけでありまして、アメリカ自身は農業生産力が、土壌の浸食とか砂漠化、地下水の枯渇などによって年々低下しているときに、それがどんなに危険なことかということとは総理おわかりでしょうか。

○河野國務大臣 議員御指摘のとおり、今回の農業協定におきましては、食糧の輸出の禁止または制限を新設する国は、輸入加盟国の食糧安全保障に与える影響に十分な考慮を払うとともに、同協定の規定に従って協議、通報などを行う旨の規定が置かれております。

それで、この協議、通報程度では心配ではないかというのが議員の御趣旨だと思っておりますが、しかし、これは従来のガットにはない規定でございます。そして、これによって食糧不足の際における輸出規制に対する規律が従来のガットよりはるかに強化されたもの、こう考えてよろしいかと思っております。

○藤田委員 アメリカ自身が輸出管理法を残しているということは、輸出国としてその事情によっては輸出を規制しなければならぬ、そういうこともあるということが残しているんじゃないやありませんか。だから、大臣がそういうふうにおっしゃったからといって、私は、そうですか、それじやもう安心ですねと言うわけにはいかないんです。それほど国民にとっては不安定な問題が一層持ち込まれるということになるわけでありまして。

さらに言えば、農産物をよその国に依存するということは国民の健康にとっても重大なことになることは改めて言うまでもありません。

総理は御存じでしょうか。十一月の十七日に厚生省はオーストラリア産の牛肉の農薬汚染問題について発表しています。つまり、オーストラリア

はことしひどい干ばつに見舞われて、牛の飼料が不足をし、そのためにクロルフルアズロンという有機塩素系の農薬が残留している綿のくずや綿の切り株を飼料として与えたために、その農薬が牛に移行したということでありまして。そして、農薬の残留水準は三ppmから八ppmという極めて高い水準であります。

全くひどい話であります。その飼料を与え始めたというものがことしの四月、そしてオーストラリア政府が出荷禁止令をかけたのがことしの十月ですから、六カ月間はオーストラリア政府も知らない、日本政府も検査をしないからわからない。だから、六カ月間に日本に輸入されたこの手の牛肉は十三万トンに及びますが、既にもう日本人の胃袋に入ってしまったわけですね。総理はオーストラリア産の肉を食べてないかもしれません。私は食べましたから、えらいことしたと思っております。

また、日本政府の対応も大変お粗末です。オーストラリア政府から日本政府に連絡のあったのが十一月の十日、そして輸入時の検査を始めたのが十八日。それまでに汚染のあるオーストラリア産の牛肉はノーチェックで日本に入ってきたわけでありまして、安全を強調される総理はこういうことをどう思われますか。――総理を中心に聞いています。技術的なことを聞いています。じゃないんです。手続のことを聞いています。じゃないんです。

○井出閣下大臣 お答えいたします。

御指摘のオーストラリア産牛肉の問題についてでございますが、オーストラリア政府からの第一報の後、農薬残留の疑いのある生産地域の特定等必要な情報収集を行い、速やかに輸入時の検査強化を図るとともに、国内に流通しているものについても各都道府県等に検査の強化を指示したところであります。

また、農薬の残留の程度は、仮にその牛肉を、先生召し上がったようでありますが、召し上がったとしても、長期間にわたって継続的に食べない

限り健康には影響ないものと考えております。食品の安全確保は国民の健康を守る上で重要な問題でございます。今後とも輸入食品監視の適切な迅速な実施に努めてまいりたいと考えております。

○藤田委員 もうこういう答弁は嫌というほどこれまで私は質問をして皆さんから聞かされてきたんです。そのたびに同じようなことばかり言ってきたんです。

過去の例をここで挙げるほど時間ありませんけれども、しかしオーストラリア産の牛肉それさえも、昨年の十月、実はDDTの残留があるというその危険があったわけですね。そのほかに、学校の給食のパンからも残留農薬が出てきたとか、アメリカ、台湾の輸入豚の中から合成抗菌剤が出てきたとか、私は随分農水委員会ですらそういうことを取り上げてきました。しかし結局は、外国に食糧を依存する以上、そういう危険は常につきまとうわけですね。

安全な食糧を国民に供給しなければならぬなど総理は簡単におっしゃるけれども、そんな簡単な問題じゃないのです。結局、安全でかつ安定した食糧を供給するためには、自国の食糧の自給率を高める、それ以外に道はないじゃないやありませんか。そういう立場に立つとしたら、マラケシュ協定を受け入れるなどというようなことは絶対に認めることはできない。もう一度総理の御答弁を求めます。

○村山内閣総理大臣 ですから、先ほど来申し上げておりますように、可能な限り主要な食糧の自給率は、これ以上下がらないように歯どめをかけていく努力はしなければならぬ。しかし、全体の貿易自由化の中で日本だけが一切輸入しないのだから、これはなかなか、言うのは簡単ですけれども、いろいろなやうな要件があるわけですから、そう簡単にできないものだと思うのです。

しかし、何はともあれ、食糧というのは毎日毎日口に入れ、体の中に入れるものなんです。ですから、やはり何よりも安全性を確保していくということが大事なことで、これはしっかり認識をいたしております。それから、これからの確保のためには足りないところは補って万全を期していく必要があるということについては、御意見のとおりであります。

○藤田委員 全くお話しになりません。そういうことで国民をいつまでもごまかせると思っていながら、それは大変な間違いです。国民はそんなに甘くありません。国民ももうぎりぎりのところまで来ているのです。ここでこの協定を認めるかどうかということは、最初に言いましたように、それが子供たちに安心できる日本を残すことができるかどうかにかかっています。

アメリカでは、国内実施法の中で食肉輸入法については廃止することになっておりますが、ウェーバーについては廃止するのではなく、WTO加盟国では適用しないとしているけれども、法律は厳然と残している。輸出奨励計画も、実はアメリカの農産物の輸出拡大のためにたがを外して、そうして、不正貿易のみに対応することになっていったのを全体の輸出拡大のために強化をするというように、とんでもないことが次々に行われている。ところが、日本だけがどうしても先にというあなたの方の姿勢は、私はやはり認められないということを申し上げて、質問を吉井議員に譲ります。

○佐藤委員長 この際、吉井英勝君から関連質疑の申し出があります。藤田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。吉井英勝君。

○吉井委員 私は、まず、食品の安全問題にかかわるところから質問に入りたいと思っておりますが、現行ガットは、第二十条(b)で「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」はガット協定の一般的例外にすることにしております。これは、自国民の生命保護または健康を守るために各国が採用する食品安全基準措置を妨げてはならないと規定しているものであります。これは、自国民保護の観点から当然のことだと思うのです。

○吉井委員 私は、まず、食品の安全問題にかかわるところから質問に入りたいと思っておりますが、現行ガットは、第二十条(b)で「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」はガット協定の一般的例外にすることにしております。これは、自国民の生命保護または健康を守るために各国が採用する食品安全基準措置を妨げてはならないと規定しているものであります。これは、自国民保護の観点から当然のことだと思うのです。

ところが、今度のWTO協定では、例えば附属書一A物品の貿易に関する多角的協定、衛生植物検疫措置の適用に関する協定の第二条でどううたっているか。衛生植物検疫措置をとる権利を「この協定に反しないことを条件とする。」と制限しているんですね。その条件については第三条で「国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。」としております。

それでは一体だれが食品の国際的な基準を決めるのかということが問題になるので、これは厚生省と外務省に伺いました。そうすると、FAOとWHOの合同食品規格委員会、いわゆるコーデックス委員会が決める基準となるということでありまして、これは肝心なところでもありますので、こういうことでいいんですねということを最初に厚生大臣から確認しておきたいと思ひます。

○小林秀政府委員 お答えいたします。衛生植物検疫措置の適用に関する協定においては、加盟国は、衛生植物検疫措置について国際的な基準がある場合には、原則としてこれに基づき措置をとることとされております。

また、その協定には、科学的正当性がある場合においては、国際基準より厳しい基準を採用し得ること等も規定に盛り込まれております。この協定における国際基準とは、委員がおっしゃられましたように、コーデックス委員会によって制定されたものであります。

○吉井委員 要するに、この基準というのはコーデックス委員会が決める基準に従うというふうになつていくわけですね。

日本は、国民の運動、消費者運動などを背景にして、比較的厳しい基準を設定してきました。しかし、それさえアメリカの圧力などで食品安全に関する規制品目や基準の緩和が行われてきたのが実態であります。今日、日本は世界最大の農産物輸入国であり、多くの委員からも指摘ありましたように、カロリー自給率は四六%と世界に類を

見ないほど食糧を外国に依存しているわけでありまして、その安全基準まで日本への輸出国や輸出企業側にゆだねてしまふのでは、とんでもないことになると思うわけですね。

実は、コーデックス委員会について中身を調べてみますと、委員九百六十五名のうち企業代表が三五%、多国籍企業が輸出を伸ばすために障壁となる各国の安全基準を引き下げることを要求する舞台であり、実際に低い基準が作成されてきているのが実態であります。

総理、そこで伺いますが、食品分野の多国籍企業の輸出を伸ばすために基準を引き下げる舞台となつていくこのコーデックス委員会の基準をWTO協定によって日本に押しつけることが、日本の国民の立場からして、これは私は大変危険なことだと思ひますが、あなたは危険と思ひないかどうか、伺いたいと思ひます。

○井出國務大臣 コーデックス委員会には各国の政府から代表及び代表代理が出席し、代表が政府としての意見を表明することになっておりまして、コーデックス委員会における検討内容は、先生がおっしゃるような企業の利害に左右されるものではないと考えております。

企業の技術者がアドバイザーとして参加する場合は確かにございます。これは、政府がその立場を主張していく上で、食品の加工、保存技術、流通実態等に関する専門知識を活用するためでございます。あくまで政府代表団を技術的に補佐するものであり、これらの企業の代表がみずからの意見を表明することはできないことになっておる、こう承知しております。

○吉井委員 実態は、そんな甘いものではありません。

WTO協定で、巨大なアグリビジネスや食品の多国籍企業である、例えばフィリップ・モリス、ユニレバーなどの利益のために現行ガットを否定して、国民の命と健康、安全がないがしろにされる、これは私はとんでもないことだと思ひます。ハーモナイゼーションといってコーデックス

委員会の甘い基準に日本も合わせようというのを拒否して、本来国民の安全を守る上で必要な厳しい基準というものを日本としては設けていくべきである。

このことを指摘しておいて、次のことに移りたいと思ひますが、今回の協定の一つのポイントというのは、物の取引だけでなくサービス貿易という所有権のルールをWTOの中に入れたことが挙げられます。WTOでの国際的議論に背を向けて、発展途上国の反対を押し切る形でアメリカの主張した特許権などのルールがWTO協定に入りました。

食品安全とともに生命にかかわる医薬及び医薬品の扱いについて聞きたいと思ひますが、これまで医薬品について特許の対象に入れていない国というのは、インド、ブラジルなど三十七カ国に上ります。それがWTOの協定で、一定の猶予期間を置くとしても、例外なく特許で縛られることになると思ひますが、この点はどつうですか。

○橋本國務大臣 確かに、TRIPS協定におきましては、御質問の医薬品を含め、物、方法を問わず、全技術分野のすべての発明を特許の対象とすることが各国に義務づけられております。この論議のプロセスにおきまして、一部の発展途上国では現在医薬品を特許法対象の例外としておる場合は、御指摘のとおりであります。WTOに加盟する場合には、協定発効後から五年または十一年以内に、医薬品を含めすべての技術分野を特許対象とする必要となります。

○吉井委員 今おっしゃったように、すべて一定の猶予期間を置いて縛られるわけですね。

インドのガット大使は、WTOによってインドの医薬品は三倍から二十倍にも価格がはね上がり、インド国民の生命や健康を守る上で大変な障害になると言っています。彼はまた、七〇年制定のインド特許法のもとで国産製薬産業は急速かつ効率的に発展した、これで比較的安全な医薬品を庶民の手に届くようにすることに貢献した、イン

ドのように広範な大衆が病気の犠牲になり、公衆保健衛生体制が不十分な国では、特別重要な問題であると語っています。

ユニセフの報告書でも、世界で子供が年間千三百万人死亡しておる。これは貧困や病気等でありまして、そういう事実を見ても、医薬品価格の上昇というのは、これは実は途上国民にとってまさに死活の問題です。WTO協定で、少なくとも医薬品は特許から除外させるべきだと思ひませんか。

○橋本國務大臣 今委員が御指摘になりましたが、私はインドの主張そのものは存じません。しかし、そうした議論があつたことは聞いております。

しかし、このTRIPS協定につきましては、知的所有権について最低限の保護期間というものを設けることが技術移転を促進して世界経済の発展につながるという共通認識から、発展途上国を含めて最終的な合意がなされたものと承知をいたしております。

医薬品は、確かに御指摘のとおり生命にかかわるものであります。むしろそれゆえに、技術の適切な保護が行われることを通じて先進国から発展途上国へ技術移転が促される面というものも否定のできないことであると思ひます。

なお、TRIPS協定では、発展途上国における制度及び運用の改善に伴う困難性というものにかんがみ、実際の発効までの期間内に先進国が最大限の途上国協力を行うことが必要だとしておりまして、日本自身もそうした協力を今後もいたしていくことになると思ひます。

○吉井委員 実は、日本も一九七五年の特許法改正までは、国民の生命や健康にかかわる産業の保護育成のためにということで、医薬、食物、化学物質については特許から外してきまして、どんな国であっても、国情や歴史的発展段階の違いというものがありますし、それは当然配慮されなければならぬ問題だからであります。日本でわずか十九年前まで医薬品は特許から外して保護してき

たのに、途上国に対してはそうした事情を無視して一律に押しつけるという手前勝手なやり方が許されるのだろうか、私はこれは非常に大事な問題だと思ふのです。果たしてこういうやり方が許されるのかどうか、今おっしゃったような短い猶予期間を置いてということだけで許されるのかどうか、改めて簡単に伺っておきたいと思ひます。

○橋本國務大臣　ちやうど私が厚生省の政務次官当時、医薬品産業の資本自由化の問題が議論をされ、当時日本の製薬産業は資本自由化に対して徹底抗戦の構えをとっておりまして。そして、私もこの自由化に対して非常に懸念をいたしておりました。しかし、五〇%自由化、一〇〇%自由化というプロセスの中で日本の医薬品産業の体質も、今日もおさまさまな問題はありますけれども、それなりに大きく変化してきたと承知をいたしております。

今回、途上国協力、これはさまざまな分野がありますけれども、例えば特許庁自体にいたしましても、特許審査の結果の提供の努力でありますとか、あるいは御指摘のWIPOにおきましても、ジャパン・フアンドを設けまして、ラウンドテーブルあるいはセミナー等、さらには専門家の派遣、研修生の受け入れといった事業を計画しております。また、技術水準のリサーチも行われております。また、JICAにおきましても、研修生の受け入れ、あるいはプロジェクト方式の技術協力、さらには長期専門家の派遣等の技術協力をいたしております。民間におかれても人材育成協力が行われておるわけでありまして。

当時、私もその自由化の論議にさらされたところ、こうしたスキームが国際的に動いてきたかどうか、私は必ずしも十分に知識は持っておりません。しかし、こうした支援措置が与えられたという記憶を私は持っております。今日、日本の医薬品産業は少なくとも相当のレベルを維持しておると心得ております。

○吉井委員　医薬品多国籍企業への特許料の支払によって、インドのシユクラ大使が心配してお

られるような三倍から二十倍、例えば現在のインドのザンタックという漢薬で見ますと、インドで大体百円のものアメリカでは二千四百円、二十四倍ですね。リユーマチの薬でいえば三十八・五倍とか、これだけはね上がること心配されているわけですね。これは途上国の人々の健康にとって重大な問題だと思ふのです。

なぜこういうことになってきたのか。実は、経団連の月報の八八年の八月号でそれを解き明かしております。

それによると、まずアメリカのアリストル・マイヤーズ、ファイザー、ジョンソン・アンド・ジョンソン、メルクなど、こういう企業や、あるいはデュポンなどを含めた十一社、このアメリカの化学・医薬品多国籍企業、これがIPCというアメリカでの知的所有権委員会というのをつくっておりますが、これとヨーロッパ産業連盟と経団連、三極の会議が行われて、そこで、知的所有権に関する三極会議の結論として、先進国に有利になるようにとガットに申し入れるという文書をまとめて働きかけたということが紹介されております。

「フォーチュン」によりますと、利益額ランキング世界第二位というのは、今挙げたアリストル・マイヤーズその他、及び日本の武田薬品などを含めた二十六社の医薬品企業です。この分野でも、発展途上国の人々に痛みを押しつけながら多国籍企業の利益のためにWTO協定に特許をならした、こういう指摘がなされても、私はこれは少しもおかしくない。そういう指摘は当然のことだと考える状況が、こういう月報等を見ても読み取れるわけですね。

こうした問題について、自由貿易の原則に立つ現行ガットは個々の国の国家主権の尊重という立場を貫いてきたわけですね。現に、東京ラウンドの十一の議定書、協定の批准について見ますと、アジアでも韓国は五つ、インドネシアが二つ、フィリピンが三つの協定にしか批准をしてきません。それは、各国が自国の利益や国民の暮らし

にかかわるものについては主権を行使してきたからです。

そこで、総理に伺っていただきたいのですが、これに対して、今回の一括受諾方式というのは、個々の国の国民の生命や安全を脅かし、国家の発展段階や文化の違いを無視して国家主権の侵害になるという、こういう重大な問題を持っているわけですが、あなたはこの点について一体どういう認識を持っておられるのか、伺っておきたいと思ひます。

○河野國務大臣　今回のウルグアイ・ラウンドの交渉は、もう議員十分御承知のとおり、交渉のスタートから一括方式という方式をとって、百二十を超える国と地域が話し合ったわけでございます。それぞれの国にはそれぞれの国のアドバンテージもあるし、デイスアドバンテージもあるわけでございますが、とにかく一括してこれらの問題を処理しようという前提での交渉の結果、この交渉がまとまったわけでございます。御承知のとおり、日本には農業問題という大きな問題を抱えております。

それぞれの国にはそれぞれの厳しい問題を抱えながらも、百二十を超える国と地域が集まって交渉をした結果、合意をしたわけでございます。これらは交渉の当初からの考え方によるものでございまして。

○吉井委員　現行ガットの各国主権の尊重とか自由貿易の原則とは違つて、今度のWTOの場合、多国籍企業の利益のために国民の安全も途上国の利益も主権も侵害するといふ、こういう重大な問題を抱えている。私はここに今度のWTO協定の大きな問題があるということ指摘して、次の問題に進んでいきたいと思ふんです。

スーパ一三〇一条によつてアメリカは、国内法を国外にも適用して制裁を加えるというガット違反をやつてきました。USTRRのカンター代表は、議会証言の中でも、WTO協定のもとでもアメリカはスーパ一三〇一条で制裁を加えると発言しております。これに対して総理は、WTOで

日米の貿易紛争は解決できると答弁してしました。

そこで伺うんですが、アメリカがスーパ一三〇一条に基づいて日本の特定分野は問題ありとして調査を開始した場合、その調査を開始した時点で日本は提訴しますか。

○橋本國務大臣　今回、ジャカルタでUSTRRカンター代表あるいはブラウン商務長官との会議の中で一番議論になりました部分が、まさにアメリカのウルグアイ・ラウンド実施法案の中におけるスーパ一三〇一条の問題でありました。私の立場からすれば、これは疑義ありということでありまして。アメリカ側の説明をいたしましては、スーパ一三〇一条等の存在自体がWTO協定に違反するといふものではない、そして、WTO協定以外の部分について行使することに妨げはないといふのが彼らの言い分でありました。この部分は完全に平行線でありました。

ただ、現実の問題として、現在三〇一条の適用をアメリカ側が決定をいたしております。例えば自動車補修部品の問題につきまして、アメリカ側はこのもとの交渉を求めてまいりました。私は、三〇一条を前提とした交渉には応じられないといふことで、今日も交渉に応じておりません。

アメリカ側が、今後とも三〇一条あるいはスーパ一三〇一条の行使に踏み切りました場合には、日本は、現在の時点でありましてならガット、将来におきましてはWTOに対する提訴を含め、一切の対抗措置をとる権限を有しております。

○吉井委員　今のところで少し繰り返して聞いておきたいのですが、調査を開始した時点、まだ制裁発動にまで至っていない間ですね、調査を開始したという時点ではこれは提訴の対象にならないのだからと思ふのですが、提訴できますか、日本は提訴しますかといふことを伺っておきたいと思ひます。

○坂本(吉)政府委員　スーパ一三〇一条あるいは三〇一条による調査が始まっただけでは、通常、関税の引き上げとかあるいはその他の貿易制限措

置がとられませんでしたので、具体的な訴えの利益がないということ、直ちにガットにこれを持っていくということには恐らくならないと思います。

○吉井委員 そのとおりですね。

それで、WTOが対象としている分野であつても、スーパー三〇一条によつて、かつて半導体でやられたように、パソコン、カラーテレビ、電動工具に一〇〇%の報復関税がかけられたような、そういう制裁が行われたときに日本がWTOに提訴したとしても、パネル認定の採択、控訴、決定までの十八カ月間というのは、期間があるわけですね、アメリカの制裁は続くのじゃないかと思うのです。制裁が行われて提訴という場合、提訴すると同時にこの制裁が中断されるという仕組みになっていますか。

○坂本(吉)政府委員 そのような仕組みにはなっておりません。

○吉井委員 そうなんです。つまり、提訴しても十八カ月間というのはずっと制裁が続くわけですね。今日の貿易においては十八カ月間の制裁の継続というのは、企業の貿易にとってはこれは決定的に生命を制するものとなります。また、スーパー三〇一条の調査開始だけではWTOは違反とは言えないわけです。しかし、調査のおどしでもって、これまで政府調達や木材、オレンジ、皮革など、今自動車とか自動車部品で二国間交渉に追い込まれ、次々に譲歩させられてきたというのがこれまでの経過でありました。WTO協定が発効しても、調査や制裁をおどしをかけて譲歩を迫るといふこのアメリカの横暴なやり方の歯どめにはならないわけです。

通産省の通商政策局でまとめられた不正貿易白書というのを読ませていただきました。これによると、一九三〇年関税法第三百三十七条に係るECとアメリカの事件でガットのパネル報告が出されたが、八九年十一月にガット理事会で採択されましたが、それはこの報告書によると、第三百三十七条の手続はガット第三条四項の規定に違反する、その違反はガット第二十条(d)の例外として正

当化できない、ガット違反であるとする明白かつ断定的な報告が採択されているにもかかわらず、米国は従前の手続を維持し、ガット理事会の勧告に従っていない、それどころか、ガット理事会による修正勧告がなされているにもかかわらず、本条項に基づき頻りに調査を行ってきたことは極めて問題である、これが通産省の通商政策局がまとめられた報告書に明記されていることであります。

通産省の報告でさえ、現行ガットのパネル報告の理事会採択も無視し続けるアメリカの横暴を指摘しているわけです。そのアメリカがWTOのパネルの決定に従う保証はありません。それはまさに国内法優先を実施法でうたっていることでも明らかです。大体この間、アメリカがこういう横暴なやり方をやってきたのは七九年の東京ラウンドに対応する通商協定法以来、八四年通商関税法、スーパー三〇一条、NAFTA実施法、そして今回のWTO実施法に至るまで、協定よりも国内法が優先する、このことを明記して、これに基づいてガットの決定も全部無視する、修正勧告もはねのける、こういう態度をとってきたわけであります。

総理に伺っておきますが、これでもあなたはWTO協定によってアメリカのスーパー三〇一条を使つた不正な制裁のおどしを食いとめることができるとお考えでありますか。

○坂本(吉)政府委員 ただいま委員御指摘の、いわゆるスーパー三〇一条ないし三〇一条は一方的な措置ということでございますけれども、この点は、今回のWTO協定の紛争手続に関する了解事項の第二十三条におきまして、一般的に多角的体制を強化するために、こういった各国の利益が無効化または侵害されるときには、この了解に定める規則及び手続によるものということ、つまりその遵守を明らかにし、さらに、第二項(a)号によりまして、この手続以外によつて紛争の処理をする、目的の達成を妨げる旨の決定は行つてはならないという意味で、かつてガット体制ではあり

ませんでしたこういった一方的な措置の禁止規定というのを明らかにしたところでございませう。

○吉井委員 ガットの時代であっても、理事会による決定が下される、従わない。修正をしないという勧告がなされる、それにも従わない。なぜ従わないのか。実施法で国内法が協定よりも優先するんだと法律上も明記し、それをほつきり買ってきたわけですね。

そしてこれは、私は法律の立て方の問題では済まないことだと思うわけです。しかもアメリカの場合には、何もいきなり制裁して十八カ月間のWTOのこのルールに従う必要はないんですよ。調査を行う、それでおどしになるし、制裁をかけ、十八カ月間の間、制裁期間中は中断されるわけですよ。これで十分制裁の効果は果たされるわけですね。

ですから、あなたが何をどう言ってみられようと、現実にはアメリカがやってきたこのやり方の歯どめにはならないというのがこれまでの経過であります。

総理は、先日米だけでWTO反対と言えば貿易立国としての日本は成り立たないと言ったはおっしゃいました。しかし、米だけでも重大なんですよ。米だけでも私にはこのWTO協定というものは批准するべきじゃないと思うのだけれども、米だけのことを私たちは言っているんじゃない。米だけじゃなく、革靴や皮革、繊維を初めとする国内産業、中小企業への打撃ははかり知れないものがあります。発展途上国国民の被害、これを考えてみても明らかです。多国籍企業の利益のためにそんなことは私は許されないと思うのです。しかも、貿易立国といえながら、アメリカの経済覇権主義のこの横暴なやり方に対する歯どめにすらならない、これがWTO協定の今日での問題であります。

WTO協定の批准ではなくて、私は、真の公平、平等な貿易ルールの確立のためにWTO協定の修正を求めて再交渉をするべきであると思つて

けです。もしあなたに再交渉する気があればお答えいただきたいし、その気がないのなら私はこれで質問を終わりたいと思います。

○村山内閣総理大臣 先般私はAPECの会合にも出てまいりましたけれども、APECには十八カ国と地域の代表が参加しているわけですね。その十八カ国の中には、もう最先端を走つておる先進国もあれば、あるいは中ぐらゐのところもあるし、これから発展をしようとする途上国もあるわけですね。そういう国々が集まって、いかに貿易、投資の自由化を確保していくかということについて議論をした。その議論の経過を踏まえてみても、それぞれの国には国の事情があるけれども、しかし、やはり貿易の自由化というものが守られて初めてそれぞれの国がそれぞれの国に應じた発展ができるんだ、お互いに協力し合おう、こういうことでの大枠は決められたわけでありますけれども、私は、今は全体としてそういう状況にあると思ひますね。

とりわけ日本の国のように、資源もない、貿易で立っているような国は、やはり国際的な貿易自由化の中で日本の経済が守られておるといふ前提に立つならば、私は、WTOの協定というものは守るべきものであるというふうに考えています。今、再修正をしようという意思はありません。

○吉井委員 とんでもない話だということを指摘して、私の質問を終わります。

○佐藤委員長 吉井君の質疑は終了いたしました。

次回は、明二十二日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会